

日本政策金融公庫
ディスクロージャー誌
2024

Contents

1	日本政策金融公庫の概要
2	総裁メッセージ
4	プロフィール
5	主な業務
6	使命
7	経営方針・業務運営計画
9	日本政策金融公庫の取組み
10	日本公庫の融資構造
11	セーフティネット機能の発揮
12	重点事業分野の支援
19	民間金融機関や関係機関との連携
22	全国152支店のネットワークを活用した支援
22	広報誌「日本公庫つなぐ」による情報の提供
23	サステナビリティの取組み
24	令和5年度の業務概況及び決算概要
26	資金調達
29	業務の概要
30	国民生活事業
36	農林水産事業
42	中小企業事業
48	危機対応等円滑化業務
50	総合研究所
53	組織運営の仕組み
54	ガバナンス態勢
69	組織・沿革
70	組織について
71	本店・支店所在地一覧
76	日本公庫の沿革
77	資料編
78	業務実績
91	財務の状況
178	参考情報
185	日本政策金融公庫法

(注)本誌の計数について

1. 単位未満の計数
先数、件数及び金額の単位未満は切り捨てています。
また、比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。

2. 表示方法
単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「-」と表示しています。

日本政策金融公庫の概要

総裁メッセージ	2
プロフィール	4
主な業務	5
使命	6
経営方針・業務運営計画	7

総裁メッセージ

令和6年能登半島地震などにより被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます。

日本公庫では、本年、日本公庫の使命を「政策金融の担い手として、安心と挑戦を支え、共に未来を創る。」と定めました。公庫設立から15年、コロナ禍での事業者支援という前例にない課題への対応を経て、民間金融機関との連携も一段と深化しました。また、政府はスタートアップ支援に非常に力を入れており、スタートアップを取り巻く環境も大きく変化しています。さらに、海外市場の開拓や海外進出に取り組む事業者が増え、公庫の海外展開支援も進展してまいりました。

こうした状況を踏まえ、あらためて自身の足元を見つめ、将来の変化に対応できる組織であり続けるため、その拠り所として役割や目的を「使命」として今般、明文化したものです。

公庫は、この「使命」のもと、職員一人ひとりの自律的な行動や変化への挑戦を後押しし、今後とも政策金融の役割を着実に果たすべく、組織一丸となって事業者支援に取り組んでまいります。

日本公庫の役割

日本公庫は、「一般の金融機関が行う金融を補完すること」を旨としつつ、国の中小企業・小規模事業者政策や農林漁業政策等に基づき、法律や予算で決められた範囲で金融機能を発揮している政策金融機関です。

新たな事業を始める方、災害や経営環境の変化に対応する方などの資金需要に、少額から応えてきており、日本の中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の資金調達において重大な役割を担っております。

セーフティネット機能の発揮

我が国では、コロナ後の回復基調がみられるものの、令和6年能登半島地震といった自然災害、物価高、人材不足等も重なり、日本経済や地域を支える多くの事業者の皆さまは厳しい事業環境に置かれています。

日本公庫は、事業者の皆さまへのきめ細かな資金繰り支援を継続するとともに、「新型コロナ対策資本性劣後ローン」の利用促進に取り組むなど、経営改善・事業再生に重点を置いた支援を実施してまいりました。これにあたっては、各地域の民間金融機関と幅広く連携をとり、対応してきております。依然として先行きを見通しづらい状況にありますが、事業者の皆さまへの資金繰り支援を円滑に実行することはもとより、財務基盤の強化や事業の再構築なども支援するため、今後とも民間金融機関や商工会議所、商工会などと一層の連携を図り、支援機関全体で事業者の皆さまを支えていく所存です。

今後の取組み

日本公庫は、政策金融の役割を強く意識し、地震や台風をはじめとする自然災害、感染症の流行、経済情勢等による経営環境の変化など、あらゆる危機に対処可能な態勢を整備して、いかなる状況下においても着実にセーフティネット機能を発揮してまいります。

また、リスクテイク機能を発揮し、創業・スタートアップ・新事業、事業再生、事業承継、海外展開、農林水産業の持続可能な成長、ソーシャルビジネスなど、重点事業分野の支援にも力を注ぎ、挑戦する事業者を支えながら地域経済の成長・発展に貢献してまいります。

(創業・スタートアップ・新事業支援)

日本公庫は、これまでスタートアップ支援領域で先駆的な取組みを行い、創業・スタートアップ・新事業への支援に積極的に取り組んでまいりました。公庫との取引を経て株式市場への上場を果たし、今や、日本経済を牽引しているような企業もあります。スタートアップは、経済成長や雇用創出など社会に対して好影響をもたらすとともに、新たな社会課題を解決する存在にもなっています。引き続き、民間金融機関、ベンチャーキャピタル、大学などとも連携しつつ、資金支援に取り組むとともに、マッチングイベントの開催など成長支援にも取り組んでまいります。

**(事業承継支援)**

我が国では経営者の高齢化などを背景に、事業承継支援の重要性が高まっております。地域に必要とされる事業がきちんと引き継がれていくよう、情報収集のアンテナを高めニーズを把握し、「地域の想いを次世代につなぐ架け橋」として、商工会議所や商工会など各地域の関係機関とも連携の上、マッチングなどの取組みを進めてまいります。

(海外展開支援)

事業者の海外展開は、世界経済の成長を自社の成長に繋がれるとともに、リスク分散の観点からも重要であり、事業の強靭さを高めることにも寄与します。日本公庫は、こうした取組みを資金と情報の両面からサポートしており、今後も支援機関の輪を広げ、海外展開を行う事業者の課題解決に取り組んでまいります。

あわせて、外国人材を活用して国内で事業活動を行う皆さまも支援してまいります。

(農林水産業の持続可能な成長への支援)

多くの農林水産業者が、飼料・肥料や燃料価格の高騰等の影響により、依然として厳しい経営環境におかれています。一方、このような経営環境の変化に対応して、規模拡大や省力化、輸出、環境負担低減、耕畜連携など、持続可能な経営への転換に向け、積極的に事業に取り組む方々もおられます。日本公庫は、事業者の皆さまへの資金支援、販路開拓支援等を実施し、農林水産業の持続可能な成長への支援に取り組んでまいります。

今後とも、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月5日

総裁

田中一穂

プロフィール（令和6年3月31日時点）

名称	株式会社日本政策金融公庫(略称：「日本公庫」)	
設立年月日	平成20年10月1日	
根拠法	株式会社日本政策金融公庫法	
本店	東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	
総裁	田中 一穂	
資本金等	資本金	11兆7,684億円
	資本準備金	5兆2,841億円
支店等	国内	152支店
	海外駐在員事務所	3カ所
職員数	7,423人(令和6年度予算定員)	
総融資残高	総融資残高	26兆1,404億円
	国民生活事業	11兆2,120億円
	農林水産事業	3兆6,852億円
	中小企業事業(融資業務)	7兆8,863億円
	危機対応円滑化業務	3兆2,756億円
	特定事業等促進円滑化業務	810億円
保険引受残高	中小企業事業(信用保険業務)	36兆6,276億円

基本理念

●政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

●ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。
さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

主な業務

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下の機能を担うことにより、国民生活の向上に寄与することを目的とする政策金融機関です。

日本政策金融公庫の主な業務



使命

日本公庫の果たす役割や目的を「使命」として明文化しました。

政策金融の担い手として、
安心と挑戦を支え、
共に未来を創る。

政策金融を担い続ける者として、
お客さまに寄り添い、
地域の関係機関と共に安心と挑戦を支え、
日本の未来を創る。

使命に込めた想い

政策金融の担い手

- 政策金融の担い手としての矜持を常に持ち、業務に取り組みます。
- お客さまに傾聴の姿勢で臨み、お客さまの実態・要望を把握して、政策金融を的確に実施します。

安心と挑戦

- いかなる危機発生時でもセーフティネット機能を発揮することでお客さまの安心を支えます。
- お客さまの新たな取組み、成長、再チャレンジといった挑戦を支えます。
- 職員一人ひとりの安心と挑戦を支えます。

共に未来を創る

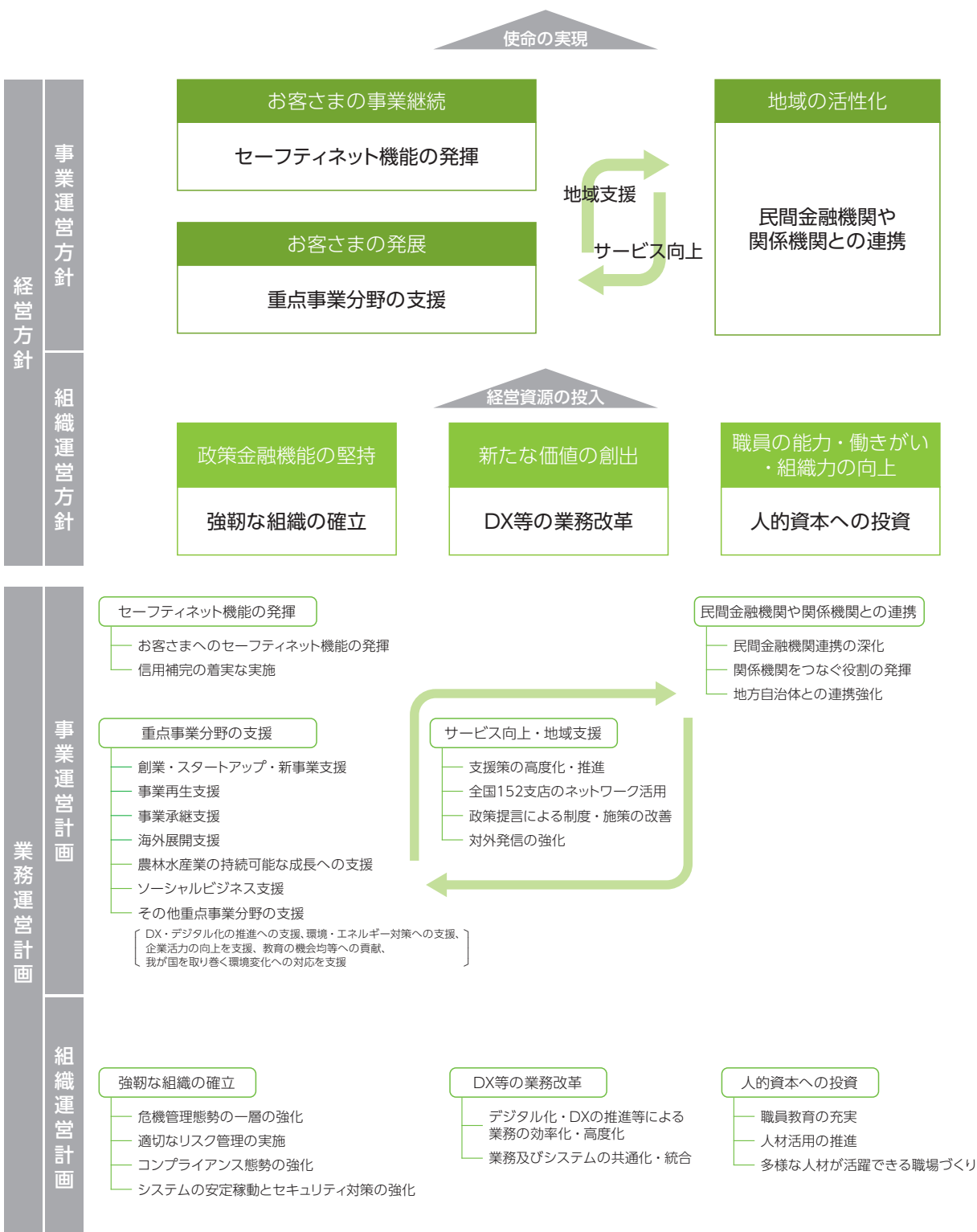
- 地域の関係機関の皆さまと共にお客さまを支えることで、地域の維持・発展に貢献し、日本の未来を共に創ります。

経営方針・業務運営計画

使命

政策金融の担い手として、安心と挑戦を支え、共に未来を創る。

政策金融を担い続ける者として、お客さまに寄り添い、
地域の関係機関と共に安心と挑戦を支え、日本の未来を創る。



詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。
<https://www.jfc.go.jp/n/company/policy.html>



Memo

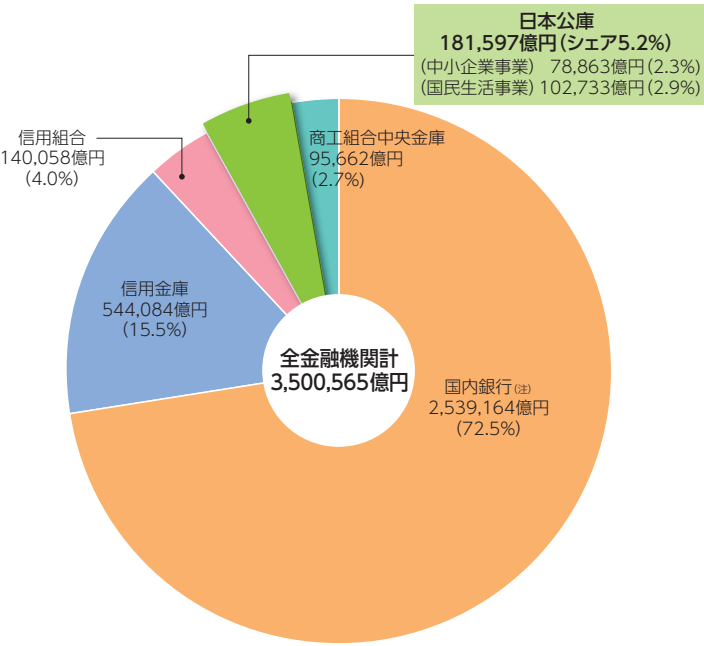
日本政策金融公庫の取組み

日本公庫の融資構造	10
セーフティネット機能の発揮	11
重点事業分野の支援	12
民間金融機関や関係機関との連携	19
全国152支店のネットワークを活用した支援	22
広報誌「日本公庫つなぐ」による情報の提供	22
サステナビリティの取組み	23
令和5年度の業務概況及び決算概要	24
資金調達	26

日本公庫の融資構造

中小企業向けの融資残高における日本公庫（国民生活事業・中小企業事業）の残高シェアは**5.2%**となっています。

中小企業向け 融資残高シェア（令和6年3月末時点）

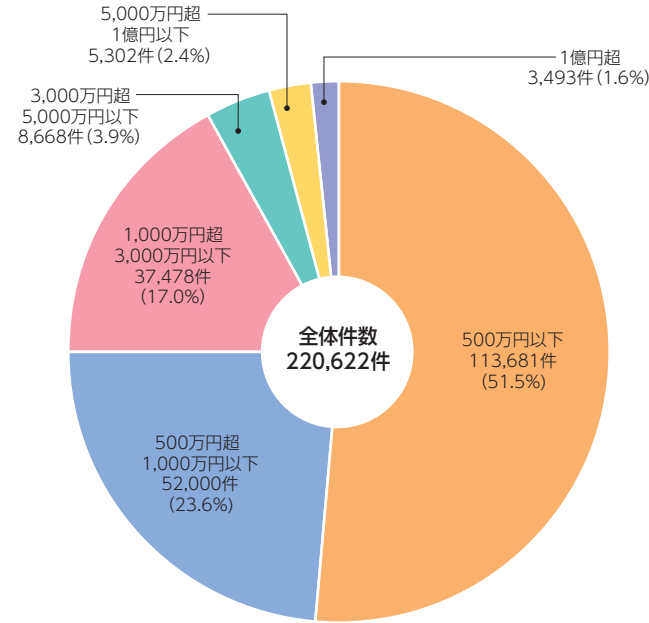


(注) 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行の合計
(出典) 日本銀行「貸出先別貸出金」「現金・預金・貸出金」、全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」、日本政策金融公庫「業務統計」、商工組合中央金庫「業務統計」

令和5年度の日本公庫の融資金額別の構成割合を見ると、事業資金の融資件数約22万件のうち、融資金額**500万円以下が52%、3,000万円以下で92%**となっています。

その他、国民一般向けに教育ローンの融資を行っています（年間約9万件）。

令和5年度融資金額別実績 (注)



(注) 国民生活事業・農林水産事業・中小企業事業（融資）の事業資金の合計

セーフティネット機能の発揮

新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の融資

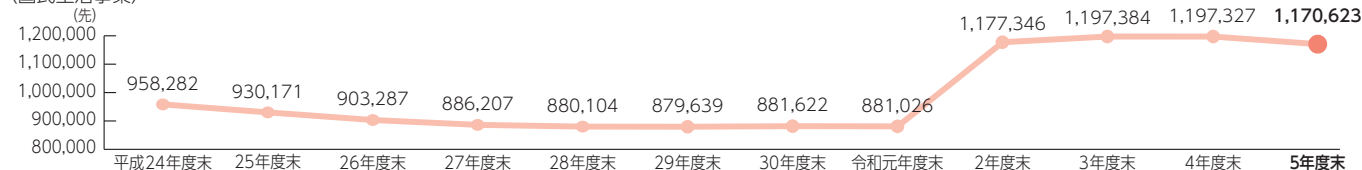
新型コロナウイルス感染症関連の融資実績は、相談窓口設置日である令和2年1月29日から令和6年3月末時点までの累計で**128万7,001件**、**21兆1,862億円**となりました。

(2) 取引先数の推移

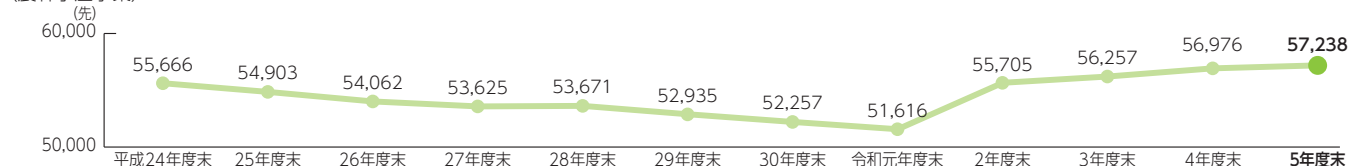
新型コロナウイルス感染症が発生する前まで、日本公庫の取引先数は減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症への対応としてこれまでにない膨大な融資のご相談に対応した結果、令和5年度末の取引先数は令和元年度末と比べ、国民生活事業で**約29万先**、農林水産事業で**約6千先**、中小企業事業で**約1万4千先**の増加となりました。

取引先数の推移

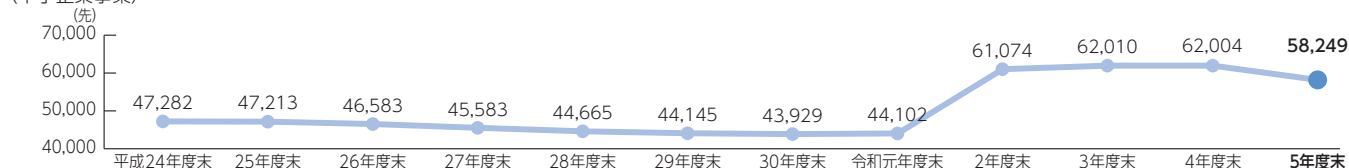
(国民生活事業)



(農林水産事業)



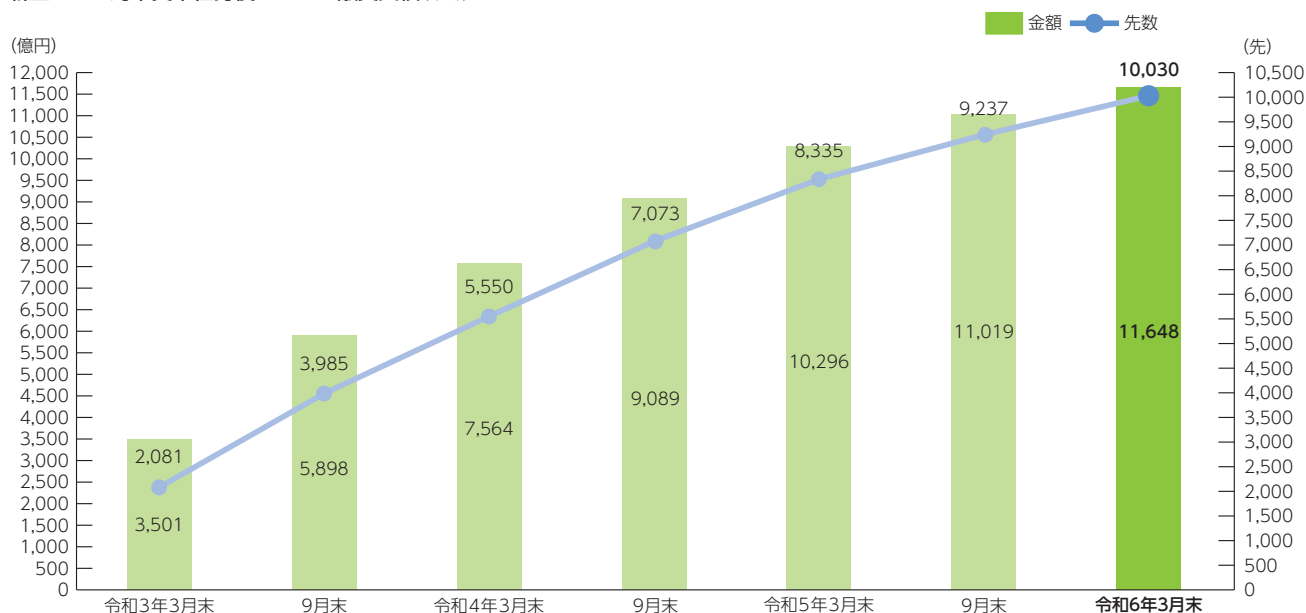
(中小企業事業)



(3) 新型コロナ対策資本金劣後ローン

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下において、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る方などを対象に、財務体質強化を図るための資金を供給する「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本金劣後ローン)」の取扱いを令和2年8月から開始しました。令和6年3月末時点での融資実績は、**1万30先**、**1兆1,648億円**となりました。

新型コロナ対策資本金劣後ローンの融資実績(累計)



令和6年能登半島地震への対応

令和6年1月4日付で「令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に迅速かつきめ細かく対応しています。また、中小企業・小規模事業者向けに「令和6年能登半島地震特別貸付」、農林漁業者等向けに「金利負担軽減等の特例措置」等を実施し、被害を受けた皆さまを支援しています。

令和6年能登半島地震関連の融資実績

令和5年度	
件数	金額
357件	39億円

セーフティネット関連融資^(注)実績

東日本大震災や令和6年能登半島地震、台風その他の自然災害のほか、国際的な金融不安、経済収縮による悪影響に伴い資金繰りに支障をきたしている方々に対する、セーフティネット関連の令和5年度の融資実績は、**11万6,738件、1兆7,663億円**となりました。

(注)「セーフティネット関連融資」とは新型コロナウイルス感染症特別貸付、災害復旧貸付、東日本大震災復興特別貸付、経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、農林漁業セーフティネット資金等が含まれます。

重点事業分野の支援

(1)創業・スタートアップ・新事業支援

①創業融資実績

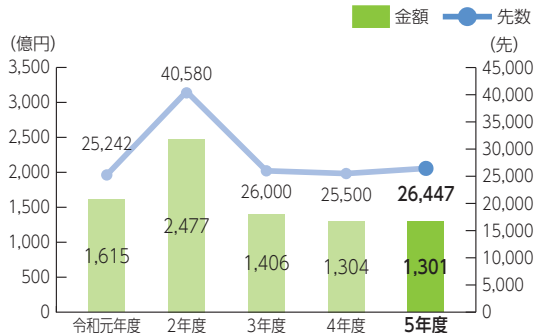
令和5年度の創業前及び創業後1年以内の企業に対する融資実績は、**2万6,447先(前年度比104%)、1,301億円(同100%)**となりました。

女性・若者・シニア起業家への創業融資実績

	令和3年度	4年度	5年度	前年度比
女性層	6,077先	6,367先	6,631先	104%
若年層 (35歳未満)	7,889先	7,368先	7,368先	100%
シニア層 (55歳以上)	2,509先	2,386先	2,521先	106%

(注)女性のシニア層及び若年層は、女性層ともう一方の層で重複して集計しています。

創業前及び創業後1年以内の企業に対する融資実績



②「新事業育成資金^(注1)」及び「スタートアップ支援資金^(注2)」の融資実績

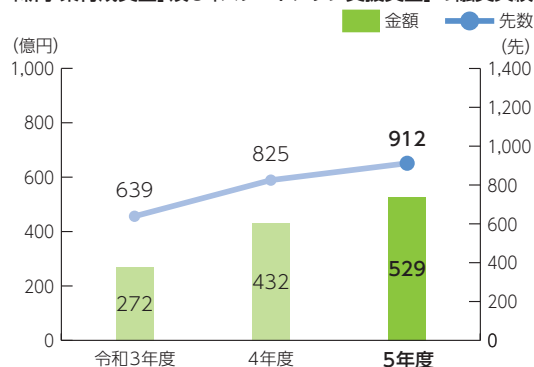
令和5年度の「新事業育成資金」及び「スタートアップ支援資金」の融資実績^(注3)は、**912先(前年度比111%)、529億円(同122%)**となりました。

(注1)高い成長性が見込まれる新たな事業に取り組む中小企業者を支援する特別貸付制度です。

(注2)我が国の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの成長を支援する特別貸付制度です。

(注3)融資実績には、挑戦支援資本強化特別貸付を含みます。

「新事業育成資金」及び「スタートアップ支援資金」の融資実績



③新株予約権付融資の実績

「新事業育成資金」及び「スタートアップ支援資金」には、株式公開を目指すスタートアップなどを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を日本公庫中小企業事業が取得し、必要な資金を供給する「新株予約権付融資」があります。

同制度の令和5年度の融資実績は、**75先(前年度比109%)**、**133億円(同177%)**となりました。

④「資本性ローン(新事業型)」の融資実績

令和5年度の「資本性ローン(新事業型)」の融資実績は、**43先(前年度比187%)**、**63億円(同300%)**となりました。

⑤地域のスタートアップ支援機関との連携

地域のスタートアップ支援機関(民間金融機関、ベンチャーキャピタル、大学など)と連携して、地域のスタートアップ等によるプレゼンテーションイベントを開催し、スタートアップの発掘、支援に取り組んでいます。

⑥「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催

日本公庫では、ビジネスプランを作成する過程を通じて、自ら未来を切り拓いていける力を養うことを目的として、平成25年度から「高校生ビジネスプラン・グランプリ」を開催しています。

「第11回 高校生ビジネスプラン・グランプリ」は、505校、5,014件の応募がありました。全国の創業支援センターが中心となって472校の学校に出張授業を実施し、ビジネスプランの作成サポートを実施しました。

令和6年1月に行われた最終審査会ではファイナリスト10組による白熱したプレゼンテーションが繰り広げられました。田園調布学園高等部の中村美月さんの「世界の女性を幸せにする『テック・ドミトリー』」がグランプリを獲得し、多くのメディアからも注目されました。また、ビジネスプランの発表に臨む高校生に対して、第10回に引き続き、岸田内閣総理大臣からビデオメッセージが寄せられました。

〈第12回 高校生ビジネスプラン・グランプリ〉

令和6年8月20日～9月25日 応募受付期間

令和6年11月下旬 ファイナリスト10組(最終審査会参加者)
発表

令和7年1月12日 最終審査会・表彰式の開催

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/grandprix/>



高校生ビジネスプラン・グランプリFacebook
ページでは最新情報を随時更新しています。

<https://www.facebook.com/grandprix.jfc/>



高校生ビジネスプラン・グランプリInstagram
ページでは最新情報を随時更新しています。

https://www.instagram.com/grandprix_kouko/



「新事業育成資金」及び「スタートアップ支援資金」のうち、 新株予約権付融資の実績

	令和3年度	4年度	5年度	前年度比
先数	41先	69先	75先	109%
金額	35億円	75億円	133億円	177%

「資本性ローン(新事業型)」の融資実績

	令和3年度	4年度	5年度	前年度比
先数	24先	23先	43先	187%
金額	29億円	21億円	63億円	300%



第11回グランプリを受賞した田園調布学園高等部の中村美月さん



最終審査会のプレゼンテーション

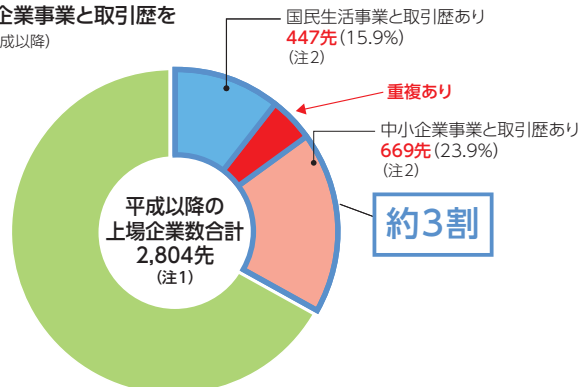


岸田内閣総理大臣からのビデオメッセージ

日本公庫との取引歴を有する上場企業

平成元年以降（1989年～）に上場した企業のうち、国民生活事業又は中小企業事業との取引を経て株式公開を果たした企業はそれぞれ計447先、計669先、両事業合計975先（重複除く）で、全体の約3割を占めています。

国民生活事業・中小企業事業と取引歴を有する上場企業数（平成以降）



(注1) 平成元年以降に各市場に上場した企業のうち、令和6年3月末時点で株式を公開している企業の総数（日本公庫調べ）。
(注2) (注1)のうち、国民生活事業又は中小企業事業と取引があったことを確認できたもの。

(2) 事業再生支援

令和5年度の再生支援関連の融資実績は、「企業再生貸付」については**619先（前年度比138%）、475億円（同118%）**となり、「資本性ローン（再生型）」については、**50先（同238%）、42億円（同150%）**となりました。また、再生支援関連の金融支援実績は、**202先（同149%）**となりました。

再生支援関連の融資実績

		令和3年度	4年度	5年度	前年度比
企業再生貸付	先数	308先	450先	619先	138%
	金額	302億円	401億円	475億円	118%
うち資本性ローン（再生型）	先数	17先	21先	50先	238%
	金額	22億円	28億円	42億円	150%

再生支援関連の金融支援実績

		令和3年度	4年度	5年度	前年度比
DDS、DES等の 抜本的な金融支援手法 ^(注)	先数	114先	136先	202先	149%

(注) DDS、DESのほか、債権の不等価譲渡、第二会社方式、債権放棄による実績。当該期間に日本公庫が同意した先数を集計したものです。

- ・DDS（デット・デット・スワップ）：既存債務の一部を劣後債務に転換する金融手法。
- ・DES（デット・エクイティ・スワップ）：既存債務の一部を株式化することによって、財務体質の改善を図る金融手法。
- ・債権の不等価譲渡：債権者が債権を地域再生ファンド等へ額面より低い価格（時価）で譲渡する金融手法。
- ・第二会社方式：収益性のある事業を会社分割又は事業譲渡によって切り離して他の事業者等に承継させ、過剰債務部分は不採算事業とともに元の会社に残して特別清算等の法的整理によって債務免除を受ける金融手法。
- ・債権放棄：債権者が債権の一部を放棄することによって、再生企業のキャッシュフロー及び財務内容を改善させる金融手法。

(3)事業承継支援

令和5年度の事業承継関連の融資実績は、**2,790件(前年度比107%)、913億円(同108%)**となりました。

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進む中、企業が培ってきた技術・ノウハウ等の貴重な経営資源が円滑に引き継がれるよう、事業承継に関する多様な資金需要に対応しています。

事業承継関連の融資実績

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	176件	707件	1,492件	2,467件	5,593件	9,047件	1,442件	2,380件	2,610件	2,790件
金額	119億円	186億円	296億円	424億円	882億円	1,503億円	478億円	766億円	842億円	913億円

- (注) 1.平成29年4月からは事業承継前の準備資金が、令和2年度からは生活衛生関係営業を営む者が対象となるなど、幅広い資金需要に対応するため、融資対象を拡充しています。
 2.上の表には平成27年2月に創設された新事業活動促進資金(事業承継関連*)の実績を含んでいます。※平成29年に事業承継・集約・活性化支援資金に統合。
 3.平成30年度から、事業承継・集約・活性化支援資金等以外で、事業承継に必要な資金を使途とする貸付(認定貸付)を集計対象に追加しています。

「経営者の意識喚起」の取組み事例

第三者承継事例集「ギフトvol.3」



日本公庫の「事業承継マッチング支援」や他機関の支援施策を利用して、第三者承継を実現した先代経営者と現経営者の想いや取組みを紹介する冊子
(令和4年7月発行)

「みらいへのバトン」



お客さまが事業承継に関する自己診断を行うとともに、自社の事業承継に係る課題と進むべき方向性を公庫職員と共有するための提供用冊子
(令和3年4月改訂)

事業承継セミナー



事業承継の重要性、持続的な経営を行っていくための承継ノウハウの習得を目的とした経営者向けセミナー
(令和4年1月開催)

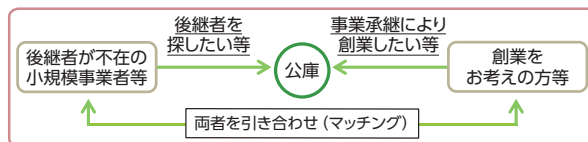
事業承継マッチング支援

「事業承継マッチング支援」は、後継者不在の小規模事業者等と創業希望者等を引き合わせ、第三者による事業承継を支援する取組みです。

事業承継マッチング支援の令和5年度までの累計実績は、申込が13,518件、引き合わせが1,349件となり、168件が成約に至りました。

このほか、令和5年度は、後継者不在企業のマッチングを一層推進するため、全国15ヵ所にてオープンネーム(実名)で後継者の公募を行う「事業承継マッチングイベント」をオンラインで開催しました。同イベントにおいては、事業譲渡を希望する61社の事業者が、延べ1,974名の参加者(事業の譲受に関心のある方や事業承継を支援する方など)に対して事業内容を紹介し、後継者を公募しました。

なお、令和6年度においては、同イベントを13ヵ所で開催し、令和7年度までに全都道府県で開催することを予定しています。



●事業承継マッチング支援実績

取組実績	譲渡希望	譲受希望
申込登録件数	4,216件	9,302件(2,187件)
引き合わせ件数	1,349件	
成約件数	168件	

(注) 事業承継マッチング支援実績は、平成31年4月から令和6年3月までの累計実績です。また、申込登録件数の()内は、創業希望者の登録件数です。

●事業承継マッチングイベントの様子



譲渡希望先の事業紹介(宮城県)

事業承継マッチング支援については、日本公庫ホームページでもご覧いただけます。



事業承継マッチング支援の成約事例

譲渡側は、静岡県で調剤薬局を経営する株式会社イシヅ(代表者(当時)、石津氏)。後継者が不在で、日本公庫の「事業承継マッチング支援」に登録。

譲受側の小林氏は、神奈川県出身の薬剤師。大手調剤薬局で勤務していたが、地域に根差した薬局を経営したいとの想いから、移住を含めた独立を検討していた。

公庫は、石津氏から事業の譲渡に関する希望をヒアリングし、小林氏を紹介。小林氏は、店舗訪問等を通じて、地域に欠かせない薬局であると確信したことから、パートナーの佐藤氏と移住して「継ぐスタ^(注)」することを決意。令和5年8月、事業譲渡契約を締結した。

(注) 事業を受け継いでスタートする創業形態



譲渡側の石津氏(左)と譲受側の小林氏(中央)及び佐藤氏(右)

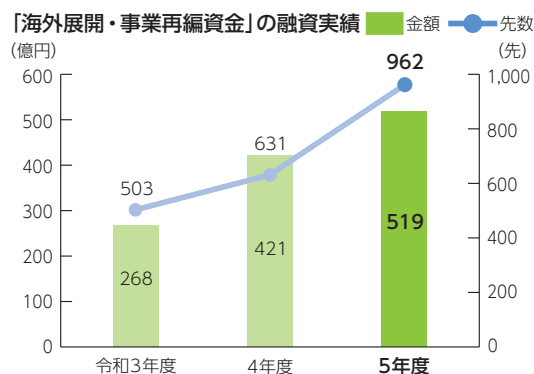
(4) 海外展開支援

①「海外展開・事業再編資金」の融資実績

令和5年度の「海外展開・事業再編資金」の融資実績は、**962先(前年度比152%)、519億円(同123%)**となりました。

そのうち「クロスボーダーローン」^(注)の令和5年度の融資実績は**93先、68億円**となりました。令和3年1月の制度開始以来の累計実績(令和6年3月末まで)は**298先、209億円**となっています。

(注)経済の構造的変化等に適応するために、国内親会社(中小企業者等)と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人に対して、日本公庫が直接融資する制度です。ご利用いただける国・地域は、タイ、ベトナム、香港、シンガポール又はフィリピンとなっています。



「海外展開・事業再編資金」の国・地域別実績内訳

	令和3年度		4年度		5年度		
	先数	割合	先数	割合	先数	割合	前年度比
中国(香港含む)	136先	27%	181先	29%	273先	28%	151%
ASEAN	211先	42%	234先	37%	330先	34%	141%
ベトナム	85先	17%	78先	12%	104先	11%	133%
タイ	80先	16%	71先	11%	93先	10%	131%
フィリピン	13先	3%	24先	4%	35先	4%	146%
マレーシア	9先	2%	22先	3%	22先	2%	100%
その他ASEAN	24先	5%	39先	6%	76先	8%	195%
その他	156先	31%	216先	34%	359先	37%	166%
合計	503先	100%	631先	100%	962先	100%	152%

②スタンバイ・クレジット制度^(注)の利用実績

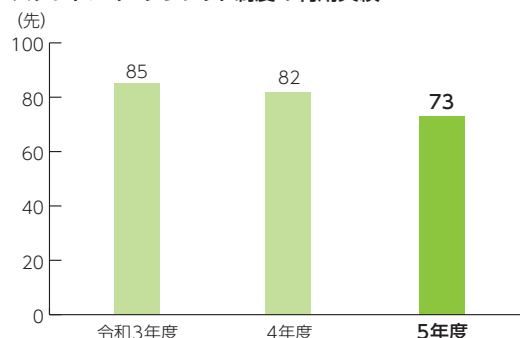
令和5年度は、タイ、中国、韓国、インドネシア、台湾、フィリピン及びベトナムの提携金融機関に対して信用状を発行し、その利用実績は**73先**となりました。平成24年度の制度開始以来の累計実績(令和6年3月末まで)は**960先**となっています。

令和6年3月末時点で提携金融機関は15行となっています。

また、より多くの中小企業者の皆さまが本制度を利用できるよう、平成25年度から全国各地の地域金融機関と連携したスキームを構築しています。令和6年3月末時点で全国62の地域金融機関と連携しており、制度開始以降延べ**62先(令和5年度4先)**に対して、本連携スキームによる信用状を発行しました。

(注)国内親会社(中小企業者等)と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人等が、日本公庫と提携する金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために公庫がスタンバイ・クレジット(信用状)を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。

スタンバイ・クレジット制度の利用実績



③トライアル輸出支援事業の実績

取引のあるお客さまへの経営支援サービスの一環として、農林水産事業では平成25年度から、国民生活事業では令和4年度からそれぞれ開始した事業で、輸出ノウハウを持つ貿易商社と連携し、輸出に初めて取り組むお客さまをサポートしています。

令和5年度のトライアル輸出支援事業は、輸出に意欲のある小規模事業者や農林漁業者、食品製造業者に対して、貿易商社と連携し、**95件**の試験的な輸出(トライアル輸出)を支援しました。

	令和3年度	4年度	5年度
支援件数 ^(注)	31件	75件	95件

(注)令和3年度の支援件数は農林水産事業のみの件数。令和4年度からの支援件数は、国民生活事業、農林水産事業の合算の件数。

④ホーチミン駐在員事務所の新設

令和5年11月、ASEAN地域での更なる海外展開支援・情報収集の強化を目的に、ベトナム(ホーチミン市)に、ホーチミン駐在員事務所を開所しました。これにより、日本公庫の海外駐在員事務所は、上海(中国)、バンコク(タイ)、ホーチミン(ベトナム)の3拠点となりました。

また、令和6年1月、ホーチミン市内にて開所式を開催し、お取引先現地法人、在ベトナム日本国大使館等日系関係機関及び日系金融機関から約150名が参加しました。ホーチミン駐在員事務所の開所を広く周知するとともに、参加者同士の交流の機会を提供することができました。



ホーチミン駐在員事務所
入居ビル



開所式(写真撮影)の様子



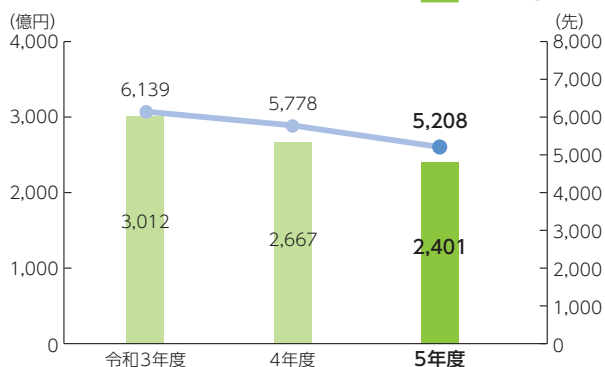
開所式(講演会)の様子

(5)農林水産業の持続可能な成長への支援

①農業の担い手(法人・大規模家族経営や農業参入)を支援

令和5年度の「農業経営基盤強化資金」(略称:スーパーL資金)の融資実績は、**5,208先(前年度比90%)、2,401億円(同90%)**となりました。

「スーパーL資金」の融資実績



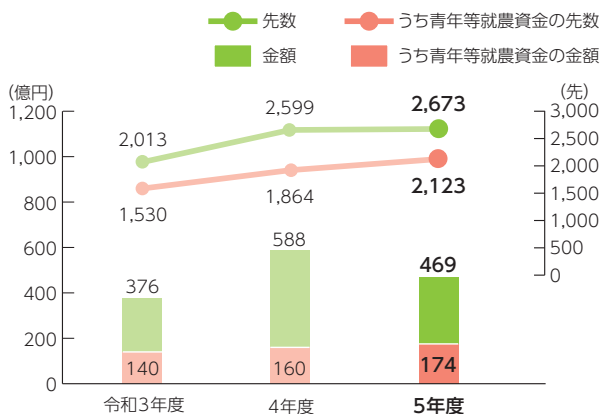
②新規就農や農業参入の取組みを支援

令和5年度の新規就農、農業参入関連の融資実績は、**2,673先(前年度比103%)、469億円(同80%)**となりました。

平成26年度から取扱いを開始した「青年等就農資金^(注)」の融資実績は、**2,123先(前年度比114%)、174億円(同109%)**となりました。

(注)新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方を支援する資金です。

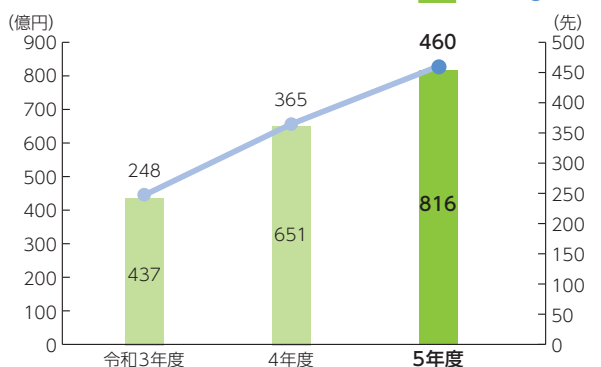
新規就農、農業参入関連の融資実績



③輸出の取組みを支援

令和5年度の「輸出により経営改善に取り組む方」への融資実績は、**460先(前年度比126%)、816億円(同125%)**となりました。

輸出に取り組む方への融資実績

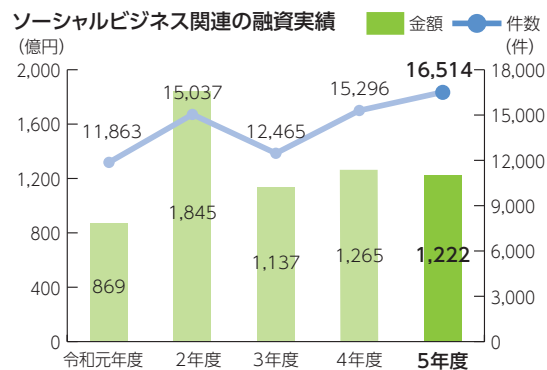


(6) ソーシャルビジネス^(注)支援

① ソーシャルビジネス関連の融資実績

令和5年度のソーシャルビジネス関連の融資実績は、**1万6,514件**
(前年度比108%)、**1,222億円**(同97%)となりました。

(注) 高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、地域活性化、環境保護など、地域や社会が抱える課題の解決に取り組む事業をいいます。



② Webページ「ソーシャルビジネス情報局」による情報発信

令和5年7月に「ソーシャルビジネス情報局」を開設し、地域・社会の課題解決のため、ソーシャルビジネスに取り組む方々へのインタビューや支援事例などを紹介しています。



詳細はこちら



③ 「ビジネスプラン見える化BOOK」による事業計画策定の支援

ソーシャルビジネスの事業計画策定を支援するため、「ビジネスプラン見える化BOOK」(以下、「見える化BOOK」)をホームページで公開しています。

「見える化BOOK」は、事業計画に関わる6つの要素(組織使命・現状把握・実現仮説・成果目標・財源基盤・組織基盤)を整理できるワークブックです。ソーシャルビジネスの担い手の皆さまが事業計画を策定する際にご活用いただけます。



詳細はこちら



民間金融機関や関係機関との連携

日本公庫は、民間金融機関や関係機関と連携してお客さまに多様なサービスをご提供しています。「地方版総合戦略」への積極的な参画のほか、地域やお客さまが抱える課題の解決に向けた取組みの推進を通じて、地域の活性化に取り組んでいます。

(1) 民間金融機関連携の深化

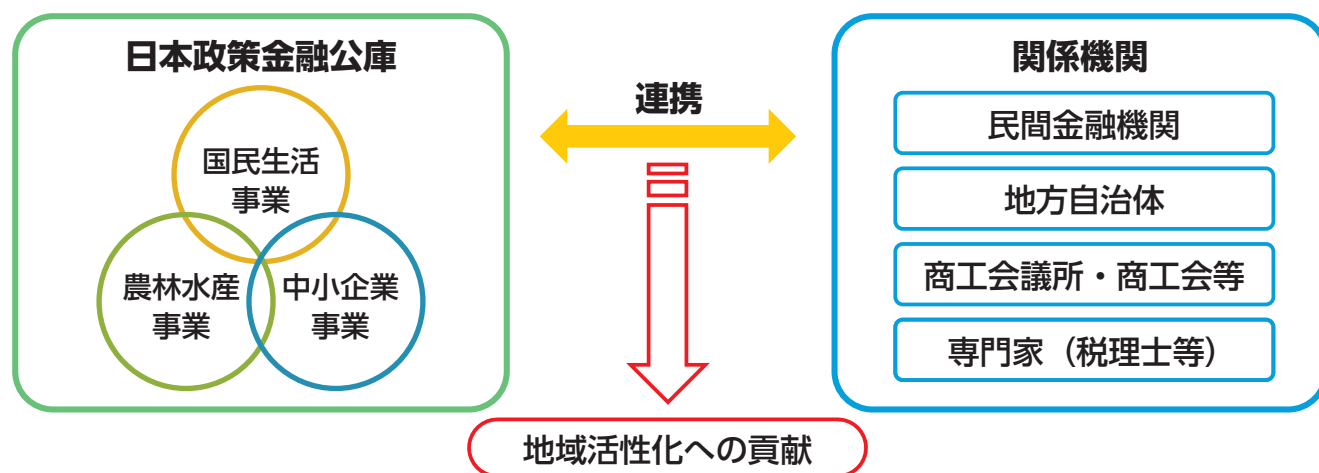
- 民間金融機関の補完を旨としつつ、中小企業・小規模事業者、農林漁業者等のお客さまにさまざまな支援を行っています。民間金融機関と連携して、それぞれの強みやノウハウを組み合わせた多様なサービスをご提供することにより、お客さまの利便性向上に努めております。

(2) 関係機関をつなぐ役割の発揮

- 地域の関係機関と共に、地域やお客さまが抱える課題の解決に向けた取組みを推進しています。

(3) 地方自治体との連携の強化

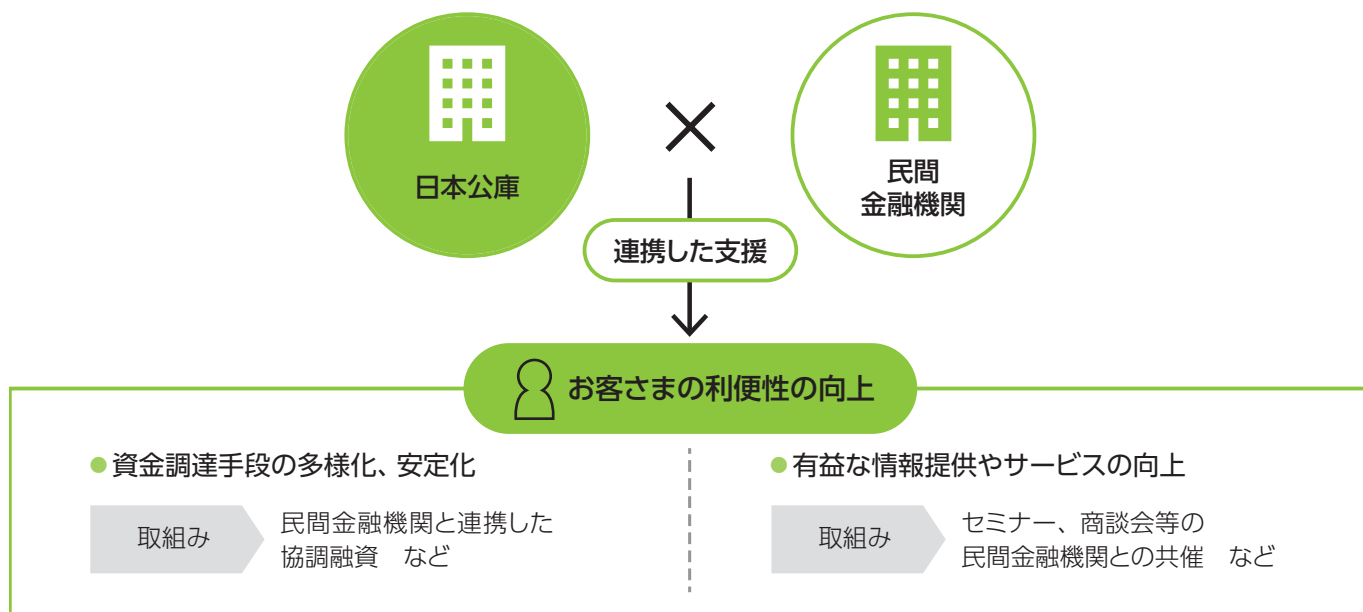
- 「地方版総合戦略」の各種施策への積極的な関与や地方自治体との意見交換等を通じて、地方自治体との連携強化に取り組んでいます。



民間金融機関連携の深化

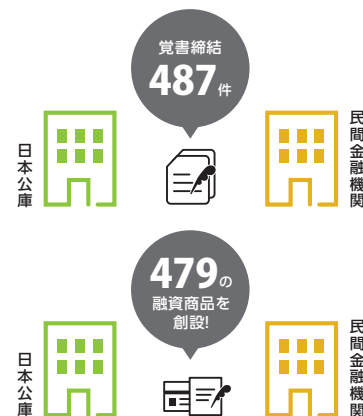
(1) 民間金融機関との連携の目的

日本公庫は、民間金融機関の補完を旨としつつ、中小企業・小規模事業者、農林漁業者等のお客さまにさまざまな支援を行っています。民間金融機関と連携して、それぞれの強みやノウハウを組み合わせた多様なサービスをご提供することにより、お客さまの利便性向上に努めております。



(2) 業務連携・協力にかかる覚書締結状況

これまで多くの民間金融機関との業務連携を進めており、**令和6年3月末時点で、487機関**と業務連携・協力にかかる覚書を締結しています。



(3) 協調融資商品の創設実績

平成26年度から連携の実効性を高めるため民間金融機関と連携・協調して融資するスキーム作りに取り組んでおり、協調融資スキーム^(注)を構築した民間金融機関数は、**令和6年3月末時点で、436機関**にのぼります。協調融資スキームの中には、民間金融機関と連携し、協調融資商品を創設して事業者を支援しているものもあり、**令和6年3月末時点で、309機関と479商品**を創設しています。

(注) 協調融資として取り扱う案件の具体的な紹介ルールの取り決めがなされているものです。

(4) 協調融資^(注)実績

令和5年度の民間金融機関との協調融資実績は、**3万2,594件(前年度比109%)、1兆2,406億円(同98%)**となりました。

(注) 同一目的の資金計画に対し、日本公庫と民間金融機関が協議を経たうえで、融資(保証)を実行又は決定したものです(公庫で集計したもの。両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含みます)。

協調融資実績

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	前年度比
件数	28,736件	24,467件	25,259件	29,894件	32,594件	109%
金額	12,556億円	16,847億円	12,527億円	12,645億円	12,406億円	98%
融資単価	4,369万円	6,885万円	4,959万円	4,229万円	3,806万円	90%

(5) 日本公庫から民間金融機関へのお客さま紹介実績

お客さまの資金ニーズの多様化に対応するとともに、お客さまの資金調達の選択肢を増やすことなどを目的に、日本公庫から民間金融機関へお客さまを紹介する取組みを実施しています。

令和5年度の**公庫から民間金融機関へのお客さま紹介は7,943件**となりました。

関係機関をつなぐ役割の発揮

- お客さまに対するコンサルティング機能の強化の観点から、地域の関係機関と連携し、セミナーや勉強会などを積極的に開催しています。
- 政策金融機関として地域の関係機関を「つなぐ」役割を発揮し、お客さまや地域が抱える課題の解決に貢献するため、令和5年度は東京・広島・青森の3カ所で地域の金融機関、支援団体、地元企業・団体とともに「地域経済活性化シンポジウム」を開催しました。

東京	◆開催日程：令和5年7月18日 ◆開催場所：日経ホール(千代田区) ◆テーマ：想いを未来につなぐ事業承継 ◆参加者数：会場61名、ライブ配信379名
広島	◆開催日程：令和5年9月7日 ◆開催場所：JMSアステールプラザ(広島市) ◆テーマ：新たな発想で世の中を変える ～スタートアップ企業がもたらす活力～ ◆参加者数：会場79名、ライブ配信225名
青森	◆開催日程：令和5年10月31日 ◆開催場所：ホテル青森(青森市) ◆テーマ：地域発！世界に届ける日本の食 ◆参加者数：会場119名、ライブ配信194名



東京会場の様子



広島会場の様子

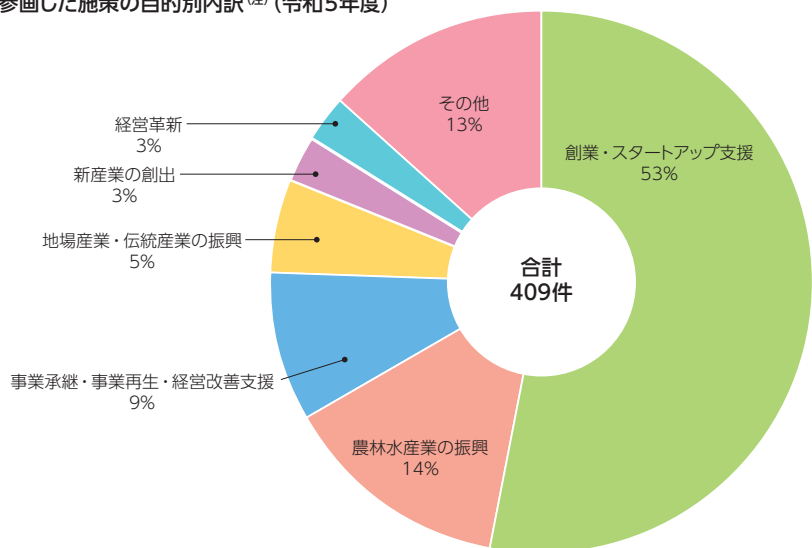


青森会場の様子

地方自治体との連携の強化

- 全国152支店において、地域の実状やニーズをとらえ、地域が抱える課題に、きめ細かに対応しています。
- 令和5年度は、「地方版総合戦略」に掲げる各種施策のうち、創業・スタートアップ支援や農林水産業の振興などの分野において、**409件**の個別施策に参画しました。また、地方自治体の首長等との意見交換などを通じて、地域が抱える課題を理解するとともに、解決に向けた取組みを推進することで、連携をさらに強化しました。

参画した施策の目的別内訳^(注)(令和5年度)



(注) 日本公庫による分類

全国152支店のネットワークを活用した支援

多様化するお客さまのニーズに対応するため、全国152支店のネットワークを活用し、ビジネスチャンスの拡大に向けたお客さまに対するハンズオンでのマッチング支援や商談会・セミナーの開催などに取り組んでいます。

- 令和5年度は、お客さまの本業支援や地域の活性化に貢献するため、全国各地でマッチングや商談会・セミナーの開催などに取り組みました。
- 「全国オンライン商談会」や「アグリフードEXPO」など、全国規模の商談会の開催に加え、全国の支店においても、遠隔地のお客さま同士を繋ぐオンラインマッチングや地域の特色を活かした商談会・セミナーを開催するなど、お客さまの課題解決をサポートしています。
- インターネットビジネスマッチングサイトでは、販売先や仕入先の拡大などのお客さま同士のニーズを橋渡しする「場」を提供しています。

日本政策金融公庫インターネットビジネスマッチング
<https://match.jfc.go.jp/>



第4回「全国オンライン商談会」

- ポストコロナにおいて、マッチングニーズが多様化するお客さまのビジネスチャンス拡大を支援するため、オンライン形式の商談会を開催しました(令和6年2月13日～19日)(17、18日を除く)。
- 今回は、多様化するお客さまのニーズに幅広く応えるため、海外商談枠を新設したほか、令和6年能登半島地震の影響が大きかった地域(石川県、富山県、福井県、新潟県)からも38社が参加し、販路拡大につながる商談を行ったことで、計840件(前回849件)の商談が実現し、参加企業から高い満足度を得ることができました。



広報誌「日本公庫つなぐ」による情報の提供

日本公庫の機能・役割・取組みを広く知っていただき、「政策」と事業に取り組む方々等とを「繋ぐ」ため、広報誌「日本公庫つなぐ」による情報提供にも取り組んでいます。この「日本公庫つなぐ」では、公庫の取組みのほか、地域や企業の皆さまの取組み等を紹介しています。

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

https://www.jfc.go.jp/n/findings/tsunagu_index.html



サステナビリティの取り組み

サステナビリティ基本方針

日本公庫は、業務運営を通じて持続可能な社会の実現に貢献していくためのサステナビリティ基本方針を定めています。

【サステナビリティ基本方針】

当公庫は、政策金融の確かな実施を通じた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等への支援、関係機関との連携を通じた地域活性化及び環境に配慮した業務運営に努め、持続可能な社会の実現に貢献する。

◆ 基本的な考え方

業務運営計画の各項目の着実な遂行を通じ、サステナビリティを推進し、SDGsの達成に貢献する。

◆ マテリアリティの特定

● サステナビリティを推進する上で取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を次のとおり設定する。

- （1）セーフティネット機能を発揮し、お客さまの事業継続を支える
- （2）民間金融機関や関係機関と連携し、お客さまと地域の成長を支える
- （3）重点事業分野を重点的に支援し、お客さまと我が国の発展を支える
- （4）多様な人材が活躍できる職場を作り、働く職員の満足度を高める

● 重要課題（マテリアリティ）に対する取り組み状況については、取締役会に報告し、モニタリングを行うとともに、評価・審査委員会において評価を受け、サステナビリティ推進に向けた取り組みの向上に努める。

◆ 地域社会との協働

サステナビリティの取り組みの重要性をお客さまや関係機関と共有し、地域社会全体でのサステナビリティへの取り組みの進展に貢献する。

◆ 人材育成

全役職員が政策金融を担う者として期待される役割を果たすため、「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実を図る。

◆ 社内環境整備

女性のキャリア開発を推進するとともに、性別を問わずワークライフ・マネジメントの実践が可能な職場づくりに取り組む。

◆ 全役職員への意識醸成

全役職員が本方針に基づくサステナビリティの推進に積極的に取り組むため、全役職員のサステナビリティに対する意識醸成を図る。

日本公庫の取り組みを通じたSDGsへの貢献

政策金融機関として、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献できるよう取り組みを進めてまいります。

【日本公庫の取り組みを通じたSDGsへの貢献（SDGsマッピング）】

 1 貧困をなくそう	【事業運営】 ・ひとり親家庭等への支援を通じた教育にかかる経済的負担の軽減	 2 飢餓をゼロに	【事業運営】 ・農林水産業の持続可能な成長への支援 ・新たに農業経営を開始する者への支援 ・農林漁業者との連携強化に取り組む食品関係企業等の関連企業の支援	 3 すべての人に健康と福祉を	【事業運営】 ・医療体制整備への支援 ・健康経営に取り組むお客さまへの支援
 4 質の高い教育をみんなに	【事業運営】 ・高校生ビジネスプラン・グランプリの開催 ・教育の機会均等への貢献 ・大学への出講等による研究成果の発信 【組織運営】 ・職員の専門性の強化	 5 ジェンダー平等を實現しよう	【組織運営】 ・女性管理職の積極的登用 ・男性の家事、育児、介護への参画促進	 6 安全な水とトイレを世界中に	【事業運営】 ・森林の有する多面的機能（水源の涵養）維持への支援
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	【事業運営】 ・脱炭素化などの環境、エネルギー対策への支援 ・低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローン ・産業競争力強化法に基づく事業適応（脱炭素化）に係るツーステップ・ローン	 8 働きがいをも経済成長も	【事業運営】 ・セーフティネット機能の発揮 ・危機対応円滑化業務の的確な実施 ・信用補充の着実な実施 ・創業・スタートアップ・新事業支援 ・事業再生支援 ・事業承継支援 ・ソーシャルビジネス支援 【組織運営】 ・デジタル化・DXの推進 ・テレワークなどの柔軟な働き方の一層の推進 ・ワークライフ・マネジメント（WLM）の実践		
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	【事業運営】 ・産業競争力強化法に基づく事業再編及び事業適応等に係るツーステップ・ローン ・高度な情報通信システムの開発供給及び導入に係るツーステップ・ローン ・特定重要物資の安定供給確保に係るツーステップ・ローン	 11 住み続けられるまちづくりを	【事業運営】 ・地域活性化への貢献	 12 つくると消費する責任	【組織運営】 ・環境に配慮した取り組みの実施
 10 人や国の不平等をなくそう	【組織運営】 ・ダイバーシティの推進 ・障害者雇用の着実な実施	 13 気候変動に具体的な対策を	【組織運営】 ・危機管理態勢の強化 ・BCPの強化	 14 海の豊かさを守ろう	【事業運営】 ・林業の持続的かつ健全な発展への支援 ・木材関連事業者の国産材の利用促進に資する取組み
 16 平和と公正をすべての人に	【組織運営】 ・コンプライアンス意識の強化・定着化 ・反社会的勢力の排除態勢の強化 ・外部有識者で構成される評価・審査委員会の設置	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	【事業運営】 ・協調融資や証券化を通じた民間金融機関等との連携 ・地方版総合戦略への積極的な参画などによる地方自治体との連携 ・商工会議所・商工会等の関係機関との連携		

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/company/sdgs/index.html>



令和5年度の業務概況及び決算概要

令和5年度の業務概況

我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあります。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えています。

他方、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追い付いていません。個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いています。

このような中、当公庫におきましては、政策金融機関として「政策」と事業者・地域を「繋ぎ」、「支える」という使命感をもって、セーフティネット機能の発揮、民間金融機関との連携、成長分野等への重点的な支援、お客さまサービスの向上、地域活性化への貢献などに取り組みました。

セーフティネット機能の発揮

コロナ禍の影響が残る中、当公庫における新型コロナウイルス関連の融資実績は、令和2年1月の相談窓口の設置以降、令和6年3月末までに累計で約128万件、約21兆円となりました。また、コロナ禍の影響を受けた中小企業・小規模事業者の財務基盤を強化するため、令和2年8月から取扱いを開始した「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」の融資実績は、令和6年3月末までに約1万先、約1兆1千億円となりました。

また、東日本大震災をはじめとする自然災害、感染症の流行、経済情勢等による経営環境の変化の影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、資金繰り支援などを行うとともに経営面のアドバイスを行いました。

このうち、令和5年石川県能登地方を震源とする地震、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号、令和5年6月29日からの大雨、令和5年7月7日からの大雨、令和5年台風第7号、ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策、令和5年台風第13号、令和6年能登半島地震に対しては、新たに特別相談窓口を設置し、被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、融資や返済の相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

さらに、物価高等により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等からの融資や返済に関する相談にも、引き続き迅速かつきめ細かく対応しました。

加えて、信用保証協会による保証が円滑に行われるための信用保険引受や危機対応円滑化業務を実施しました。

民間金融機関との連携

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第1条が規定する民間金融機関の補完を旨としつつ、多くの民間金融機関との連携を進めています。

当期におきましては、これまでの民間金融機関連携の取組みを継続するとともに、役員レベルを含めた組織的な対話の促進及び連携状況の経営層への浸透に取り組みしました。

コロナ禍や物価高等の影響を受けたお客さまへの対応につきましては、民間金融機関との勉強会の実施や資本性劣後ローンに係る協調融資商品の活用などを通じて、引き続き連携を進めました。また、成長分野をはじめとする民間金融機関との協調融資等を継続して推進することにより、中小企業、小規模事業者や農林漁業者の経営改善・事業再生支援に係る連携を一層強化しました。

成長分野等への重点的な支援

日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、国の政策に基づき、リスクテイク機能を適切に発揮し、創業・スタートアップ・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農林水産業の新たな展開、DX・デジタル化の推進及び脱炭素化などの環境・エネルギー対策等への支援に取り組みしました。

なかでも、創業・スタートアップ・新事業においては、民間金融機関やベンチャーキャピタルと連携した金融支援やマッチングイベントの開催などの本業支援、事業承継においては、各地域の関係機関との連携等を通じた事業承継マッチングを含むコンサルティング、海外展開及び農林水産業の新たな展開においては、関係機関と連携した販路開拓支援、資金支援や農林水産物・食品の輸出支援などに取り組みしました。

お客さまサービスの向上及び地域活性化への貢献

政策金融の役割を十分に理解し、貸付制度を適切に運用するとともに、お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスの提供やコンサルティング機能の強化などに取り組みしました。

また、全国規模でのオンライン商談会や、地域の特色を活かしたセミナー・商談会の開催に加え、全国152支店のネットワークを活用したマッチング支援などに取り組みしました。

さらに、第2期「地方版総合戦略」に積極的に関与し、「地域経済活性化シンポジウム」を東京、広島及び青森で開催するなど、地域活性化に向けた取組を実施しました。

これらにより、令和5年度の当公庫全体の融資実績は3兆2,485億円となりました。

令和5年度の当公庫全体の損益の状況につきましては、経常収益は7,493億円、特別損益を含めた当期純損失は823億円となりました。

令和5年度の決算概要

(1)損益の状況

令和5年度(令和6年3月期)決算においては、当期純損失が823億円となり、前期比で1,863億円減少しました。
減少の主な要因は、信用保険等業務勘定において、当期純利益が前期比2,213億円増加したことによるものです。

損益計算書

(単位：億円)

		経常収益		経常費用		経常利益(▲損失)		当期純利益(▲純損失)	
		5/3期	6/3期	5/3期	6/3期	5/3期	6/3期	5/3期	6/3期
株式会社日本政策金融公庫		4,169	7,493	6,857	8,316	▲2,687	▲822	▲2,687	▲823
国民生活事業(国民一般向け業務勘定)		1,107	1,321	2,283	3,490	▲1,175	▲2,168	▲1,173	▲2,169
農林水産事業(農林水産業者向け業務勘定)		472	489	472	507	0	▲18	－	▲18
中小企業事業	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	673	793	1,155	632	▲481	161	▲482	160
	中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	4	5	4	5	▲0	0	▲0	0
	信用保険等業務勘定	1,796	4,775	2,513	3,278	▲716	1,497	▲716	1,497
危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)		116	108	430	402	▲314	▲293	▲314	▲293
特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)		1	2	2	2	▲0	▲0	▲0	▲0

(2)資産の状況

資産の部合計は、33兆5,189億円となり、その大部分は貸出金です。
貸出金残高は、前期末比で2兆784億円減少し、25兆6,611億円となりました。
純資産の部合計は、政府からの出資金1,189億円の受入れ及び当期純損失823億円の計上等により、15兆3,232億円となりました。

貸借対照表

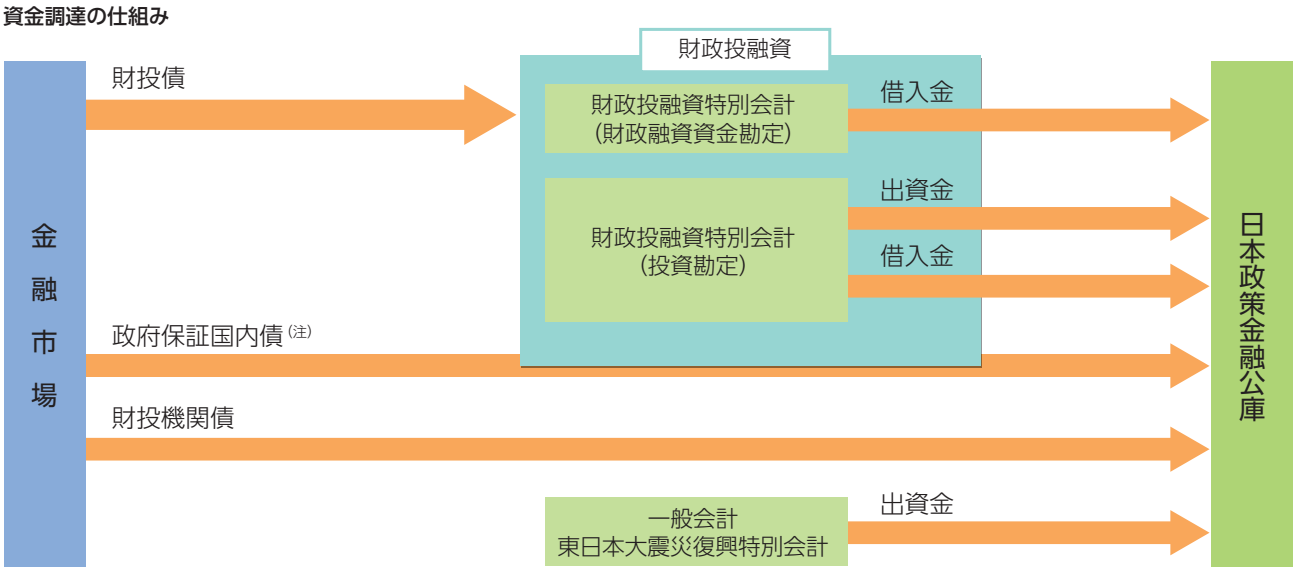
(単位：億円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
	5/3期末	6/3期末		5/3期末	6/3期末
現金預け金	97,280	86,419	借入金	185,191	157,835
有価証券	482	455	社債	9,260	7,209
貸出金	277,396	256,611	寄託金	228	209
その他資産	273	338	保険契約準備金	17,872	14,829
有形固定資産	1,907	1,901	その他負債	319	264
無形固定資産	249	362	賞与引当金	54	54
支払承諾見返	282	280	役員賞与引当金	0	0
貸倒引当金	▲10,564	▲11,180	退職給付引当金	951	984
			役員退職慰労引当金	0	0
			補償損失引当金	280	288
			支払承諾	282	280
			負債の部合計	214,442	181,957
			資本金	116,961	117,684
			資本剰余金	54,905	54,656
			利益剰余金	▲19,003	▲19,109
			その他有価証券評価差額金	0	1
			純資産の部合計	152,864	153,232
資産の部合計	367,307	335,189	負債及び純資産の部合計	367,307	335,189

資金調達

資金調達の仕組み

日本公庫は、財政融資資金借入金、政府保証国内債、財投機関債、政府出資金等の多様な手段によって資金調達を行っています。



(注) 政府保証国内債については、年限5年以上の債券が財政投融資に含まれます。

資金調達の内訳

(単位：億円)

	令和5年度予算額	令和5年度実績額	令和6年度予算額
財政融資資金借入金他	60,693	7,513	40,080
政府保証国内債	1,000	—	1,000
政府出資金	1,448	1,189	468
国の制度による調達額 (調達全体に占める構成比)	63,141 (96%)	8,702 (98%)	41,548 (93%)
財投機関債	2,900	200	2,900
調達額合計	66,041	8,902	44,448

(注) 1. 令和5年度の予算額は、補正予算による補正後の予算額です。

2. 「財政融資資金借入金他」とは、財政融資資金借入金、産業投資借入金及び独立行政法人農林漁業信用基金からの寄託金です。

●政府保証国内債

日本公庫は、予算の範囲内で、政府保証付の一般担保付社債を発行しています。

(単位：億円)

年度 年限	令和3年度		4年度		5年度		6年度	
	予算額	実績額	予算額	実績額	予算額	実績額	予算額	実績額
10年	5,000	—	—	—	—	—	—	—
5年未満	4,000	—	1,000	—	1,000	—	1,000	—
短期社債(1年未満)	3,000	—	—	—	—	—	—	—
合計	12,000	—	1,000	—	1,000	—	1,000	—

- (注) 1. 令和6年度予算額については、業務の進捗に応じ、発行を予定しています。
2. 各年度の予算額は、当該年度における政府の保証契約の限度額であり、発行限度額です(短期社債(1年未満)を除く※)。
※短期社債(1年未満)のみ、当該年度における発行残高の限度額です。
3. 令和3年度から5年度において、発行実績はありません。
4. 令和6年度において、令和6年5月末時点での発行実績はありません。

●財投機関債

日本公庫は、予算の範囲内で、一般担保付社債を発行しています。

(単位：億円)

年度 発行額 発行月・年限	令和3年度				4年度				5年度				6年度
	(予算額2,900)				(予算額2,900)				(予算額2,900)				(予算額2,900)
	実績額 500				実績額 209				実績額 200				実績額 0
発行月	5月	8月	11月	3月	5月	8月	11月	3月	5月	8月	11月	3月	5月
5年	—	—	—	100	—	—	—	109	—	—	—	—	—
3年	—	—	—	100	—	—	—	100	—	—	—	100	—
2年	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—

- (注) 1. 各年度の予算額は、当該年度における発行限度額です。
2. 令和6年度において、令和6年5月末時点での発行実績はありません。

当公庫の格付(令和6年5月末時点)

格付投資情報センター(R&I)	AA+ (安定的)
ムーディーズ・ジャパン(Moody's)	A1 (安定的)

Memo

業務の概要

国民生活事業	30
農林水産事業	36
中小企業事業	42
危機対応等円滑化業務	48
総合研究所	50

業務の概要

数多くの小規模事業者の皆さまへの小口融資

- ・融資先数は117万先にのびります。
- ・1先あたりの平均融資残高は877万円と小口融資が主体です。
- ・融資先の約9割が従業員9人以下の小規模事業者であり、個人企業の方も多くご利用いただいています。

セーフティネット機能の発揮

- ・経営環境などの変化により、資金繰りに影響を受けた小規模事業者の皆さまを「セーフティネット貸付」などで支援しています。
- ・地震、台風、豪雨などの災害時には、融資などを通じて被害を受けた小規模事業者の皆さまの復旧・復興を支援しています。

創業・スタートアップ、事業再生、事業承継などを支援

- ・創業企業(創業前及び創業後1年以内)への融資実績は年間2万6,447先となりました。これにより約7万4千人の雇用が創出されたと考えられます。
- ・革新的な事業に取り組む皆さまや事業再生を図る皆さまを「資本性ローン」等により支援しています。
- ・事業承継に取り組む小規模事業者の皆さまを支援しています。

ソーシャルビジネス、海外展開を支援

- ・地域や社会が抱える課題の解決に取り組むソーシャルビジネスの担い手の皆さまを支援しています。
- ・海外展開に取り組む小規模事業者の皆さまを支援しています。

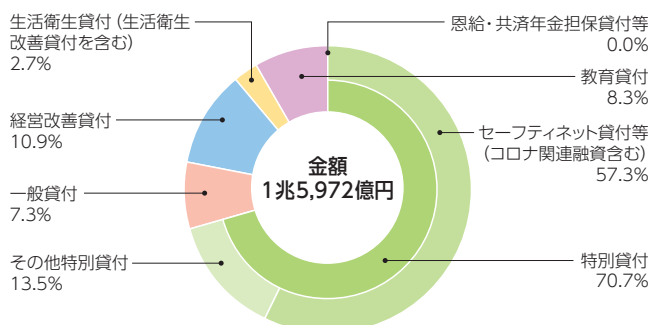
地域金融機関、商工会議所・商工会、生活衛生同業組合などと連携

- ・地域金融機関、商工会議所・商工会、生活衛生同業組合などと密接に連携し、小規模事業者の皆さまの経営改善や生活衛生関係営業の皆さまの衛生水準の維持・向上を支援しています。
- ・税理士、公認会計士、中小企業診断士など、高い専門性を有する認定経営革新等支援機関と連携しています。
- ・地域活性化への貢献のため、地方自治体との連携を強化し、地方自治体が取り組む「地方版総合戦略」に積極的に参画しています。

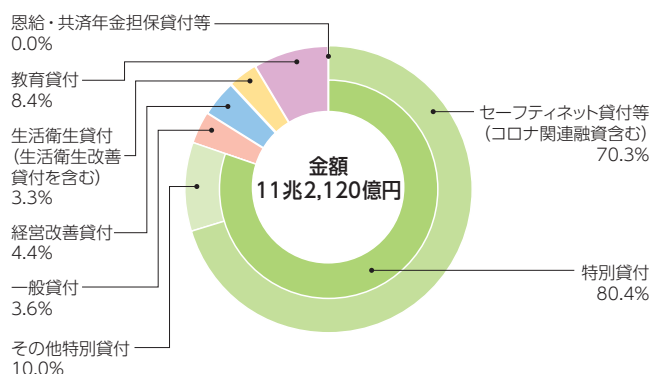
教育ローンによる支援

- ・「国の教育ローン」は年間約9万件ご利用いただいています。

融資実績の内訳 (令和5年度)



融資残高の内訳 (令和5年度末)



業務の特徴

小規模事業者の皆さまを支援しています

令和5年度末における事業資金の融資先数は117万先にのぼります。1先あたりの平均融資残高は877万円と小口融資が主体です。融資先の約9割が従業員9人以下の小規模事業者であり、個人企業の方も多くご利用いただいています。また、無担保融資の割合は全体の9割を超えています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の皆さまへの支援に全力で取り組んだ結果、事業資金の融資先は令和元年度末と比べ、約29万先の増加となりました。

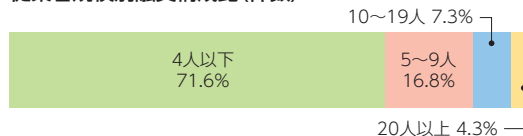
融資先数及び1先あたりの平均融資残高(令和5年度末)

	日本公庫 国民生活事業	信用金庫計 (254金庫)	国内銀行計 (132行)
融資先数	117万先	123万先	219万先
1先あたりの平均融資残高	877万円	4,394万円	1億1,456万円

- (注) 1.日本公庫国民生活事業の数値は、普通貸付及び生活衛生貸付の融資先の合計です。
2.国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行などをいいます。
3.信用金庫の数値は日本銀行「預金・貸出関連統計」における「総計」の数値を、国内銀行の数値は同統計における「中小企業」の数値をベースとし、個人向け(住宅、消費、納税資金など)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を除いています。
4.信用金庫及び国内銀行の融資先数は、日本銀行「預金・貸出関連統計」における貸出件数を計上しています。

(資料)日本銀行ホームページ

従業員規模別融資構成比(件数)(令和5年度)



(注)普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

セーフティネット機能を発揮しています

● 災害発生時の取組み

地震や台風、豪雨などによる災害のほか、大型の企業倒産などの不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた小規模事業者の皆さまからの、融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

現在設置中の特別相談窓口(令和6年6月末時点)

	窓口数	窓口名称	設置年月
災害関連	8	東日本大震災に関する特別相談窓口	平成23年 3 月
		令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口	令和 2 年 7 月
		令和4年台風第14号による災害に関する特別相談窓口	令和 4 年 9 月
		令和4年台風第15号による災害に関する特別相談窓口	令和 4 年 9 月
		令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害に関する特別相談窓口	令和 5 年 5 月
		令和5年7月7日からの大雨による災害に関する特別相談窓口	令和 5 年 7 月
		令和5年台風第13号に伴う災害に関する特別相談窓口	令和 5 年 9 月
		令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口	令和 6 年 1 月
その他	4	新型コロナウイルスに関する特別相談窓口	令和 2 年 2 月
		ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口	令和 3 年11月
		ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口	令和 5 年 8 月
		ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口	令和 6 年 1 月

● 新型コロナウイルス感染症への取組み

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の皆さまのため、全国152支店に特別相談窓口を設置し、融資や返済に関するご相談を承っています。売上が減少するなど、一定の要件に該当する方については、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などで支援しています。

国民生活事業における新型コロナウイルス感染症に関連する融資実績は、相談窓口設置日である令和2年1月29日から令和6年3月末までの累計で119万4,204件、13兆4,739億円となりました。

お客さまの事業継続・成長を支援しています

お客さまの支援ニーズに合わせて、各種情報提供や財務診断サービス、SWOT分析サービスなどによるお客さまの経営に役立つアドバイスに加え、外部専門家と連携した支援や、全国152支店のネットワークを活用したマッチングサービスなども実施しています。

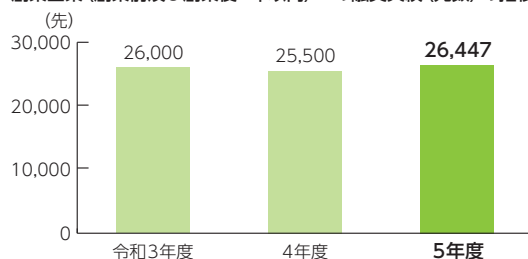
創業企業(創業前及び創業後1年以内)を支援しています

● 創業支援

営業実績が乏しいなどの理由により、資金調達が困難な場合が少なくない創業前及び創業後間もない方に対して積極的に融資を行い、支援しています。

令和5年度の創業前及び創業後1年以内の企業への融資実績は2万6,447先となりました。これにより約7万4千人の雇用が創出されたと考えられます。

創業企業(創業前及び創業後1年以内)への融資実績(先数)の推移



【雇用創出効果】

$26,447 \text{ 先} \times \text{平均従業者数} 2.8 \text{ 人}^{(注)} = 74,051 \text{ 人}$

(注)日本公庫「2023年度新規開業実態調査」による創業時点での平均従業者数です。

● 女性・若者・シニア起業家を支援

経済社会が多様化し、創業の裾野が広がるなかで、女性・若者・シニア起業家など幅広い方の創業を支援しています。

女性・若者・シニア起業家への創業融資実績(先数)



(注) 女性の若年層及びシニア層は、女性層ともう一方の層で重複して計上しています。

● 「創業サポートデスク」を全国152支店に設置

創業予定のお客さまには、「創業サポートデスク」において、専任の担当者が創業計画書の作成についてのアドバイスや創業に関するさまざまな情報提供を行っています。

「創業支援センター」等を設置し、創業・スタートアップの支援体制を強化しています

全国各地に「創業支援センター」、「ビジネスサポートプラザ」、「スタートアップサポートプラザ」を設置し、幅広い創業・スタートアップ支援を行っています。

● 「創業支援センター」を全国各地に設置

北海道から九州まで全国14カ所に設置しています。各地域の創業支援機関などと連携し、創業前、創業後のさまざまなステージのお客さま向けに各種セミナーを開催するなど、お客さまへタイムリーな支援を行っています。

● 「ビジネスサポートプラザ」を全国各地に設置

東京(新宿)、名古屋、大阪の3カ所に設置しています。じっくりとしたご相談を希望される創業をお考えの方などを対象に、予約制の相談を実施しています。また、平日の営業時間内のご相談が難しい方向けに、「土曜・日曜相談」も実施しています(祝日を除く)。

(注)「日曜相談」は、毎月第1・3日曜日に「東京(新宿)ビジネスサポートプラザ」で実施しています。

● 「スタートアップサポートプラザ」を全国各地に設置

東京(新宿)、名古屋、大阪、福岡の4カ所に設置しています。ベンチャーキャピタルや民間金融機関などの支援機関と連携しつつ、シード・アーリー期のスタートアップに対する融資相談等にきめ細かく対応しています。

設置地区(令和6年4月時点)



スタートアップの皆さまを支援しています

課題解決と経済成長の担い手であり、革新的なアイデアや独自性で新たな価値を生み出し、急成長を目指すスタートアップの皆さまの成長発展を支援しています。資本性ローンをはじめ、創業関連融資による資金面の支援や、大企業とのビジネスマッチング、経営ノウハウ等を伝えるセミナーの開催等の本業支援に取り組んでいます。

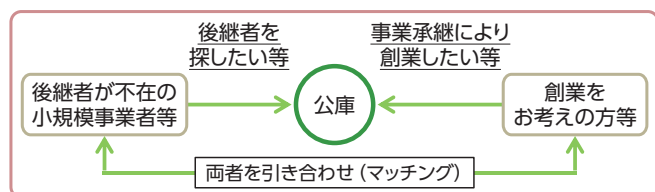
事業再生に取り組む皆さまを支援しています

全国152支店に再生支援専任者を置き、一時的な元金の返済猶予や割賦金の減額など、返済条件の緩和のご相談に柔軟に対応しています。また、事業再生に関連する融資制度、経営課題の解決に向けたアドバイスや経営改善計画書の策定支援等を通じて、民間金融機関、外部専門家及び公的支援機関と連携しながら、経営の立て直しを図る皆さまを支援しています。

事業承継に取り組む皆さまを支援しています

小規模事業者の皆さまの承継先確保の支援のため、後継者不在の小規模事業者等と創業希望者等を引き合わせる「事業承継マッチング支援」を全国で行っています。また、経営者の意識を喚起し、第三者承継に取り組みやすい機運を醸成するため、事業承継診断や成功事例の発信、事業承継・引継ぎ支援センターや商工会議所・商工会等と連携したイベントの開催にも取り組んでいます。加えて、地域金融機関等との連携により、事業承継に係る多様な資金需要にも対応し、情報面・資金面の両面から事業承継を支援しています。

事業承継マッチング支援のイメージ図



事業承継マッチング支援実績

取組実績	譲渡希望	譲受希望
申込登録件数	4,216件	9,302件(2,187件)
引き合わせ件数	1,349件	
成約件数	168件	

(注)事業承継マッチング支援実績は、平成31年4月から令和6年3月までの累計実績です。また、申込登録件数の()内は、創業希望者の登録件数です。

ソーシャルビジネスを支援しています

高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、地域活性化、環境保護など、地域や社会が抱える課題の解決に取り組むソーシャルビジネスの担い手の皆さまを支援しています。

令和5年度のソーシャルビジネス関連の融資実績は、1万6,514件、1,222億円となりました。

ソーシャルビジネスマーク



地域や社会の課題解決に取り組むソーシャルビジネスを周知していくため、シンボルマークを作成して、広報活動などに活用しています。

企業、NPO、住民、行政、公的機関など、さまざまな主体が手を取り合っ、地域や社会が抱える課題の解決に取り組む様子を、Social Businessの「S」を用いて表現しています。

海外展開に取り組む皆さまを支援しています

全国152支店に「海外展開サポートデスク」を設置し、海外展開に取り組む皆さまを積極的に支援しています。また、日本貿易振興機構(ジェトロ)や中小企業基盤整備機構(中小機構)、日本弁護士連合会といった海外展開支援を行う外部専門家と連携し、初めて海外展開する際のアドバイス、海外展示会や商談会情報の提供、現地の法規制や必要な許認可、契約書の内容確認など、皆さまのニーズに応じたきめ細かなサポートを提供できる相談体制を整備しています。

地域金融機関、商工会議所・商工会、生活衛生同業組合などと連携しています

● 地域金融機関との連携

地域金融機関と積極的に連携し、それぞれの強みやノウハウを発揮したお客さまへの支援や地域経済の活性化に取り組んでいます。

地域金融機関との連携の実効性を高めるため、創業支援や事業再生などのさまざまな分野において、連携して融資をする協調融資スキーム^(注)の構築に取り組んでいます。

(注) 協調融資スキームとは、協調融資として取り扱う案件の具体的な紹介ルールの取り決めがなされているものをいいます。

● 協調融資^(注)実績

国民生活事業の令和5年度の地域金融機関との協調融資実績は、2万4,795件、2,569億円となりました。

(注) 同一目的の資金計画に対し、日本公庫と地域金融機関が協議を経たうえで、融資（保証）を実行又は決定したものです（公庫で集計したもの。両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含みます）。

業態別協調融資実績（令和5年度）

協調融資実績	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	その他	合計		参考 令和4年度実績
							前年度比		
件数 ^(注)	1,784件	9,520件	3,366件	15,849件	1,902件	839件	32,594件	109%	29,894件
うち国民生活事業	286件	5,872件	2,499件	14,205件	1,705件	228件	24,795件	115%	21,519件
金額 ^(注)	2,517億円	5,688億円	1,440億円	3,123億円	361億円	713億円	12,406億円	98%	12,645億円
うち国民生活事業	66億円	675億円	268億円	1,374億円	157億円	26億円	2,569億円	109%	2,354億円

(注) 複数の地域金融機関と協調融資を行っている場合、内訳として表示している件数・金額についてそれぞれの金融機関ごとに計上しているため、合計とは一致しない。

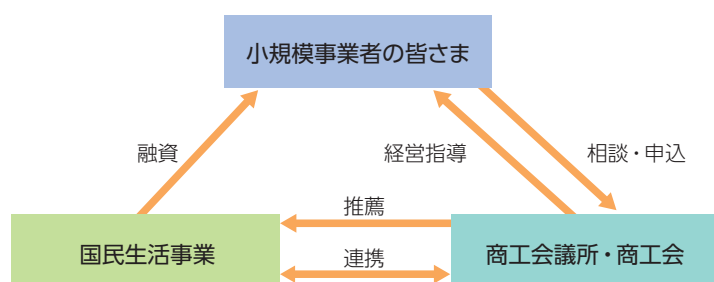
(例) 1億円の決定案件について、地方銀行・第二地方銀行と協調した場合、地方銀行・第二地方銀行それぞれに1億円を計上。合計には1億円と計上。

● 商工会議所・商工会との連携

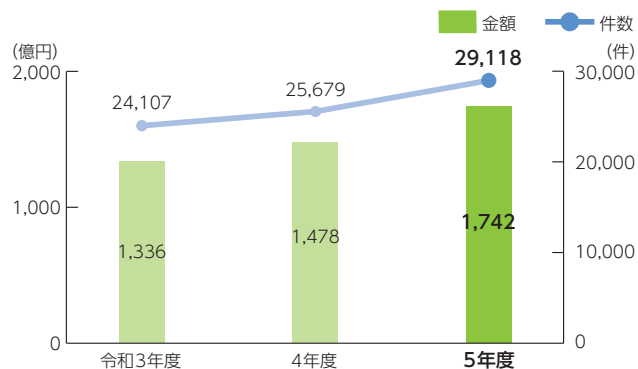
全国各地域の商工会議所・商工会と密接に連携し、「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」や相談会などを通じて、小規模事業者の皆さまの経営改善を支援しています。

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」は、商工会議所・商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の皆さまに、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用いただける制度です。令和5年10月に、制度創設50周年を迎え、これまでのご利用件数は526万件にのぼります。

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」の仕組み



「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」の融資実績



● 商工会議所・商工会で相談会「一日公庫」を開催

商工会議所・商工会において、国民生活事業の職員が融資のご相談を承る相談会「一日公庫」を開催し、毎年多くの小規模事業者の皆さまからご相談をいただいています。また、お客さまの利便性向上のため、オンライン相談会も実施しています。

● 税理士、公認会計士、中小企業診断士などの認定経営革新等支援機関^(注)との連携

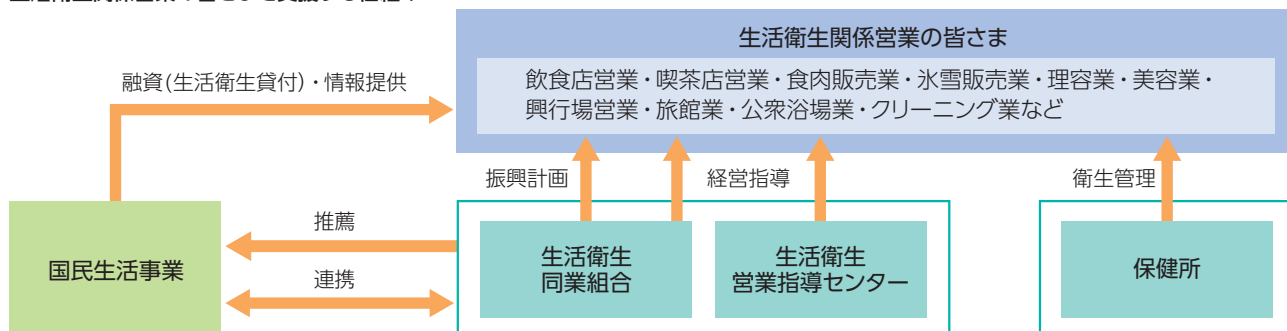
中小企業・小規模事業者支援において大きな役割を果たしている税理士などの認定経営革新等支援機関による「経営支援」と、日本公庫の「金融支援」が一体となって、創業、経営改善、事業再生などの分野で小規模事業者の皆さまを支援しています。

(注) 認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関（税理士、公認会計士、中小企業診断士、商工会議所・商工会等）をいいます。詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。

●生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどとの連携

生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどと密接に連携し、国民生活に身近な存在で衛生水準の確保への要請が強い生活衛生関係営業の皆さまに対して、「生活衛生貸付」を通じて、衛生水準の維持・向上を支援しています。「生活衛生貸付」は、融資先のお大半が従業員9人以下であり、約8割が個人企業、約7割が創業前及び創業後5年以内の企業です。

生活衛生関係営業の皆さまを支援する仕組み

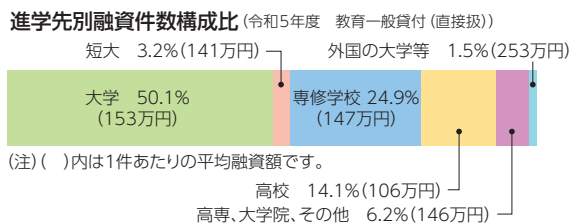


「国の教育ローン」でお子さまの入学・在学資金を必要とする皆さまを支援しています

教育に関する家庭の経済的負担の軽減と教育の機会均等への貢献を図るため、入学時、在学時に必要な資金をお使いみちとした「国の教育ローン」（教育資金貸付）を取り扱っています。令和5年度のご利用件数は約9万件となりました。

●教育費負担が大きい学生をお持ちのご家庭に融資

「国の教育ローン」は、教育費負担が大きい大学生や専門学校生をお持ちのご家庭を中心にご利用いただいています。



恩給や共済年金などを担保としてご融資しています

恩給や共済年金などを担保とする融資は、「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」（昭和29年法律第91号）に基づき、日本公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）だけが取り扱う制度です。住宅などの資金や事業資金に幅広くご利用いただけます。なお、軍人恩給及び援護年金等を除いて、令和2年の年金制度の法律改正により令和4年3月末で申込受付を終了しました。

開発途上国支援を行っています

ODA（政府開発援助）による開発途上国支援

ODA（政府開発援助）による開発途上国に対する技術協力として、国民生活事業がこれまで蓄積してきた小規模事業者への融資審査ノウハウを共有することによって、現地の金融機関が抱える課題の克服を支援しています。具体的には、財務省財務総合政策研究所と協力して、現地や日本において、中小企業金融分野に関するセミナーなどを実施しています。これまで、ベトナム、マレーシア、ラオス、ミャンマー及びカンボジアに対する技術協力を行ってきました。

ここでは、カンボジア中小企業銀行に対する技術協力の概要を紹介します。

－カンボジア中小企業銀行（SME Bank of Cambodia）への技術協力－

令和5年6月、カンボジアの国有銀行であるカンボジア中小企業銀行（SME Bank of Cambodia）に対する技術協力プロジェクトを開始しました。カンボジア現地で開催した第1回セミナーでは、同行の職員に対し、日本の中小企業金融、日本公庫の組織概要、国民生活事業の融資審査の特徴などに関する講義を実施しました。

その後も、カンボジア現地での創業支援にかかるセミナーを開催したほか、令和6年5月にはカンボジア中小企業銀行の役職員向けに日本招聘セミナーを開催しました。同セミナーでは、各専門部署からの講義や関係機関への訪問を通じ、日本公庫の中小企業支援の実情について理解を深めていただきました。

日本公庫では、今後もカンボジアと日本でのセミナー開催などを通じ、カンボジアの中小企業金融分野における支援を行っていく予定です。



カンボジアでのセミナーの様子（ブノンペン）



日本招聘セミナーを開催

農林水産事業

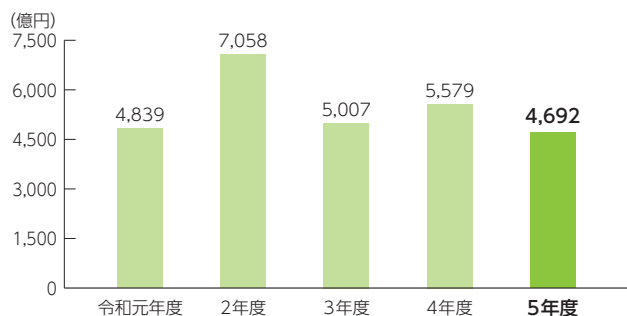
農林水産事業は、農林漁業や食品産業の皆さまへの融資をはじめとするさまざまな支援事業を通じて、国内農林水産業の体質強化や安全で良質な食料の安定供給に貢献しています。

業務の概要

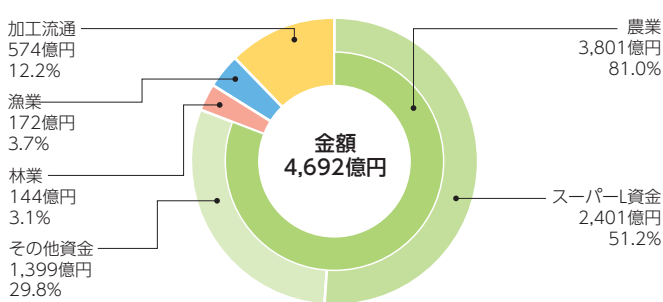
融資の状況と業務の特徴

農林漁業の「天候などの影響を受けやすく収益が不安定」「投資回収に長期間を要する」といった特性を踏まえ、食料の安定供給の確保又は農林水産業の持続的かつ健全な発展に資する長期の資金を供給しています。

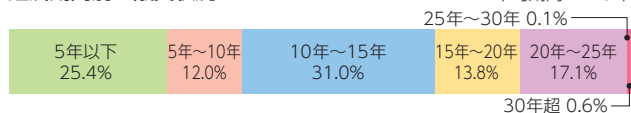
融資実績の推移



融資実績の内訳 (令和5年度)



返済期間別の融資状況 (令和5年度)



セーフティネット機能の発揮

地震、台風、津波などの自然災害や家畜伝染病、原油価格・物価高騰などの影響により、一時的に経営が悪化した農林漁業者の皆さまに長期運転資金をはじめとする融資を通じた機動的な支援を行い、セーフティネット機能を発揮しています。

持続的な経営発展に向けた支援

自然災害の発生や国内外の社会経済情勢の変化などに伴い、お客さまの経営課題もより高度化かつ多様化する中で、農林水産事業では、お客さまの現状と課題を把握・共有し、伴走型で課題解決を支援する「コンサルティング融資活動」の取組みを推進しています。

● 経営ステージに応じたお客さまの課題解決を支援

濃密かつ継続した「コンサルティング融資活動」により、創業時の就農支援、成長期の拡大(成長)支援、成熟期のさらなる発展への支援など、経営ステージに応じたお客さまの課題解決を支援しています。

● 財務分析による現状と課題の共有

お客さまにご提供いただいた決算情報をもとに財務状況を分析し、農林水産事業の持つ同業他社の経営指標と比較することで、お客さまの強みや経営課題を見える化し、お客さまと共有しています。

農林漁業分野における民間金融機関連携の推進

協調融資や委託貸付といった民間金融機関との連携融資を推進するとともに、業界動向や農業信用リスク評価などに関する情報サービス(ACRIS^{アクリス})の提供及び出資・証券化支援業務を通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の出融資に参入できるよう環境を整備しています。

業務の特徴

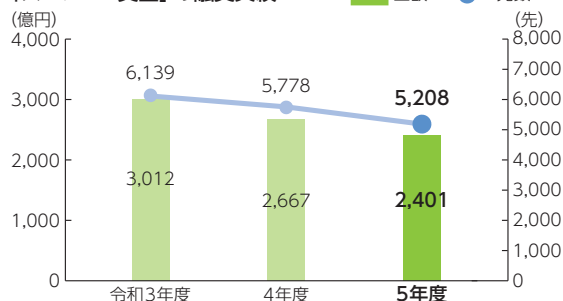
農業分野

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金供給を通じ、農業者の皆さまの意欲と創意工夫を生かす経営改善の取組みを積極的に支援しています。

● 農業の担い手を長期資金の融資により支援しています

稲作や園芸、畜産などの法人経営や大規模家族経営、新規就農者、農業への参入企業など、地域の多様な担い手農業者が取り組む規模拡大やコスト削減、6次産業化といった経営改善を、「スーパーL資金」をはじめとする長期融資で後押ししています。

「スーパーL資金」の融資実績



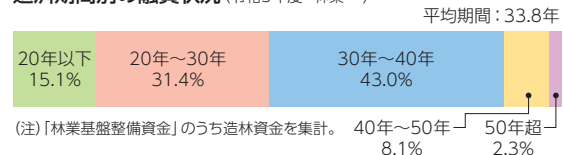
林業分野

「森林・林業基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金供給を通じ、多面的機能を有する森林や国産材の供給・加工体制の整備を積極的に支援しています。

● 資本回収が長期に及ぶ林業者の皆さまへの融資を担っています

森林の育成には一般的に50年ほど必要で資本回収が超長期となります。そのため、農林水産事業は伐採までに必要な超長期の資金を供給し、林業経営を支援しています。

返済期間別の融資状況（令和5年度・林業^(注)）



漁業分野

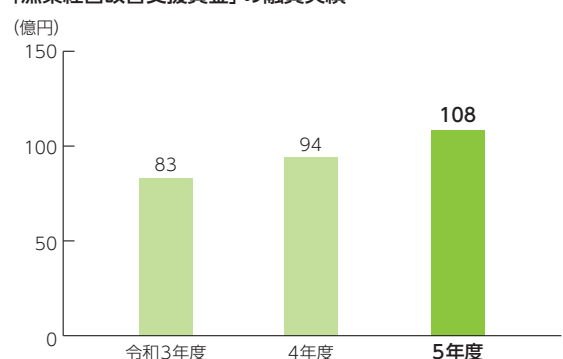
「水産基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金供給を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための取組みを積極的に支援しています。

● 漁業の担い手を支援しています

「漁業経営改善支援資金」は、漁業の担い手の経営改善を総合的に支援する融資制度です。

令和5年度の「漁業経営改善支援資金」の融資実績は108億円となりました。

「漁業経営改善支援資金」の融資実績

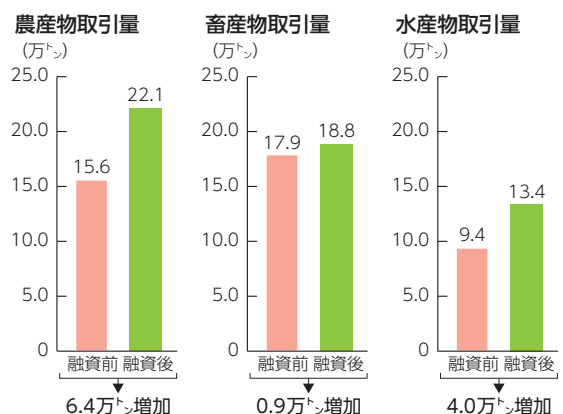


加工流通分野

国産農林水産物を取り扱う加工流通分野への資金供給を通じ、食料の安定供給の確保と国内農林漁業の健全な発展を図るための取組みを積極的に支援しています。

● 国産農林水産物の利用促進に貢献しています

加工流通分野向け融資は、国産の農林水産物を原材料として使用又は商品として取り扱うことを要件としており、国産農林水産物の利用の促進につながっています。令和5年度の融資による効果を試算したところ、今後5年間で国産農林水産物の取引量が約11.4万トン増加すると推計されます。

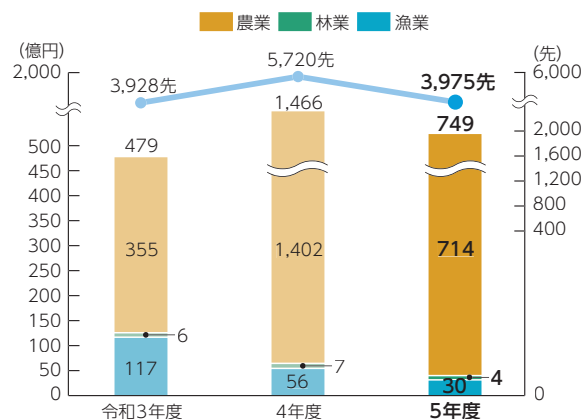


災害や経営環境の変化に対応した セーフティネット機能を発揮しています

地震、台風、津波などの自然災害や家畜伝染病、原油価格・物価高騰などの影響により、一時的に経営が悪化した農林漁業者の皆さまに長期運転資金をはじめとする融資を通じた機動的な支援を行い、セーフティネット機能を発揮しています。

また、原油価格・物価高騰などの影響を受けられた農林漁業者などの皆さまに対し、特別相談窓口を設置し、融資や返済に関するご相談を承っています。

「農林漁業セーフティネット資金」の融資実績

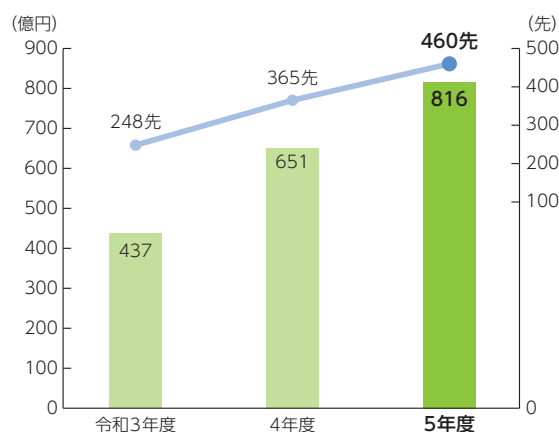


輸出の取組みを支援しています

農林漁業者や食品産業などの皆さまが、自らの経営改善や国内農林漁業の振興のために、国産農林水産物や食品を輸出する取組みなどについて、令和4年10月に創設した農林水産物・食品輸出基盤強化資金のほか各種融資制度や情報提供により支援しています。

令和5年度の「輸出により経営改善に取り組む方」への融資実績は、460先(前年度比126%)、816億円(同125%)となりました。

輸出に取り組む方への融資実績



新規就農や農業参入の取組みを支援しています

新たに農業経営を開始する方、新たに農業に参入する方を、認定新規就農者の方にご利用いただける「青年等就農資金」をはじめとした各種融資制度や情報提供により支援しています。

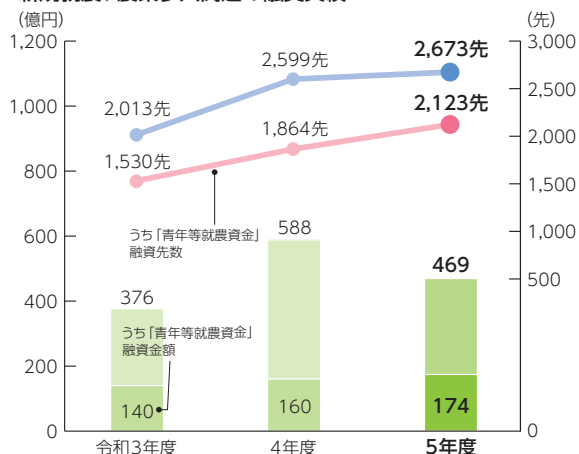
● 新規就農、農業参入関連の融資実績

令和5年度の新規就農、農業参入関連の融資実績は2,673先(前年度比103%)、469億円(同80%)となりました。

平成26年度から取扱いを開始した「青年等就農資金^(注)」の融資実績は2,123先(前年度比114%)、174億円(同109%)となりました。

(注)新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方を支援する資金です。

新規就農、農業参入関連の融資実績



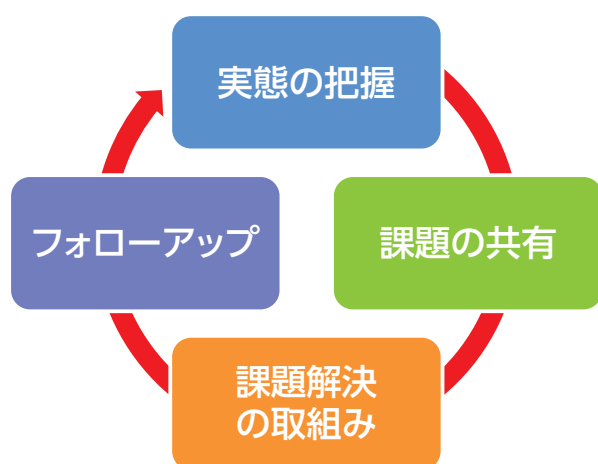
持続的な経営発展に向けた支援

コンサルティング融資活動により、お客さまの持続的な経営発展を支援しています

自然災害の発生や国内外の社会経済情勢の変化などに伴い、お客さまの経営課題もより高度化かつ多様化する中で、農林水産事業では、お客さまの現状と課題を把握・共有し、伴走型で課題解決を支援する「コンサルティング融資活動」の取組みを推進しています。

● 経営ステージに応じたお客さまの課題解決を支援

濃密かつ継続した「コンサルティング融資活動」により、創業時の就農支援、成長期の拡大(成長)支援、成熟期のさらなる発展への支援など、経営ステージに応じたお客さまの課題解決を支援しています。



実態の把握

お客さまへの理解を深め、経営の強みや弱み、課題を洗い出す

課題の共有

経営課題をお客さまと共有し、その解決策を一緒になって考える

課題解決の取組み

融資だけでなく多様な支援策を活用して課題解決をサポートする

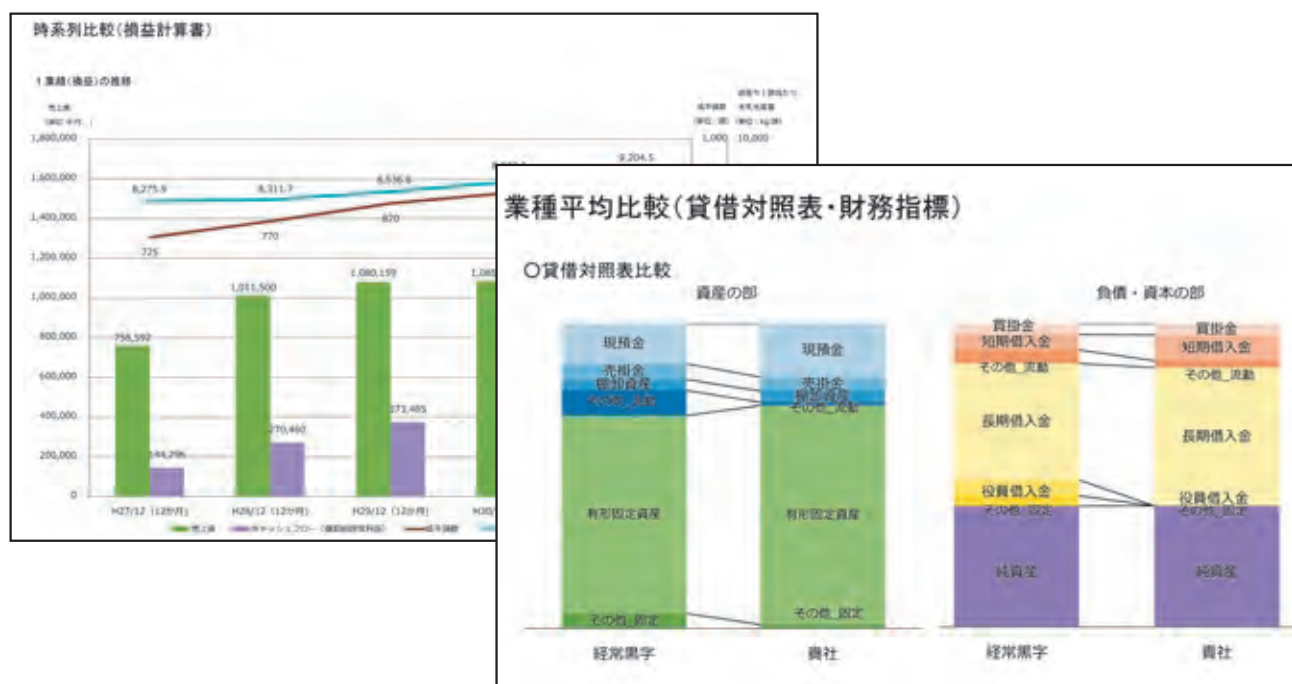
フォローアップ

支援実施後の濃密なフォローアップにより、目標達成を支援する

● 財務分析により現状と課題を共有

お客さまにご提供いただいた決算情報をもとに財務状況を分析し、農林水産事業の持つ同業他社の経営指標と比較することで、お客さまの強みや経営課題を見える化し、お客さまと共有しています。

(財務診断イメージ)

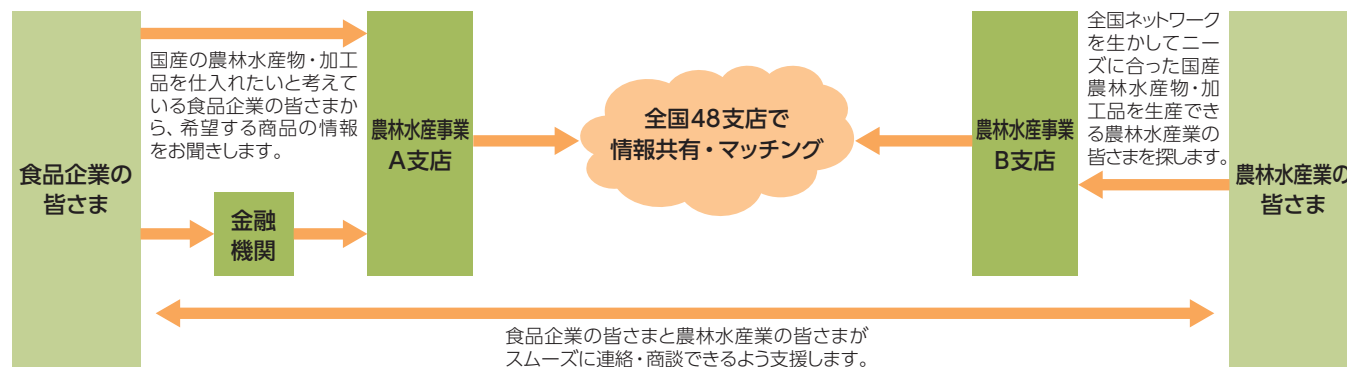


販路開拓・拡大を支援しています

●全国ネットワークを活用したマッチング支援を行っています

農林水産事業では、全国48の支店網を生かし、食品企業の皆さまの国産農林水産物を「買いたい」ニーズと、農林水産業の皆さまの「売りたい」ニーズをマッチングさせ、お客さま同士を都道府県域を越えてお引き合わせしています。

お客さまの魅力的な商品開発やお取引商品の充実に役立てていただいています。



●外部ネットワークと連携し海外展開などの支援を行っています

お客さまが抱える販路開拓や財務改善、生産性向上など多岐にわたる課題に的確に対応し、経営発展を支援するため、日本プロ農業総合支援機構(J-PAO)、日本貿易振興機構(JETRO)などの外部の専門機関と連携しています。

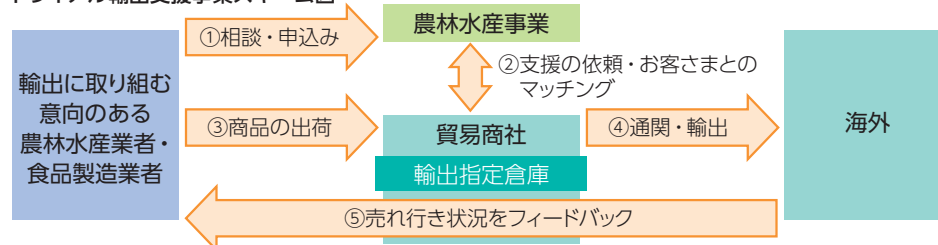
一例として、J-PAOは幅広い業種の会員と農業者支援のノウハウを持っており、お客さまの販売支援や事業化支援を行っています。JETROは、情報・スキル支援、商談機会提供、海外バイヤー開拓により農林水産物及び食品の輸出を支援しています。

また、農林水産事業では、国内外の貿易商社と提携し、農産物などの輸出に初めて取り組むお客さまを支援する「トライアル輸出支援事業」(輸出事前準備、輸出手続き、輸出先での販売状況のフィードバックなど)を行っています。



トライアル輸出支援事業説明会の様子

トライアル輸出支援事業スキーム図



事業承継を支援しています

農林水産事業ではお客さまの事業承継に係る課題に対し、事業承継の形態や段階に応じた情報提供、外部専門家や関係機関などの紹介・派遣、資金の供給などによる支援に取り組んでいます。

また、農林水産業の経営資源が円滑に次世代に承継されていくよう、農林水産分野におけるM&Aなどに係る情報収集や支援を強化し、お客さまの事業承継支援に取り組んでいます。

事業再生支援に取り組んでいます

地域の農林水産業の維持発展に不可欠な、お客さまの事業再生支援に積極的に取り組んでいます。

具体的には、メインバンクなどの民間金融機関や外部専門家と連携して、お客さまとの丁寧なコミュニケーションを通じて経営改善計画の策定を支援し、計画実行後の経営相談やフォローアップにも継続して取り組んでいます。特に、農業者の事業再生支援については、農業経営アドバイザーによる計画策定支援、農林水産事業独自のネットワークを活用した事業承継支援、生産技術の外部専門家と連携したコンサルティングなど、農業の特性を踏まえた支援活動を行っています。

また、地震、台風、津波などの自然災害や家畜伝染病、原油価格・物価高騰などの影響を受けたお客さまのご相談に対し、関係機関と連携し、迅速かつきめ細かな対応を行い、経営再建・復興支援に取り組んでいます。

農林漁業分野における民間金融機関との連携推進

リスク評価に関する情報提供や出資・証券化支援業務などを通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の出融資に参入できるよう環境を整備しています。

民間金融機関との連携強化に取り組んでいます

日本公庫は、農林漁業・加工流通分野向け融資において、民間金融機関と連携した融資を実施しており、民間金融機関との協調融資実績^(注)は、1,011件となりました。

さらに、業務委託契約を締結している619の民間金融機関を通じて、公庫資金を融資しています。民間金融機関を通じた公庫資金の融資実績は9,549件となり、融資全体の58.8%となりました。

(注)同一目的の資金計画に対し、日本公庫と民間金融機関が協議を経た上で、融資(保証)を実行又は決定したものです(公庫で集計したもの。両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含まれます)。

ACRIS(農業信用リスク情報サービス)を提供しています

ACRISは、民間金融機関が積極的に農業融資に参入できる環境を整備するため、農林水産事業が開発した農業版スコアリングモデルです(会員制有料サービス)。

当事業では、ACRISを農業金融活性化のツールとして位置付け、ご利用いただいている金融機関や税理士などの会員の皆さまと業務の連携を進めています。

なお、毎年精度の検証を行い、必要に応じて経済情勢などを反映したモデルの改良を実施しています。

ACRIS利用による帳票イメージ



証券化支援業務に取り組んでいます

農林水産事業は、民間金融機関による農業融資を推進するため、CDSを活用した信用補完への枠組み(証券化支援業務)を構築し、提供しています(平成20年10月業務開始)。この枠組みを活用することにより、民間金融機関は、融資額の80%又は5,000万円を上限として信用リスクを日本公庫に移転することが可能となっています。

令和6年3月末時点で、全国138の金融機関が農林水産事業と基本契約を締結しています。

このうち95の金融機関で、証券化支援業務による信用補完を組み込んだ農業者向け融資商品を開発しています。

CDS基本契約を締結した金融機関数 (令和6年3月末時点)

	銀行	信用金庫	信用組合	合計
北海道	1	13	2	16
東北	7	5	1	13
関東	3	9	2	14
中部	7	24	4	35
近畿	4	11	—	15
中国	2	11	1	14
四国	5	2	—	7
九州	10	13	1	24
合計	39	88	11	138
(うち融資商品開発)	(31)	(57)	(7)	(95)

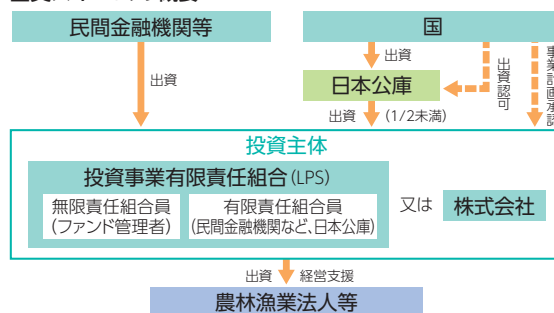
農林漁業法人等への出資支援に取り組んでいます

農林水産事業は農林漁業者及び食品産業事業者の自己資本の充実とフードバリューチェーンの各段階に携わる事業者に対する資金供給を支援するため、農林水産大臣から事業計画の承認を受け農林漁業法人等に投資する投資事業有限責任組合(LPS)及び株式会社に出資しています。

出資先の概要 (令和6年3月末時点)

	LPS	株式会社
出資先数	20先	1先
総出資約束金額又は資本金 (うち日本公庫)	177億円 (62億円)	60億円 (25億円)

出資スキームの概要



中小企業事業

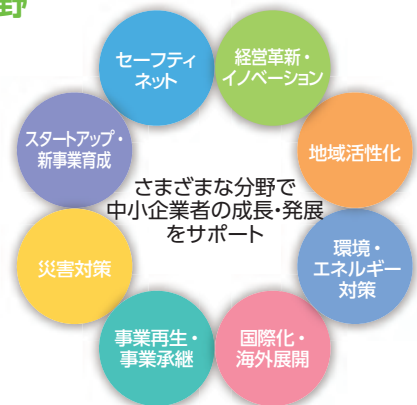
中小企業事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の皆さまの成長・発展を支援しています。

業務の概要

中小企業事業における政策金融の担う役割・支援する分野

わが国の政策金融は、新事業育成、事業再生、事業承継、海外展開など、リスクが高い分野に対して、国の重要な政策に基づいた金融支援を行っています。

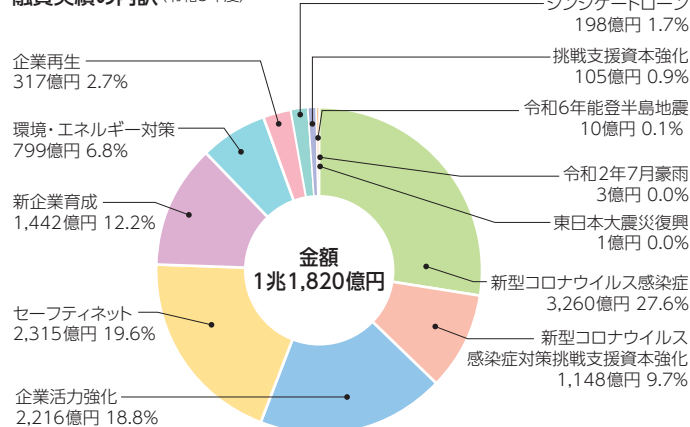
中小企業事業は、これらの政策に基づき、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関を補完しながら、金融を通じて中小企業・小規模事業者の成長・発展をサポートするとともに、セーフティネット機能も果たしています。



融資業務

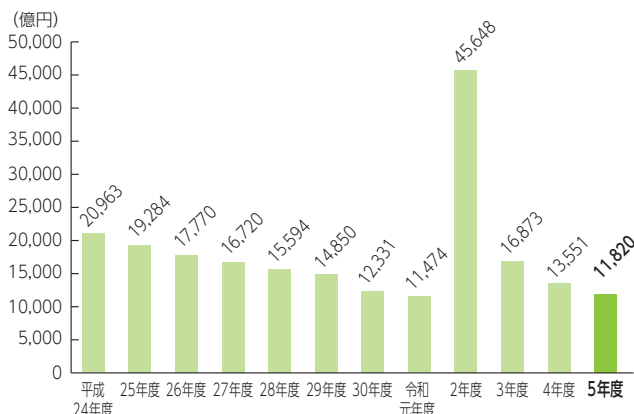
中小企業者の皆さまの事業の振興に必要な資金であって、長期固定金利の事業資金を安定的に供給することにより、民間金融機関による資金供給を補完しています。

融資実績の内訳（令和5年度）



（注）融資には、社債を含みます。総融資実績から投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。また、各融資制度の実績は1億円未満を切り捨てて算出しています。

融資実績の推移



（注）融資には、社債を含みます。総融資実績から設備貸与と機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

信用保険業務

中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などに係る債務の保証についての保険の引受けなどを行っています。

- 信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の借入などに係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務^{（注）}

（注）機械類信用保険は、平成15年度から新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）を行っています。

証券化支援業務

中小企業者の皆さまへの無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。

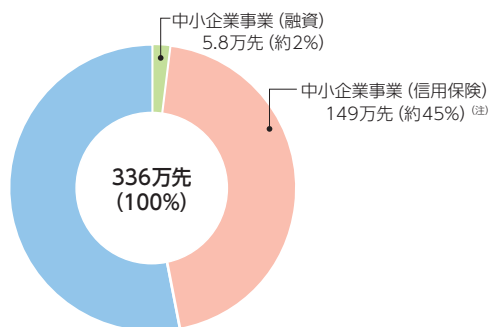
業務の特徴

中小企業事業の支援先

わが国では、中小企業・小規模事業者は全企業の99%を占め、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支えています。また、一口に中小企業・小規模事業者と言っても、多くの従業員を雇用し地域の経済を支えている企業、創業百年を超えるような老舗企業、家族で経営する個人商店など、その規模・態様はさまざまです。

中小企業事業では、これら多様な中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、融資、信用保険、証券化支援といった金融手法を活用しながら、それぞれの企業に見合った形での幅広い支援を行っています。

中小企業・小規模事業者数割合

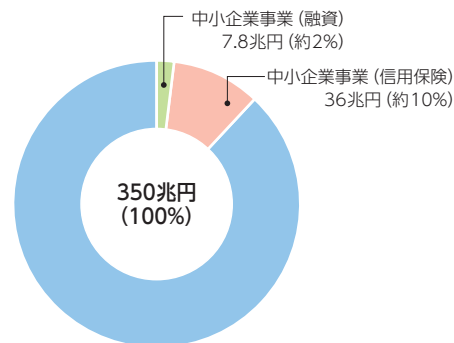


(注) 信用保証制度の利用企業数

(資料) 中小企業庁「2024年版中小企業白書」

(注) 中小企業庁が総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」を再編加工したもの

中小企業・小規模事業者向け貸付残高



(資料) 日本銀行「現金・預金・貸出金」ほか

中小企業事業は、中小企業・小規模事業者のうち約154万先(約46%)の資金繰りの円滑化に貢献しており、また、中小企業・小規模事業者向け貸付残高のうち約13%を占めています。

中小企業事業の支援先の特徴

融資業務(直接貸付)

- ・利用先数…………… 5.8万先
令和5年度融資分の平均像
1企業あたりの平均融資金額…………… 97百万円
平均融資期間…………… 9年5ヵ月
平均資本金…………… 41百万円
平均従業員数…………… 74人
- ・融資残高の約79%が従業員20人以上、約90%が資本金1,000万円以上の先
- ・製造業を中心(令和5年度末融資残高の約39%)に幅広い業種をカバー

信用保険業務

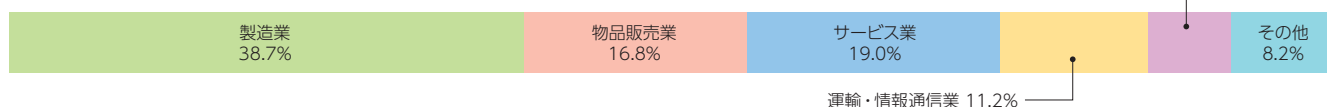
- ・利用先数…………… 149万先^(注)
令和5年度保険引受分の平均像
1企業あたりの平均保険引受額…………… 21百万円
平均保険期間…………… 6年3ヵ月
平均従業員数…………… 7人
- ・保険引受残高の約75%が従業員20人以下、約73%が資本金1,000万円以下の先
- ・幅広い業種をカバー

(注) 信用保証制度の利用先数

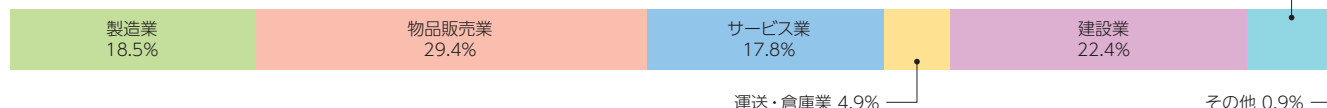
(注)実績は、令和6年3月31日時点のものです。

中小企業事業のお取引先(直接貸付先)5.8万先の従業員は約356万人(令和6年3月31日時点)に上っており、雇用の維持にも貢献しています。

業種別融資残高構成比(融資業務)(令和5年度末)



業種別保険引受残高構成比(信用保険業務)(令和5年度末)



融資業務

長期資金の安定供給により民間金融を質と量で補完しています

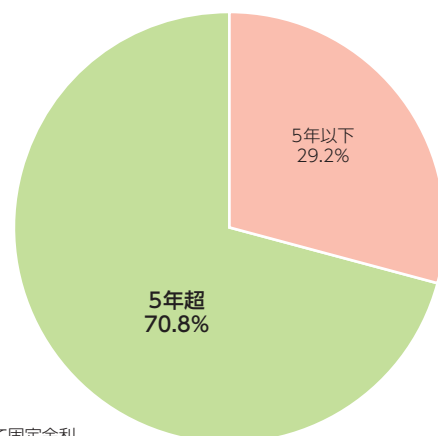
● 長期資金を専門に取り扱っています

中小企業者が円滑に成長・発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が必要不可欠です。しかし、一般的に中小企業者は大企業と比較して資本市場からの資金調達が困難であるなど、資金調達の手段が限られています。

中小企業事業では、長期資金を専門に取り扱っており、融資の過半が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

中小企業事業は、民間金融機関を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業者の皆さまの長期資金ニーズに応えています。

融資期間別貸出状況（金額構成比）（令和5年度）



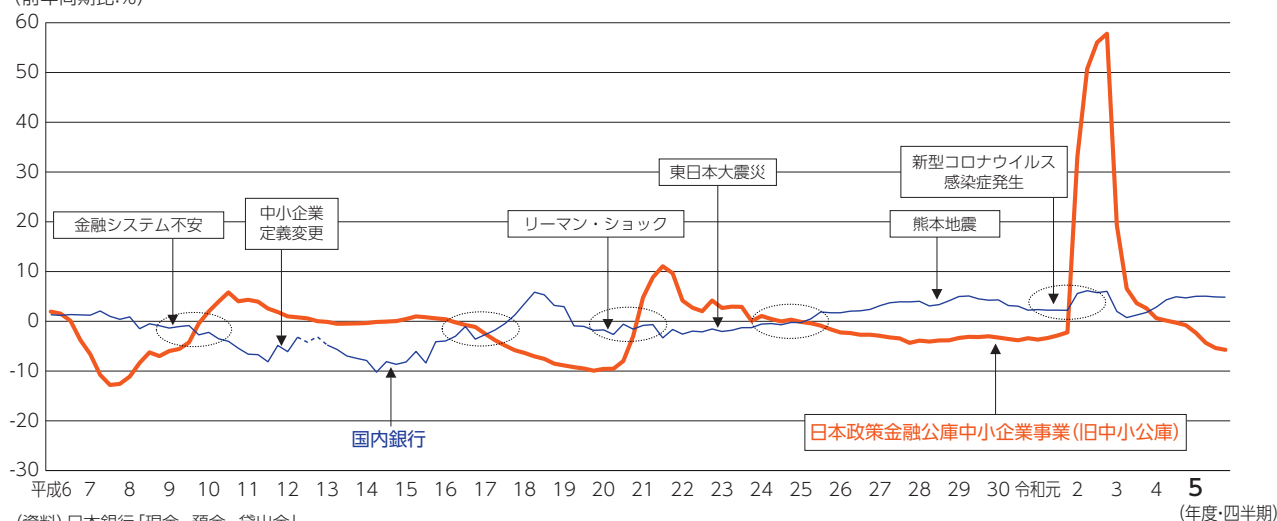
（注）すべて固定金利

● 事業資金を安定的に供給しています

中小企業事業の融資の伸びは、リーマン・ショック後の景気低迷期などには高く、逆に景気回復期には低下しています。中小企業事業は、民間金融機関を補完するという見地から、中小企業者の皆さまに事業資金を安定的に供給しています。

中小企業者向け貸出残高伸び率（対前年同期比）

（前年同期比：％）



（資料）日本銀行「現金・預金・貸出金」

（注）1 国内銀行は、中小企業向けの事業資金貸出残高の銀行勘定です。

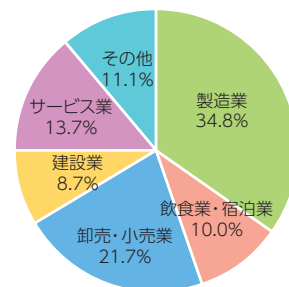
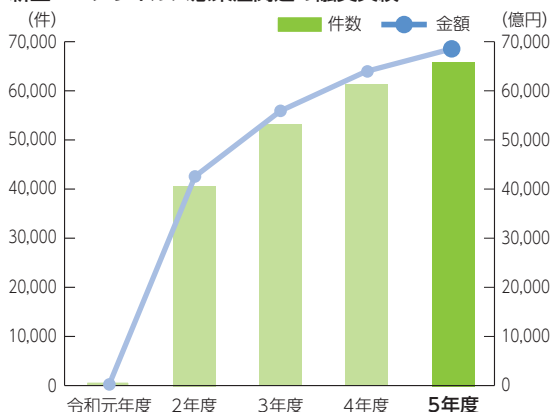
2 平成12年4月に中小企業の定義が変更されたため、平成12年6月～平成13年3月の国内銀行の伸び率は、新基準と旧基準の比率等をもとに日本公庫において試算しています。

時代の要請に応じて政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます

● セーフティネット

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行等に伴い、同感染症拡大当初の緊急的な資金繰り需要は落ち着いてきたものの、コロナ禍長期化やウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により、厳しい経営環境にある中小企業者の皆さまに、「セーフティネット貸付」、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による融資を行い、資金繰りや事業の再建を支援しました。

新型コロナウイルス感染症関連の融資実績



●新事業・スタートアップ支援

高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業者の皆さまを支援する「新事業育成資金」及び我が国の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの成長を支援する「スタートアップ支援資金」の融資に積極的に取り組んでおり、制度がスタートしてからの累計実績^(注)は16,875先・8,222億円にのぼっています(令和6年3月末時点)。また、企業が新たに発行する新株予約権を中小企業事業が取得し、必要な資金を供給する「新株予約権付融資」があります。

(注)新事業育成資金は平成12年2月から、スタートアップ支援資金は令和5年2月から制度がスタートしています。融資実績には、挑戦支援資本強化特別貸付を含みます。

●資本性ローン

新規事業や経営再建に取り組む中小企業者の皆さまの財務体質強化を図るために、民間金融機関と連携し、「挑戦支援資本強化特別貸付(旧挑戦支援資本強化特例制度)」を適用して支援しています。本制度による債務については、金融機関の債務者区分判定において自己資本とみなすことができます。

●海外展開支援

「海外展開・事業再編資金」による融資、スタンドバイ・クレジット制度やクロスボーダーローンによる海外現地法人等の資金調達支援、経営相談への対応、進出企業間の交流会の開催などにより、中小企業者の皆さまの海外展開を積極的に支援しています。

令和5年度における「海外展開・事業再編資金」の融資実績^(注)は570先、486億円となりました。

(注)令和4年度から挑戦支援資本強化特別貸付、令和5年度からシンジケートローン特別貸付も実績値に含みます。

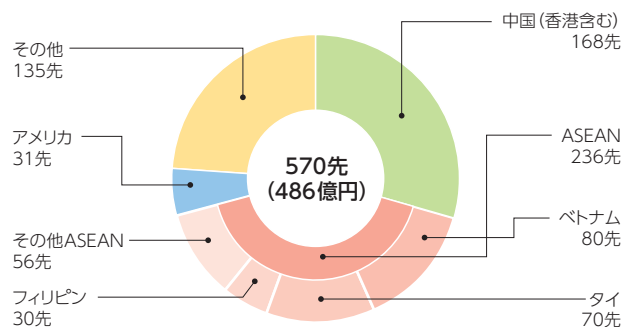
スタンドバイ・クレジット制度は、中小企業者の海外現地法人等が、日本公庫の提携金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために公庫がスタンドバイ・クレジット(信用状)を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。提携金融機関はアジアを中心に、令和6年3月末時点で15行となっています。

また、全国各地の地域金融機関と連携したスキームも構築しており、令和6年3月末時点で全国62の地域金融機関と連携しています。

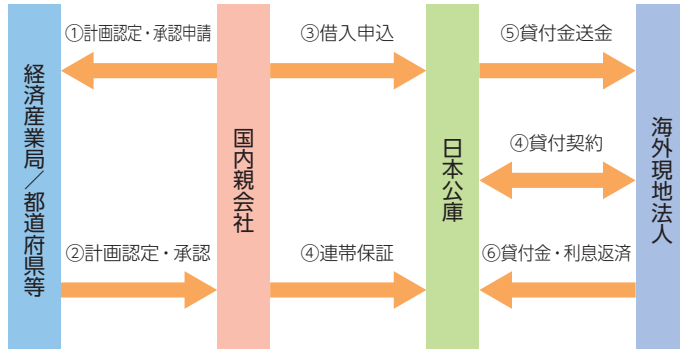
令和5年度は7の国・地域の提携金融機関に対して信用状を発行し、その利用実績は73先となりました。

クロスボーダーローンは、海外現地法人に対して日本公庫が直接融資する制度です。ご利用いただける国・地域は、タイ、ベトナム、香港、シンガポール又はフィリピンとなっており、令和5年度の融資実績は93先、68億円となりました。

「海外展開・事業再編資金」の国・地域別実績内訳(令和5年度)



クロスボーダーローンのスキーム図



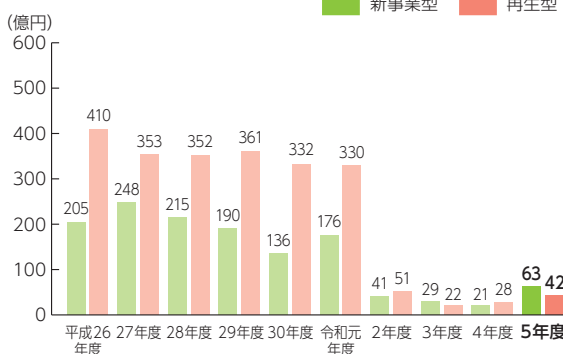
「新事業育成資金」及び「スタートアップ支援資金」の融資実績

	令和3年度	4年度	5年度
先数	639先	825先	912先
金額	272億円	432億円	529億円

「新事業育成資金」及び「スタートアップ支援資金」のうち、新株予約権付融資の実績

	令和3年度	4年度	5年度
先数	41先	69先	75先
金額	35億円	75億円	133億円

融資実績の推移

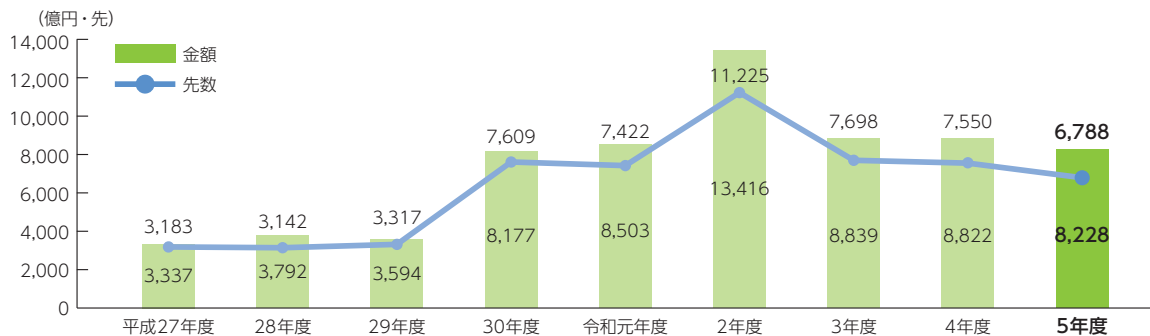


● 民間金融機関と協調融資、証券化支援などで連携

中小企業事業は、融資・証券化支援・信用保険の多様な機能と長年にわたり培った審査力、全国5.8万先の顧客データベースに基づく情報を活かし、「新事業・スタートアップ支援」「海外展開支援」「早期事業再生支援」「事業承継支援」「証券化支援」「経営相談支援」「人材育成協力」の分野で民間金融機関と連携して、中小企業者の皆さまを支援しています。具体的には、民間金融機関と緊密な情報交換を行い、協調融資での支援、マッチングイベントや海外展開・事業承継セミナーの共催などに取り組んでいます。

特に、平成30年度からは、「新たなステージに向けた民間金融機関連携の取組み」として、民間金融機関との連携に積極的に取り組んでいます。これまでの連携関係のもと物価高等の影響を受けた中小企業者の皆さまへの資金繰り支援を実施しています。

協調融資^(注)の先数・金額実績推移(中小企業事業)



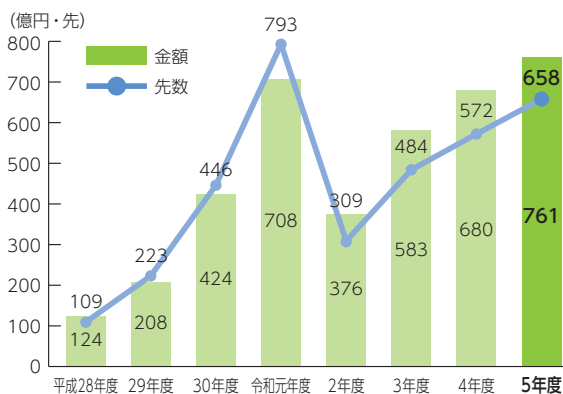
(注) 同一目的の資金計画に対し、日本公庫と民間金融機関が協議を経たうえで、融資(保証)を実行又は決定したもの(公庫で集計したもの。両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含む)。

● 事業承継・集約・活性化支援資金の融資実績

中小企業事業は、後継者が不在である企業のM&Aや、安定的な経営権確保のための自己株式取得など、事業や企業の承継・集約に取り組む中小企業者の皆さまを支援するため、特別貸付「事業承継・集約・活性化支援資金」による支援を行っています。

中小企業庁は、「事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進」を平成30年度以降の重要政策の一つとして位置付けています。当事業は、今後も本融資制度を活用し、事業や企業の承継・集約に取り組む中小企業者の皆さまの支援に取り組んでいきます。

「事業承継・集約・活性化支援資金」融資実績



(注) 令和4年度から挑戦支援資本強化特別貸付、令和5年度からシンジケートローン特別貸付も実績値に含みます。

企業の成長に貢献します

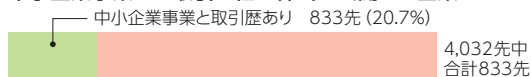
● 公庫資金をご利用された方々が多くの分野でご活躍されています

これまで中小企業事業との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約2割にあたる833先^(注)となっています。多くの方々がわが国を代表する企業として活躍されています。

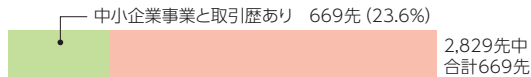
平成元年以降についても、中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業は669先^(注)と株式公開企業の約2割を占めています。

(注) 先数は令和6年3月31日時点において株式を公開している企業数です(上場廃止、合併による消滅等を除く)。

中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業



平成元年以降に中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業



(注) 日本公庫中小企業事業調べ。株式公開企業数は、令和6年3月31日時点。外国企業を除きます。

創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社名誉会長 稲盛 和 夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にとお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけないでしょうか」と、とつとつとお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典) 平成15年12月中小企業金融公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋(寄稿者の役職名は寄稿当時のものです)。

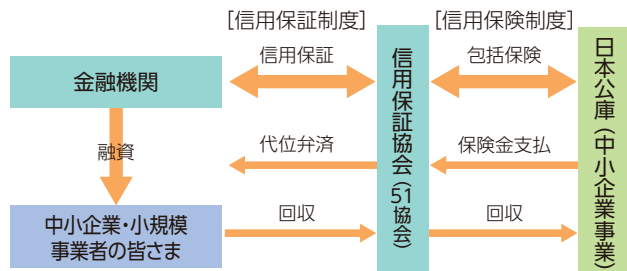
信用保険業務

信用保証制度と一体となり、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業資金の円滑な調達を支えています

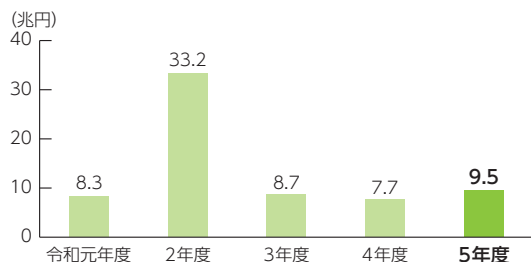
●信用保険制度の役割

中小企業事業は、担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関からの借入又は社債の発行などにより事業資金の調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険を行っています。信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)などに基づき、中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などの保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。

信用補完制度概略図



保険引受実績



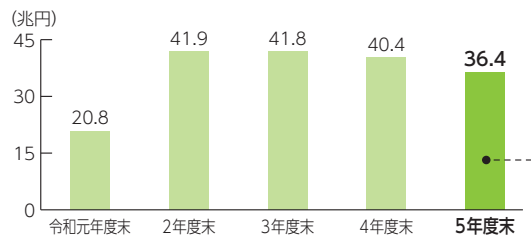
●中小企業の45%が信用補完制度を利用されています

令和6年3月末時点で、信用保証協会が保証している融資など（保証債務残高）は36兆円で、中小企業向け貸出しの10%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

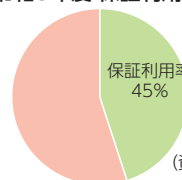
信用保証制度は149万先の中小企業・小規模事業者の皆さまに利用されており、中小企業の45%が信用保証制度を利用して資金調達を行っていることになります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長・発展に貢献しています。

全国51信用保証協会の保証債務残高の推移と保証利用率



令和5年度 保証利用率(注)



保証利用企業数 149万先
中小企業者数 336万先
(注)保証利用率：保証利用企業数を中小企業者数で除したものです。

(資料) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」を中小企業庁が再編加工ほか

業務の概要

証券化支援業務

●証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援しています

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業者の皆さま向け貸付債権等の証券化が行われています。

令和5年度は、証券化支援買取業務において、「地域金融機関CLOシンセティック型（合同会社クローバー2024）」を組成しました。中小企業事業は、42の地域金融機関とCDS契約を締結するとともに、特別目的会社（合同会社クローバー2024）が発行した社債252億円のうち52億円に保証を付しました。本CLOによって、37都道府県2,397先に対して454億円の無担保資金が供給されました。

中小企業事業は、信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担し、民間金融機関等が利用しやすい証券化手法を提供することで、中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給及び資金調達手段の多様化を図るとともに、証券化市場の育成・発展にも貢献し、政策金融機関として先導的な役割を積極的に果たしていきます。

証券化支援の手法

買取型

民間金融機関等の中小企業者の皆さま向け無担保債権等を譲り受け、又はCDS契約を活用し証券化する業務

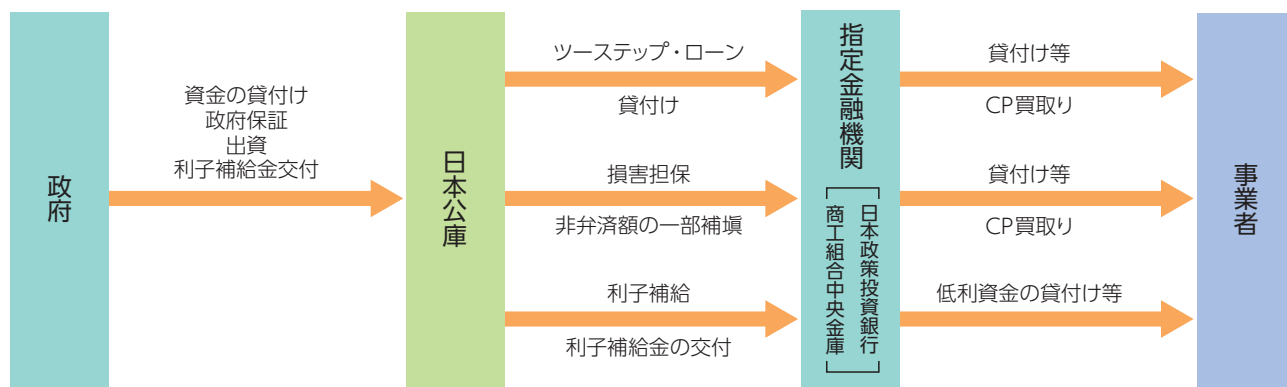
保証型

民間金融機関等が自ら証券化する中小企業者の皆さま向け無担保債権等の部分保証や証券化商品の保証や一部買取りを行う業務

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の概要

日本公庫は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を実施しています。危機発生時においては、一般に事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態が想定されます。このような事態に対処するため、公庫は指定金融機関への信用供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しています。



【これまでの危機対応業務の事例】

- 災害救助法関連の事例 ●特別相談窓口関連の事例 ●国際的な金融秩序の混乱関連の事例 ●東日本大震災関連の事例
- 平成28年熊本地震による災害関連の事例
- 新型コロナウイルス感染症関連の事例

●資金の貸付け(ツーステップ・ローン)

日本公庫が、財政融資資金等を原資として指定金融機関に対し貸付けを行うものです。令和5年度末残高は3兆2,756億円です。

●利子補給

日本公庫により資金の貸付けやリスクの一部補完を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するものです。

●リスクの一部補完(損害担保取引)

日本公庫が、指定金融機関から補償料を徴収したうえで、指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、一定割合の補填を行うものです。令和5年度末損害担保引受残高は1兆9,423億円(指定金融機関からの報告ベース)です。

危機対応円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成20年度 下期	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	—	350	35,494	2,912	157	—
貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	—	350	35,494	2,912	157	—
CP取得	2,998	3,398	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
損害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8	23,645	5,931	1,707	—
貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8	23,645	5,931	1,707	—
CP取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利子補給	—	—	3	24	78	109	124	110	54	126	49	27	46	182	229	205

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が令和6年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。
2. 損害担保のうち、
貸付け等の実績は、指定金融機関が令和6年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和6年5月10日までに補償応諾した引受金額です。
出資(産活法関連)の実績は、公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。
3. 利子補給の実績は、指定金融機関が令和5年9月末までに行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務の概要

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(平成22年法律第38号)に基づき、主務大臣が認定したエネルギー環境適合製品の開発・製造を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)を行うものです。令和5年度末残高は87億円です。

事業再編促進円滑化業務の概要

「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)に基づき、主務大臣が認定した事業再編を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)を行うものです。令和5年度末残高は625億円です。

事業適応促進円滑化業務の概要

「産業競争力強化法」に基づき、主務大臣が認定した事業適応を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)及び利子補給金の支給を行うものです。

開発供給等促進円滑化業務の概要

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」(令和2年法律第37号)に基づき、主務大臣が認定した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)を行うものです。

事業基盤強化促進円滑化業務の概要

「造船法」(昭和25年法律第129号)に基づき、主務大臣が認定した事業基盤強化を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)を行うものです。令和5年度末残高は98億円です。

導入促進円滑化業務の概要

「海上運送法」(昭和24年法律第187号)に基づき、主務大臣が認定した特定船舶の導入を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)を行うものです。

供給確保促進円滑化業務の概要

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(令和4年法律第43号)に基づき、主務大臣が認定した特定重要物資等の安定供給確保のための取組みに関する事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)を行うものです。

特定事業促進円滑化業務・事業再編促進円滑化業務・事業適応促進円滑化業務・開発供給等促進円滑化業務・事業基盤強化促進円滑化業務・導入促進円滑化業務・供給確保促進円滑化業務の実績
ツーステップ・ローン

(単位: 億円)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特定事業促進円滑化業務	200	13	78	106	29	11	10	5	—	—	—	—	—	—
事業再編促進円滑化業務	—	—	250	—	200	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—
事業適応促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発供給等促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業基盤強化促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85	13	—
導入促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
供給確保促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が令和6年3月末までに指定金融機関へ貸付実行した貸付金額です。
2. 各業務の開始日: 特定事業促進円滑化業務 平成22年8月16日、事業再編促進円滑化業務 平成26年1月20日、事業適応促進円滑化業務 令和3年8月2日、開発供給等促進円滑化業務 令和2年8月31日、事業基盤強化促進円滑化業務 令和3年8月24日、導入促進円滑化業務 令和3年8月24日、供給確保促進円滑化業務 令和5年1月13日
3. 事業再編促進円滑化業務開始前の実績は、平成26年1月20日付で「産業競争力強化法」の施行に伴い廃止された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)に基づき、平成23年7月1日に業務を開始した事業再構築等促進円滑化業務として貸付実行したものです。

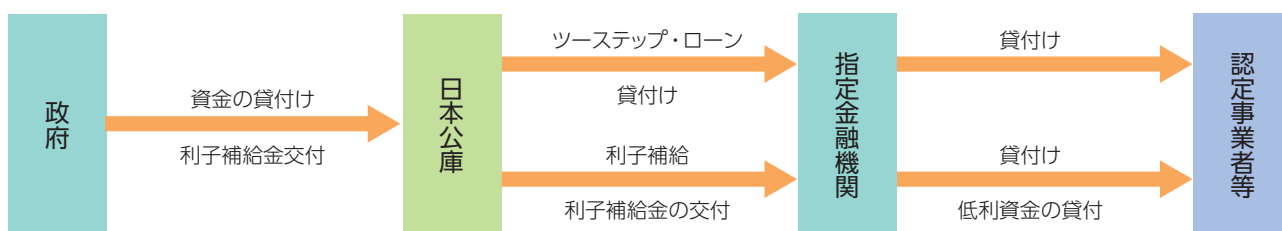
利子補給

(単位: 百万円)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事業適応促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	93

(注) 利子補給の実績は、指定金融機関が令和5年11月末までにを行った貸付けを対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(原則として各年12月1日から翌年5月31日までの期間を対象に7月31日までに、各年6月1日から11月30日までの期間を対象に翌年1月31日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務・事業再編促進円滑化業務・事業適応促進円滑化業務・開発供給等促進円滑化業務・事業基盤強化促進円滑化業務・導入促進円滑化業務・供給確保促進円滑化業務の仕組み



(注) 1. 指定金融機関は、主務大臣が金融機関からの申請により指定するものです。
2. 利子補給は、事業適応促進円滑化業務(カーボンニュートラル関連)のみ。

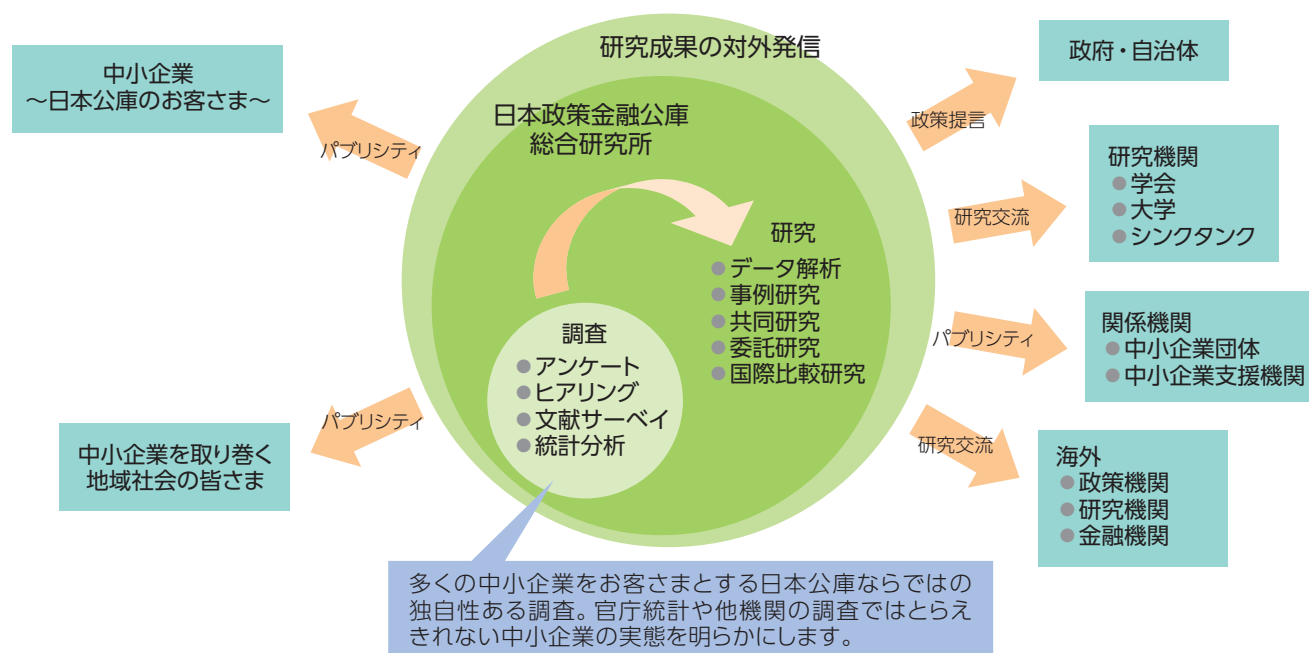
総合研究所

専門性・独自性・先進性を追求

多数の中小企業をお客さまにもつ日本公庫ならではのフィールドワークを基礎に、高い研究水準を目指します。

総合研究所の機能と特色

総合研究所は、経営者や家族だけで稼働する生業的な企業から株式上場を目前にした企業まで、さまざまな中小企業を研究対象とする総合的な研究機関です。アンケート調査やヒアリング調査など、多くの中小企業をお客さまとする日本公庫ならではのフィールドワークを基礎に、専門性・独自性・先進性に富む研究活動を展開しています。



中小企業の景況等に関する調査

●全国中小企業動向調査

従業者数が20人未満の「小企業」1万社を調査対象とする小企業編と、おおむね20人以上の「中小企業」約1万3,000社を対象とする中小企業編から成り、四半期に一度発表しています。個人経営の自営業者から従業者数300人規模の企業まで中小企業全域をカバーする大規模な景観観測調査です。

●全国小企業月次動向調査

従業者数が20人未満の「小企業」1,500社を対象に毎月実施しています。速報性の高い電話調査により、小企業の足元の景況感をタイムリーにとらえます。

●中小企業景況調査

比較的規模の大きな「中小企業」900社を対象とし、景況感を毎月調査。三大都市圏の製造業にウエートを置く調査対象が特徴です。1963年の調査開始から50年を超える歴史をもち、売上げ見通しDIIは政府の景気動向指数の先行系列にも採用されています。

●中小製造業設備投資動向調査

従業員数20～299人の中小製造業3万社を対象に、年2回、設備投資の計画や実績を調査。中小企業を対象とする設備投資動向調査としては、わが国で最も規模が大きく詳細なものです。

中小企業の現状と課題に関するテーマ別研究

中小企業が直面する課題、中小企業を中心とする産業や地域経済の動向などタイムリーなテーマを選んで調査を実施、調査結果をベースに発展的な研究を行います。研究成果は論文やレポートにまとめ、定期刊行物、書籍などの発行、学会や各種研究プロジェクト等を通じて発信します。

※ 論文・レポート・調査結果などの多くは日本公庫ホームページ上でご覧になれます。

● 中小企業の構造問題に関する研究

新規開業、事業承継、雇用、資金調達、地域経済社会とのかかわりなど、中小企業が構造的に抱える課題について調査研究を行います。

－主な調査(2023年度実施)－

- 新規開業実態調査(2023年度定例調査・特別調査)
- 新規開業企業を対象とするパネル調査
- 起業と起業意識に関する調査
- コロナ禍前後における中小企業の事業承継問題の構造変化
- 経営者の引退と廃業に関する実態調査
- 新型コロナウイルス感染拡大が中小企業に与える影響
- 小企業における雇用と賃金動向に関する調査
- 小企業・中小企業の海外展開に関する意向調査
- 中小製造業の生産拠点の国内回帰に関する調査
- 中小企業におけるジョブ型雇用の実態調査

－主な研究論文・レポート(2023年度発表)－

- ◇女性の開業にみられる変化と新規開業の小規模化の動き
－男女の開業者の同質化に着目した一考察－
- ◇中小企業による温室効果ガス削減の実態
－「中小企業の脱炭素への取り組みに関する調査」の分析から－
- ◇日本らしさを武器にする中小企業の海外展開戦略
- ◇地方における起業への関心と起業意欲
- ◇自宅を拠点とした創業
- ◇経営者の高齢化の進行と事業承継問題
- ◇中小企業におけるジョブ型雇用と人的投資－従業員からみた中小企業の人材育成－

● 中小企業の経営問題に関する研究

ヒト、モノ、カネなど経営資源が限られるハンディを克服し経営を革新する中小企業の事例を収集。研究成果を事例集として毎年発行します。

－2023年度調査－

- フードテック・ビジネスに関する企業事例調査

－2023年度発行－

- ◇日本文化を世界へ－中小企業のソフトな海外展開－

● 内外の産業動向・地域経済動向に関する研究

技術の革新や生産システムの変化など、中小企業を中心に起きている最新の動きを産業政策の視点からとらえます。また、地域活性化に果たす役割など地域経済振興の今日的な視点から中小企業の動きを追います。

－主な調査(2023年度実施)－

- 教育産業で活躍する中小企業の経営戦略
- シェアエコノミーの進展を支える中小企業
- 高齢化社会を技術で支える中小企業
- 次世代電池産業を支える中小企業

－主な研究論文・レポート(2023年度発表)－

- ◇中小企業のデジタル化を進める中小ソフトウェア業の経営戦略
- ◇教育産業界で存在感を発揮する中小企業の事例研究
- ◇教育産業で活躍する中小企業の経営戦略
- ◇中小プラットフォームが拓くシェアリングエコノミーの可能性
- ◇高齢化を技術で支える中小企業

研究成果の学会発表

● 第43回日本中小企業学会全国大会(2023.9.30)

『温室効果ガス削減をサポートする中小企業の現状と課題』

地球温暖化対策が世界的な課題となるなか、温室効果ガス削減をサポートするビジネスに取り組む中小企業に着目し、その実態や一般的な新事業創出との差異などについて、アンケートとヒアリングをもとに分析しました。

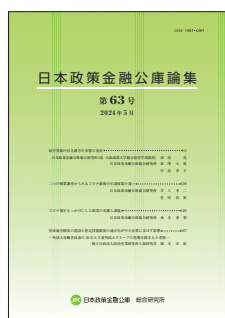
● 第26回日本ベンチャー学会全国大会(2023.12.10)

『起業家の子どもの事業パフォーマンスに対する考察』

起業経験がある親をもつ起業家と olmayan 起業家を比較し、前者は月商規模が大きい、月商の男女差が小さい、リスク耐性が強い、金融機関や専門機関の利用割合が高いといった傾向を明らかにしました。

総合研究所の刊行物

● 定期刊行物



日本政策金融公庫論集

季刊(2月、5月、8月、11月の各25日発行)

総合研究所スタッフによる学術レベルの研究論文を掲載。

外部論文も掲載し、中小企業研究者に研究発表の機会を提供します。

—第63号(2024年5月)の掲載論文—

経営資源の引き継ぎの実態と変化

二つの廃業調査からみるコロナ前後の引退廃業の違い

コロナ禍をきっかけにした開業の実態と課題

育成就労制度の創設と特定技能制度の適正化が中小企業に及ぼす影響



日本公庫総研レポート

随時発行

中小企業の現状と課題に関する最新の研究成果をとりまとめ、タイムリーに発信する各号完結の研究報告書です。



調査月報

毎月5日発行

総合研究所の研究成果を、企業経営者や中小企業支援機関関係者など研究者以外の方々にもわかりやすくお伝えするための研究雑誌です。

● 書籍



『新規開業白書』

「新規開業実態調査」の結果をベースに、最新のテーマで新規開業の動向を分析。

1992年から毎年刊行している、わが国の新規開業研究に欠かせない文献です。

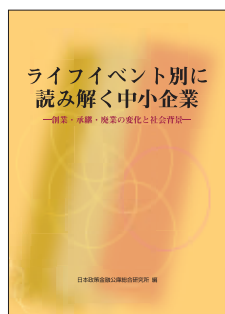
—2024年版の主な内容—

「2023年度新規開業実態調査」結果の概要

コロナ禍に生じた開業の実態

「2023年度起業と起業意識に関する調査」結果の概要

コロナ禍が起業意識に与えた影響



『ライフイベント別に読み解く中小企業』

経済社会の変化に伴い、人々の価値観や考え方が移り変わること、企業のあり方も変化していきます。創業、承継、廃業という企業のライフイベントに関する調査の結果をもとに、経済社会の変化が中小企業の変化に及ぼした影響を分析した一冊です。



『日本文化を世界へ 中小企業のソフトな海外展開』

日本の文化や生活スタイルを反映させた製品やサービスを展開することで、海外ファンの獲得に成功している12社の中小企業を紹介しています。事例企業の取り組みから、海外展開の動機や直面した課題、得られた成果を分析しています。

組織運営の仕組み

ガバナンス態勢	54
---------------	----

ガバナンス態勢

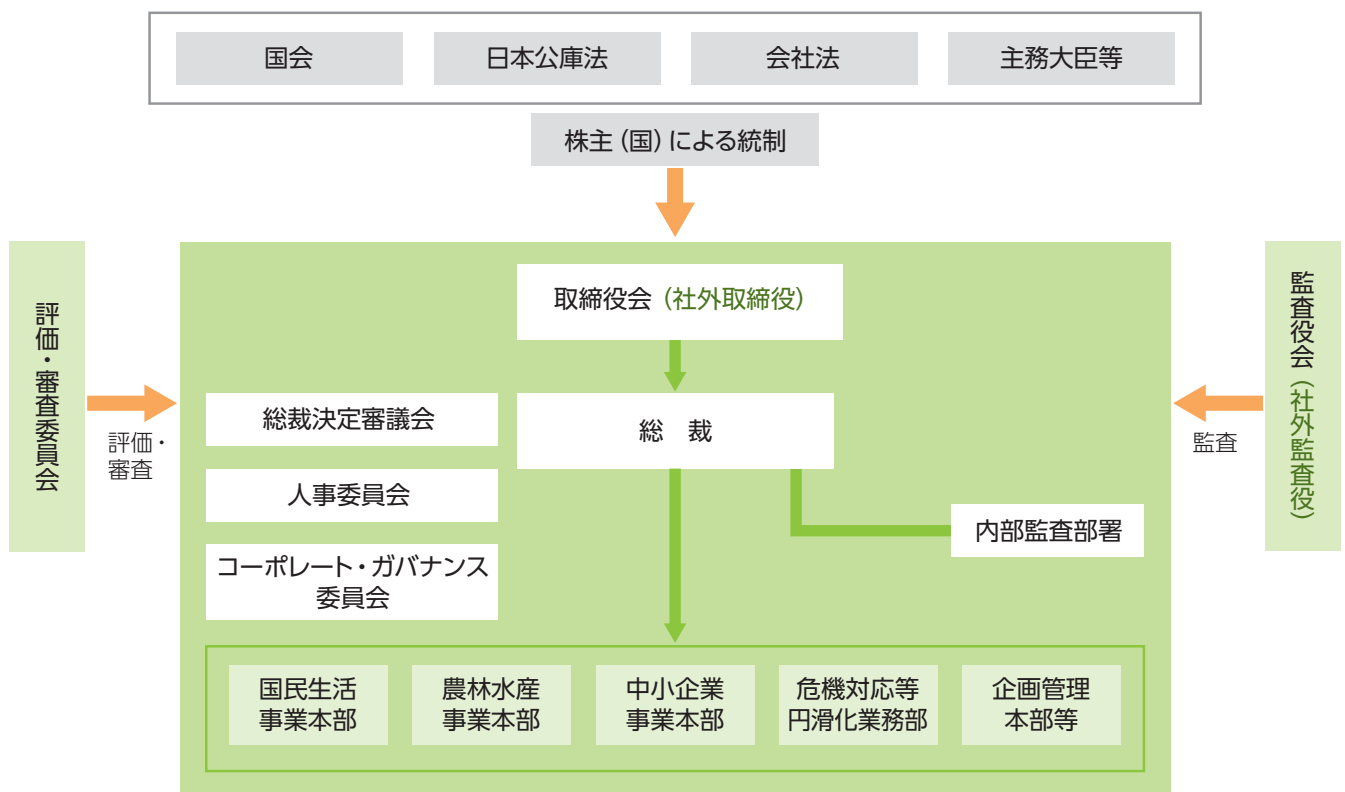
基本的な考え方

政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営を行います。経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組みます。

「透明性・公正性・迅速性」の実現のため、外部からの評価・審査（評価・審査委員会）並びに内部及び外部の監査（内部監査部署、監査役会、会計監査人）を受ける態勢を構築しています。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しています。

ガバナンス体制



1 国による統制

日本公庫は、一般の株式会社とは異なり、発行済株式の総数を政府が常時保有することが法定されているなど、国による強い統制^(注)を受ける特殊会社です。

(注) 国による統制

- 株主としての統制（会社法等）
- 主務省等による統制（金融庁・会計検査院検査を含みます。）
- 国会による統制（予算等）

2 取締役会

日本公庫の取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役としています。取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役が職務の執行状況を定期的に報告しています。

3 監査役会

日本公庫の監査役会は、5名の監査役で構成しており、うち3名を社外監査役としています。監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な会合等を通じて、取締役の職務執行について監査しています。

4 評価・審査委員会

日本公庫は、日本政府の決定（政策金融改革に係る制度設計）に基づき、政策目的に沿った事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行うため、外部有識者による評価・審査委員会を設置しています。

評価・審査委員会では、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価並びに取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行います。なお、業務及び運営に関する評価・審査の基準及び結果は外部に公表しています。

評価・審査委員会の委員は、外部の有識者及び社外取締役からなる「評価・審査委員」並びに日本公庫の業務に関して専門的な知見を有する外部の有識者からなる「専門委員」によって構成されています。

評価・審査委員会名簿

（五十音順、敬称略） 2024年7月1日現在

【評価・審査委員】

鵜澤 静	元日清紡ホールディングス株式会社代表取締役会長
梅山 香里	中小企業診断士 一般社団法人中小企業診断協会経営戦略工学研究センターセンター長
栗原 美津枝	株式会社価値総合研究所代表取締役会長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
佐藤 雄二郎	株式会社日本政策金融公庫社外取締役
◎隅 修三	東京海上日動火災保険株式会社相談役
西岡 清一郎	弁護士 元広島高等裁判所長官
○沼上 幹	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授
宮島 香澄	日本テレビ放送網株式会社報道局解説委員

【専門委員】

小田切 徳美	明治大学農学部教授
鶴 光太郎	慶應義塾大学大学院商学研究科教授
根本 忠宣	中央大学商学部教授

（◎は委員長、○は委員長代理）

開催実績

（主な議事内容）

- 2023年度第1回（2023年5月24日）
 - ・2023年度業務運営計画
 - ・2023年度業績評価基準
 - ・2022年度役員業績評価
 - ・役員候補者の審査
- 2023年度第2回（2023年7月5日）
 - ・2022年度業績評価報告書
 - ・退職役員等の業績評価
- 2023年度第3回（2023年11月29日）
 - ・2023年度業務運営計画中間レビュー

5 総裁決定審議会

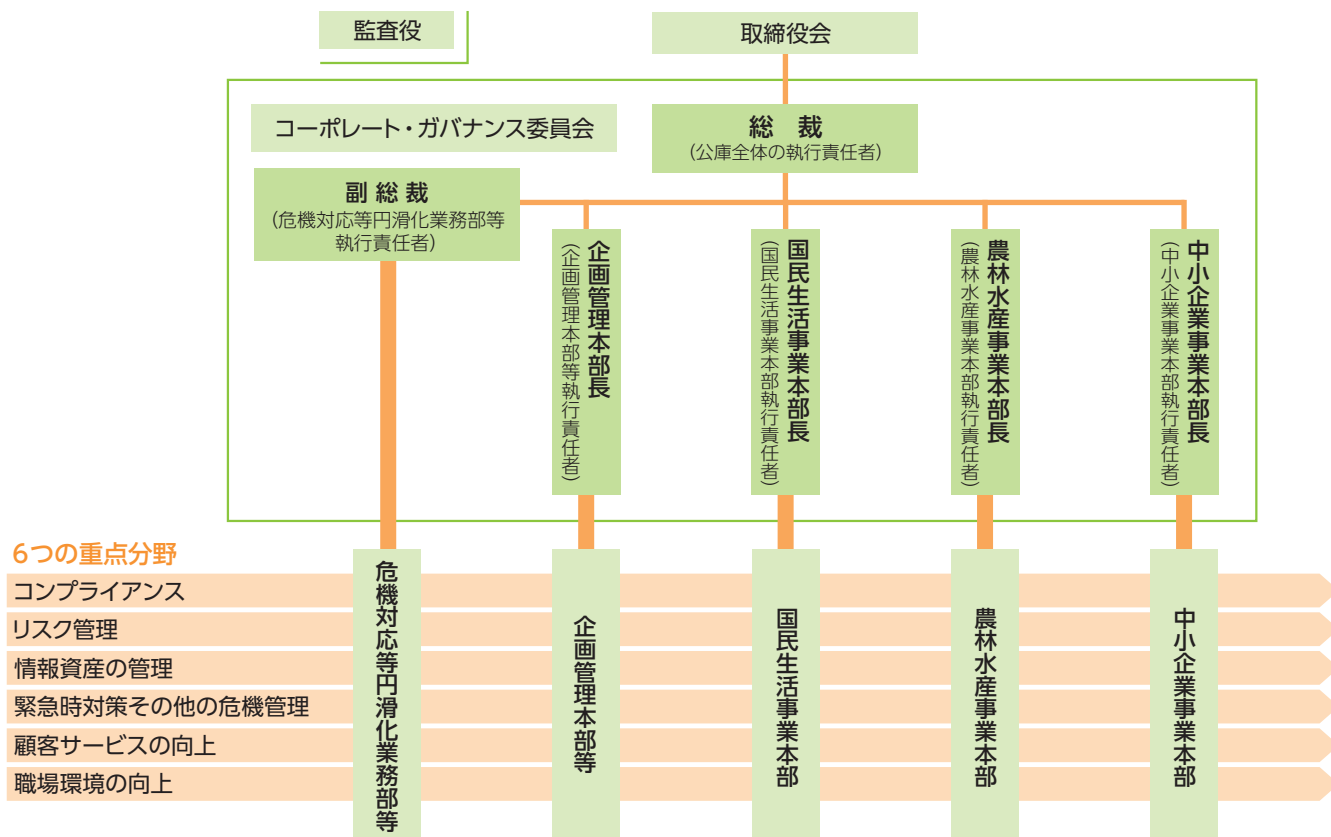
総裁の諮問により、日本公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、並びに報告を受ける総裁決定審議会を設置しています。

6 コーポレート・ガバナンス委員会

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。日本公庫では、事業本部等^(注)ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしています。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しています。

コーポレート・ガバナンス委員会は、6つの重点分野に関する事項のうち、公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議します。

(注) 国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部等及び企画管理本部等をいいます。



7 内部監査

日本公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しています。

監査部及びシステム監査室は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、日本公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行っています。

監査にあたっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っています。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、監査部及びシステム監査室が取締役会及び監査役に報告しています。また、内部監査の結果については監査部及びシステム監査室が総裁、取締役会及び監査役に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置を講じています。

このように、内部監査部署による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、日本公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持を図っています。

◆内部統制基本方針

日本公庫は、会社法（平成17年法律第86号）及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めています。

内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

- 第1条 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。
- 2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。
 - 3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
 - 4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - 6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- 第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。
- 2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。
 - 3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- 第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。
 - 4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- 第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
- 2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
 - 3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

- 第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
- 2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。
 - 3 内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
 - 4 内部監査部署は、定期的に若しくは必要に応じて、又は総裁の指示若しくは他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
 - 5 内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項)

第7条 公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第8条 公庫は、前2条を遵守するほか、監査役の職務を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

- 2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

第10条 公庫は、前条第2項の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない。

(監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

第11条 公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第12条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

- 2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

内部管理上の重点分野

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。

1 コンプライアンス

日本公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しています。

(1)コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しています。

(2)内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを公庫内及び弁護士事務所に設置しています。

(3)反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、日本公庫に対する公共の信頼を維持し、公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

(4)インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しています。

2 リスク管理

日本公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っています。

管理対象リスク

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含みます。)の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含みます。)の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債(オフ・バランスを含みます。)から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

3 情報資産の管理

日本公庫では、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、セキュリティポリシーを定め、情報資産の管理を適切に行っています。

セキュリティポリシー

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって公庫の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行います。

1 基本理念

公庫は、関係法令及び関連規定の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
- (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討したうえで、付与すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施にあたっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
 - イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
 - ロ 必要かつ十分で、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

2 情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点から分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

3 情報資産の管理体制

情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

4 個人情報の保護

公庫は、プライバシーポリシーを定め、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

5 情報セキュリティに関する教育

公庫は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規定の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないよう、業務に応じた必要な時期に必要な教育を行います。

6 業務の外部委託

公庫は、業務の委託等により、公庫の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

7 情報セキュリティ事故への対応

- (1) 公庫は、個人情報又は顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。
- (2) 情報システムに対するサイバー攻撃に係る情報を入手した場合は、速やかに財務省に連絡を行います。

8 評価・見直し

本ポリシーは、関係する法令の制定又は改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化及び組織、業務内容等の変更、公庫の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、評価・見直しを行います。

以上

4 緊急時対策その他の危機管理

日本公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しています。また、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画(BCP^(注))を策定しております。

(注)BCP(ビジネス・コンティニュイティ・プラン)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画のことです。

5 お客さまサービスの向上

日本公庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めてまいります。

顧客保護等管理方針

- 1 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得るべき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。
 - 2 公庫は、お客さまへの取引や商品の説明及び情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
 - 3 公庫は、お客さまからのご相談や苦情等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応するとともに、業務運営への適切な反映に努めてまいります。
 - 4 公庫は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
 - 5 公庫は、公庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。
- ※ 本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。
- ①公庫の業務を利用していただいている方
 - ②公庫の業務を利用されていた方
 - ③公庫の業務の利用を検討されている方
- ※ 公庫においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)第11条及び公庫が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

6 職場環境の向上

日本公庫では、職場環境等に関する課題の把握及び今後の対策検討等への活用を目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っています。本調査によって得た職員の意見等を職場環境の向上等に積極的に役立てています。

ダイバーシティの推進と職場環境向上

「多様な人材が活躍できる職場づくり」に向けて、女性のキャリア開発を推進するとともに、性別を問わずワークライフ・マネジメント^(注)実践が可能な職場づくりに取り組んでいます。

(注)ワークライフ・マネジメント：仕事と生活における役割責任を果たしながら、双方の充実を目指して自身の意思で自分の働き方・生き方を積極的にマネジメントすること。

1 女性のキャリア開発の推進

「管理職に占める女性の割合12%以上(2028年4月時点)」を目標^(注)に掲げ、女性の育成・登用に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、事務職から業務職への育成制度、女性のスキルアップを目的とした外部研修への派遣に加え、女性管理職及び女性上級業務職、若手女性職員を対象とした社内フォーラムの開催、若手職員を対象に先輩職員がアドバイザー役として、仕事だけでなく仕事と家庭の両立等に関する相談にも対応するメンタリング制度を整備しています。

また、日本公庫は、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な事業主として、厚生労働大臣の認定「えるぼし」の2段階目(2つ星)を取得しています。

(注)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づく行動計画

認定マーク「えるぼし」



2 多様な人材が活躍できる職場づくり

テレワーク等の柔軟な働き方を可能とする制度を活用し、多様な人材が最大限に能力を発揮できる職場づくりに取り組んでいます。

3 両立支援

柔軟な働き方を実現するため、ライフステージに応じた両立支援策を整備しています。

また、男性の育児等に伴う休暇・休業の1ヵ月以上の取得を奨励しています。日本公庫は、優良な子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく特例認定「プラチナくるみん」を取得しています。

認定マーク「プラチナくるみん」

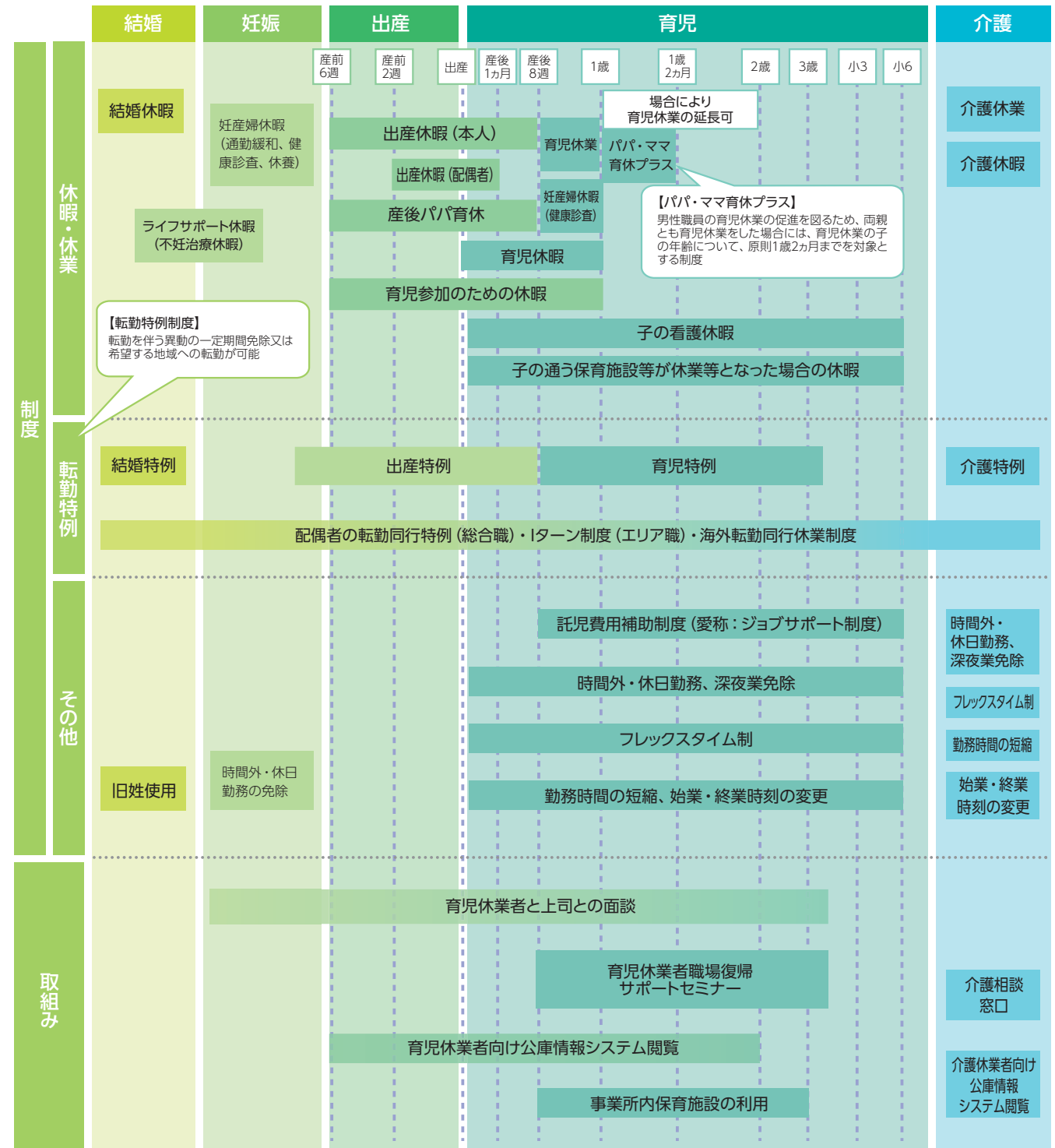


4 メリハリある働き方の推進

ワークライフ・マネジメントの一環として、休暇の計画的取得やノー残業デーの実施を推進しています。また、テレワーク等の柔軟な働き方の推進に向けた勉強会や社内向けの情報発信を実施しています。こうした取組みにより、時間生産性を高め、職員一人ひとりのメリハリある働き方の実践を推進しています。

5 本支店におけるダイバーシティ推進活動

本店及び全国152支店すべてにおいて、ダイバーシティ推進委員会を設置し、多様な人材が活躍できる職場づくりに向けた職員の意識啓発を推進しています。



組織運営の仕組み

個人情報の保護

日本公庫では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等の個人情報保護法制のもと、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しています。

タイ個人情報保護法(Personal Data Protection Act)の適用を受ける個人情報の取扱いについては、日本公庫ホームページ(https://www.jfc.go.jp/n/privacy/pdf/privacy_policy_Thailand.pdf)をご覧ください。



プライバシーポリシー

株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取扱い、保護することが公庫のお客さまに対する責務であると考えています。

公庫では、お客さまの個人情報を保護するため、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

1 個人情報の取得

公庫は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ公庫の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

2 個人情報の利用

公庫は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

事業共通

- ① お客さまご本人さまの確認(融資制度等をご利用いただく資格、要件等の確認を含みます。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断及びご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
- ⑤ ご質問・お問合せ、公庫からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

国民生活事業

- ① 融資制度等のご案内のためのダイレクトメール等の発送等^(注)

(注)お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(国民生活事業)にお申し出いただければ、停止いたします。

- ② 次表に掲げるお客さまの情報の提供先への提供

提供するお客さまの情報	提供先
ア 経営改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会
イ 生活衛生改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	都道府県生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センター
ウ 一般貸付、経営改善貸付(小規模事業者経営発達支援資金に限る。)、特別貸付、生活衛生貸付(生活衛生改善貸付を除く。)及び教育貸付制度をお申込みのお客さま	個人信用情報機関
エ 恩給・共済年金担保貸付制度をお申込みのお客さま	恩給等の裁定庁
オ 公益財団法人教育資金融資保証基金に債務保証をお申込みのお客さま(教育貸付制度のみ)	公益財団法人教育資金融資保証基金
カ 団体信用生命保険をお申込みのお客さま	公益財団法人公庫団信サービス協会
キ 信用保証協会付融資をお申込みのお客さま	都道府県信用保証協会

農林水産事業

- ① ご融資に必要な行政庁等の選定手続、又はご融資に必要な行政庁等の確認書や意見書受領の手続
- ② 主務省及び監督官庁への報告等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供
- ③ データ分析等による、ご融資の判断に利用するための資料等の作成
- ④ 払込案内等の送付等、ご融資・ご返済に関する情報の提供
- ⑤ アンケート等による調査・研究、ダイレクトメール等による参考情報の提供^(注)

(注)お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(農林水産事業)にお申し出いただければ、停止いたします。

中小企業事業

- ① 信用状のお申込の受付、信用状発行の判断及び信用状発行後の管理
- ② 与信業務に係る継続的なお取引等についての判断
- ③ 信用保険の引き受け、保険金の支払い及び引き受け後の管理
- ④ 各種お取引の解除やお取引解除後の事後管理
- ⑤ お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の経営支援に必要な情報の提供
- ⑥ お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の景況等の調査及びその公表
- ⑦ 融資制度若しくは信用状制度の御案内又は御提案^(注)
(注) お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店(中小企業事業)にお申し出いただければ、停止いたします。
- ⑧ 中小企業政策に対する評価及びその公表並びに新たな政策金融手法等の研究や開発

危機対応等円滑化業務部

- ① 損害担保の引受け、補償金の支払い及び事後管理
- ② 利子補給金の支給及び支給後の管理

3 個人情報の第三者提供

公庫は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 利用目的の範囲内で提供する場合
- (3) お客さまの事前の同意を得ている場合
- (4) 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合
- (5) 統計の作成又は学術研究の目的の場合
- (6) 明らかにお客さまの利益になる場合、その他個人情報を提供することについて特別な理由がある場合

4 業務委託

公庫の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が十分されていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

5 個人情報の管理

- (1) 公庫は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。
- (2) 公庫は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
- (3) 公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

6 個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、公庫が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」といいます。)を希望される場合は、個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取扱いします。

なお、個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、最寄りの支店(取扱事業)にご相談ください。

7 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

公庫におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、最寄りの支店(取扱事業)にご相談ください。

8 継続的な改善

公庫は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行っていきます。

以上

日本公庫では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)のもと、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適切な管理について必要な事項を定めた「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」を策定し、公表しています。

特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

株式会社日本政策金融公庫では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に定められた事務において個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う。番号法においては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び特定個人情報取扱規則等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等^(注)を遵守する。

(注) 法令等には次のものを含む。

- ・ 番号法
- ・ 個人情報保護法等関連法令
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- ・ 行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき株式会社日本政策金融公庫自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報取扱規則等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

以上

情報公開制度

日本公庫は、保有する情報の一層の公開を図り、諸活動を国民の皆さまに説明する責務を全うしてまいります。

公庫は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象機関として、開示請求権制度のほか、情報提供制度により、ディスクロージャーの一層の推進に取り組んでおります。

なお、情報提供を行っている主な資料は、次表の通りです。

情報提供資料(主なもの)

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業報告	●各店舗に備置き ●国会図書館、都道府県、経済団体等に配付	6～9月
計算書類		
財産目録		
決算報告書		
監査役意見		
監査報告書		
会計監査報告	●各店舗に備置き ●ご希望の方に配付	7月
ディスクロージャー誌(本誌)		
ホームページ ●業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載 ●電子公告	●インターネット上に開設 (アドレス https://www.jfc.go.jp/)	随時内容を更新

Memo

組織・沿革

組織について	70
本店・支店所在地一覧	71
日本公庫の沿革	76

株式会社日本政策金融公庫の組織図



代表取締役総裁	田中 一穂	常務取締役	十亀 幹夫	社外取締役	栗原 美津枝
代表取締役副総裁	渡邊 正博	常務取締役	谷口 伸一	社外取締役	佐藤 雄二郎
代表取締役専務取締役	岩元 達弘	常務取締役	北村 秀和	常勤監査役	三田 祥弘
代表取締役専務取締役	倉重 泰彦	取締役	高橋 恵一	社外常勤監査役	伊東 正仁
代表取締役専務取締役	米田 健三	取締役	新堀 健二	社外監査役	宮城 典子
代表取締役専務取締役	定光 裕樹	取締役	谷口 眞司	監査役	風間 聡
常務取締役	姪原 保志	取締役	本西 正人	社外監査役	大谷 秋洋
常務取締役	佐々木 裕介	取締役	岡崎 文太郎		

本店・支店所在地一覧 (令和6年7月時点)

		所在地	電話番号
本店	〒100-0004	東京都千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	
北海道			
札幌支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒060-0001	札幌市中央区北一条西 2-2-2 北海道経済センタービル	0570-000202 (ナビダイヤル)
			011-251-1261
			011-281-5221
札幌北支店			
国民生活事業	〒060-0807	札幌市北区北七条西 4-5-1 伊藤 110ビル	0570-000230 (ナビダイヤル)
函館支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒040-0065	函館市豊川町 20-9	0570-001009 (ナビダイヤル)
			0138-23-7175
小樽支店			
国民生活事業	〒047-0032	小樽市稲穂 2-1-3	0570-002986 (ナビダイヤル)
旭川支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒070-0034	旭川市四条通 9-1704-12 朝日生命旭川ビル	0570-000266 (ナビダイヤル)
			0166-24-4161
室蘭支店			
国民生活事業	〒050-0083	室蘭市東町 2-9-8	0570-002540 (ナビダイヤル)
釧路支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒085-0847	釧路市大町 1-1-1 道東経済センタービル	0570-002172 (ナビダイヤル)
			0154-43-2541
帯広支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒080-0010	帯広市大通南 9-4 帯広大通ビル	0570-001698 (ナビダイヤル)
			0155-27-4011
北見支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒090-0036	北見市幸町 1-2-22	0570-002313 (ナビダイヤル)
			0157-61-8212
青森			
青森支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒030-0861	青森市長島 1-5-1 AQUA 青森長島ビル	0570-003521 (ナビダイヤル)
			017-777-4211
			017-734-2511
弘前支店			
国民生活事業	〒036-8354	弘前市大字上鞆師町 18-1 弘前商工会議所会館	0570-004375 (ナビダイヤル)
八戸支店			
国民生活事業	〒031-0074	八戸市大字馬場町 1-2	0570-003753 (ナビダイヤル)
岩手			
盛岡支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒020-0024	盛岡市菜園 2-7-21	0570-004730 (ナビダイヤル)
			019-653-5121
			019-623-6125
一関支店			
国民生活事業	〒021-0877	一関市城内 1-9	0570-004802 (ナビダイヤル)
宮城			
仙台支店			
国民生活第一事業 国民生活第二事業 農林水産事業 中小企業事業	〒980-8452	仙台市青葉区中央 1-6-35 東京建物仙台ビル	0570-005843 (ナビダイヤル)
			0570-005864 (ナビダイヤル)
			022-221-2331
			022-223-8141

	所在地		電話番号
石巻支店			
国民生活事業	〒986-0825	石巻市穀町16-1 明治中央ビル	0570-006709 (ナビダイヤル)
秋田			
秋田支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング	0570-005597 (ナビダイヤル)
			018-833-8247
			018-832-5511
大館支店			
国民生活事業	〒017-8567	大館市御成町2-3-38	0570-005626 (ナビダイヤル)
山形			
山形支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒990-0042	山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館	0570-006754 (ナビダイヤル)
			023-625-6135
			023-641-7941
米沢支店			
国民生活事業	〒992-0045	米沢市中央4-1-30 米沢商工会議所会館	0570-007787 (ナビダイヤル)
酒田支店			
国民生活事業	〒998-0044	酒田市中町2-5-10 酒田産業会館	0570-007419 (ナビダイヤル)
福島			
福島支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒960-8031	福島市栄町6-6 福島セントランドビル	0570-008503 (ナビダイヤル)
			024-521-3328
			024-522-9241
会津若松支店			
国民生活事業	〒965-0878	会津若松市中町2-35	0570-009386 (ナビダイヤル)
郡山支店			
国民生活事業	〒963-8005	郡山市清水台1-6-21 山相郡山ビル	0570-009629 (ナビダイヤル)
いわき支店			
国民生活事業	〒970-8026	いわき市平字菱川町1-5	0570-008545 (ナビダイヤル)
茨城			
水戸支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒310-0021	水戸市南町3-3-55	0570-009857 (ナビダイヤル)
			029-232-3623
			029-231-4246
日立支店			
国民生活事業	〒317-0073	日立市幸町2-1-48 秋山ビル	0570-012777 (ナビダイヤル)
土浦支店			
国民生活事業	〒300-0043	土浦市中央1-1-26 多摩川土浦ビル	0570-012646 (ナビダイヤル)
栃木			
宇都宮支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒320-0813	宇都宮市二番町1-31	0570-012903 (ナビダイヤル)
			028-636-3901
			028-636-7171
佐野支店			
国民生活事業	〒327-0022	佐野市高砂町2806-1	0570-015099 (ナビダイヤル)
群馬			
前橋支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒371-0023	前橋市本町1-6-19	0570-015124 (ナビダイヤル)
			027-243-6061
			027-243-0050

	所在地		電話番号
高崎支店			
国民生活事業	〒370-0826	高崎市連雀町81 中央高崎ビル	0570-015165 (ナビダイヤル)
埼玉			
さいたま支店			
国民生活事業	〒330-0802	さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル	0570-017202 (ナビダイヤル)
農林水産事業			048-645-5421
中小企業事業			048-643-8320
浦和支店			
国民生活事業	〒330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-14	0570-015295 (ナビダイヤル)
川越支店			
国民生活事業	〒350-1123	川越市脇田本町14-1 日本生命川越ビル	0570-017448 (ナビダイヤル)
熊谷支店			
国民生活事業	〒360-0041	熊谷市宮町2-45	0570-015958 (ナビダイヤル)
越谷支店			
国民生活事業	〒343-0816	越谷市弥生町3-33 越谷東駅前ビル	0570-017686 (ナビダイヤル)
新潟			
新潟支店			
国民生活事業	〒950-0088	新潟市中央区万代4-4-27 メットライフ新潟テレコムビル	0570-018548 (ナビダイヤル)
農林水産事業			025-240-8511
中小企業事業			025-244-3122
長岡支店			
国民生活事業	〒940-0087	長岡市千手3-9-23	0570-020295 (ナビダイヤル)
三条支店			
国民生活事業	〒955-0092	三条市須頃1-20 三条商工会議所会館	0570-021403 (ナビダイヤル)
高田支店			
国民生活事業	〒943-0832	上越市本町5-4-5 あすとぴあ高田	0570-020527 (ナビダイヤル)
長野			
長野支店			
国民生活事業	〒380-0816	長野市三輪田町1291	0570-021469 (ナビダイヤル)
農林水産事業			026-233-2152
松本支店			
国民生活事業	〒390-0811	松本市中央1-4-20 日本生命松本駅前ビル	0570-023118 (ナビダイヤル)
中小企業事業			0263-33-0300
小諸支店			
国民生活事業	〒384-0025	小諸市相生町3-3-12 小諸商工会議所会館	0570-026076 (ナビダイヤル)
伊那支店			
国民生活事業	〒396-0025	伊那市荒井3413-2	0570-023834 (ナビダイヤル)
千葉			
千葉支店			
国民生活事業	〒260-0028	千葉市中央区新町1000 センシティタワー	0570-037502 (ナビダイヤル)
農林水産事業			043-238-8501
中小企業事業			043-243-7121
船橋支店			
国民生活事業	〒273-0005	船橋市本町1-27-15 GRANODE FUNABASHI	0570-039512 (ナビダイヤル)
館山支店			
国民生活事業	〒294-0045	館山市北条1063-2	0570-037524 (ナビダイヤル)
松戸支店			
国民生活事業	〒271-0091	松戸市本町7-10 ちばぎんビル	0570-037762 (ナビダイヤル)

	所在地		電話番号
東京			
東京支店			
国民生活事業	〒100-0004	千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	0570-031227 (ナビダイヤル)
農林水産事業			03-3270-9791
中小企業営一事業			03-3270-1282
中小企業営二事業			03-3270-7994
中小企業営三事業			03-3270-6801
東京中央支店			
国民生活事業	〒104-0033	中央区新川1-17-28	0570-026103 (ナビダイヤル)
新宿支店			
国民生活事業	〒160-0023	新宿区西新宿1-14-9	0570-026825 (ナビダイヤル)
中小企業事業			03-3343-1261
上野支店			
国民生活事業	〒110-0015	台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル	0570-032371 (ナビダイヤル)
江東支店			
国民生活事業	〒130-0022	墨田区江東橋3-7-8 日本生命錦糸町ビル	0570-031092 (ナビダイヤル)
五反田支店			
国民生活事業	〒141-0031	品川区西五反田1-31-1 日本生命五反田ビル	0570-032140 (ナビダイヤル)
大森支店			
国民生活事業	〒143-0016	大田区大森北1-15-17	0570-026894 (ナビダイヤル)
中小企業事業			03-5763-3001
渋谷支店			
国民生活事業	〒150-0031	渋谷区桜丘町3-2 渋谷サクラステージ SAKURAタワー	0570-031502 (ナビダイヤル)
池袋支店			
国民生活事業	〒170-0013	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル	0570-027352 (ナビダイヤル)
中小企業事業			03-3986-1261
板橋支店			
国民生活事業	〒173-0013	板橋区氷川町39-2 板橋法人会館	0570-032415 (ナビダイヤル)
千住支店			
国民生活事業	〒120-0036	足立区千住仲町41-1 大樹生命北千住ビル	0570-031482 (ナビダイヤル)
中小企業事業			03-3870-2125
八王子支店			
国民生活事業	〒192-0082	八王子市東町7-3 T-5プレイス	0570-037386 (ナビダイヤル)
立川支店			
国民生活事業	〒190-8551	立川市曙町2-8-3 新鈴春ビル	0570-032591 (ナビダイヤル)
中小企業事業			042-528-1261
三鷹支店			
国民生活事業	〒181-0013	三鷹市下連雀3-26-9 サンシロービル	0570-035745 (ナビダイヤル)
神奈川			
横浜支店			
国民生活事業	〒231-8831	横浜市中区南仲通2-21-2	0570-039574 (ナビダイヤル)
農林水産事業			045-641-1841
中小企業事業			045-682-1061
横浜西口支店			
国民生活事業	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-7 日本生命ビル	0570-041137 (ナビダイヤル)
川崎支店			
国民生活事業	〒210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル	0570-041403 (ナビダイヤル)
小田原支店			
国民生活事業	〒250-0012	小田原市本町4-2-39 小田原箱根商工会議所会館	0570-041420 (ナビダイヤル)
厚木支店			
国民生活事業	〒243-8575	厚木市中町3-11-21 明治安田生命厚木ビル	0570-041632 (ナビダイヤル)
中小企業事業			046-297-5071

	所在地		電話番号
山梨			
甲府支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒400-0031	甲府市丸の内2-26-2	0570-042086 (ナビダイヤル)
			055-228-2182
			055-228-5790
富山			
富山支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒930-0004	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル	0570-044686 (ナビダイヤル)
			076-441-8411
			076-442-2483
高岡支店			
国民生活事業	〒933-0912	高岡市丸の内1-40 高岡商工ビル別館	0570-045028 (ナビダイヤル)
石川			
金沢支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒920-0919	金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル	0570-045202 (ナビダイヤル)
			076-263-6471
			076-231-4275
小松支店			
国民生活事業	〒923-0801	小松市園町二-1 小松商工会議所ビル	0570-045445 (ナビダイヤル)
福井			
福井支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒918-8004	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル	0570-045462 (ナビダイヤル)
			0776-33-2385
			0776-33-0030
武生支店			
国民生活事業	〒915-0071	越前市府中1-2-3 センチュリープラザ	0570-045515 (ナビダイヤル)
岐阜			
岐阜支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒500-8844	岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37西棟	0570-049154 (ナビダイヤル)
			058-264-4855
			058-265-3171
多治見支店			
国民生活事業	〒507-0033	多治見市本町2-70-5 東鉄ビル	0570-049200 (ナビダイヤル)
静岡			
静岡支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル	0570-049824 (ナビダイヤル)
			054-205-6070
			054-254-3631
浜松支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒430-7723	浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクトタワー	0570-049890 (ナビダイヤル)
			053-453-1611
沼津支店			
国民生活事業	〒410-8585	沼津市市場町5-7	0570-050737 (ナビダイヤル)
愛知			
名古屋支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒450-0002	名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル	0570-053634 (ナビダイヤル)
			052-582-0741
			052-551-5181
名古屋中支店			
国民生活事業	〒460-0003	名古屋市中区錦1-11-20 平和不動産名古屋伏見ビル	0570-053502 (ナビダイヤル)
熱田支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒456-0025	名古屋市長久区玉の井町7-30	0570-053569 (ナビダイヤル)
			052-682-7881
豊橋支店			
国民生活事業	〒440-0806	豊橋市八町通2-15	0570-054351 (ナビダイヤル)

	所在地		電話番号
岡崎支店			
国民生活事業	〒444-0043	岡崎市唐沢町1-4-2 朝日生命岡崎ビル	0570-054689 (ナビダイヤル)
中小企業事業			0564-65-3025
一宮支店			
国民生活事業	〒491-0852	一宮市大志2-3-18	0570-054412 (ナビダイヤル)
三重			
津支店			
国民生活事業	〒514-0021	津市万町津133	0570-057829 (ナビダイヤル)
農林水産事業			059-229-5750
中小企業事業			059-227-0251
四日市支店			
国民生活事業	〒510-0086	四日市市諏訪栄町1-12 朝日生命四日市ビル	0570-057864 (ナビダイヤル)
伊勢支店			
国民生活事業	〒516-0037	伊勢市岩測2-5-1 伊勢駅前三交ビル	0570-058002 (ナビダイヤル)
滋賀			
大津支店			
国民生活事業	〒520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	0570-058413 (ナビダイヤル)
農林水産事業			077-525-7195
中小企業事業			077-524-3825
彦根支店			
国民生活事業	〒522-0075	彦根市佐和町11-34	0570-058452 (ナビダイヤル)
京都			
京都支店			
国民生活事業	〒600-8009	京都市下京区四条通室町東入 函谷鉾町101 アーバンネット四条烏丸ビル	0570-058788 (ナビダイヤル)
農林水産事業			075-221-2147
中小企業事業			075-221-7825
西陣支店			
国民生活事業	〒602-8375	京都市上京区一条通御前通西 入大上之町82	0570-061401 (ナビダイヤル)
舞鶴支店			
国民生活事業	〒624-0923	舞鶴市字魚屋66	0570-061435 (ナビダイヤル)
大阪			
大阪支店			
国民生活事業	〒530-0057	大阪市北区曽根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング	0570-065604 (ナビダイヤル)
農林水産事業			06-6131-0750
中小企業営一事業			06-6314-7615
中小企業営二事業			06-6314-7810
大阪西支店			
国民生活事業	〒550-0005	大阪市西区西本町1-13-47 新信濃橋ビル	0570-065446 (ナビダイヤル)
中小企業事業			06-4390-0366
阿倍野支店			
国民生活事業	〒545-0053	大阪市阿倍野区松崎町3-15-12	0570-065462 (ナビダイヤル)
中小企業事業			06-6623-2160
玉出支店			
国民生活事業	〒557-0044	大阪市西成区玉出中2-15-22 明治安田生命玉出ビル	0570-065986 (ナビダイヤル)
十三支店			
国民生活事業	〒532-0025	大阪市淀川区新北野1-2-13 明治安田生命十三ビル	0570-065530 (ナビダイヤル)
大阪南支店			
国民生活事業	〒542-0086	大阪市中央区西心斎橋2-2-7 御堂筋ジュンアシダビル	0570-065596 (ナビダイヤル)
堺支店			
国民生活事業	〒591-8025	堺市北区長曽根町130-23 堺商工会議所会館	0570-068698 (ナビダイヤル)
中小企業事業			072-255-1261
吹田支店			
国民生活事業	〒564-0027	吹田市朝日町27-14 松岡ビル	0570-068846 (ナビダイヤル)

	所在地		電話番号
守口支店			
国民生活事業	〒570-0094	守口市京阪北本通4-10	0570-068502 (ナビダイヤル)
泉佐野支店			
国民生活事業	〒598-0007	泉佐野市上町3-1-6	0570-068829 (ナビダイヤル)
東大阪支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒577-0054	東大阪市高井田元町2-9-2	0570-068663 (ナビダイヤル) 06-6787-2661
兵庫			
神戸支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤニッセイビル	0570-061468 (ナビダイヤル) 078-362-8451 078-362-5961
神戸東支店			
国民生活事業	〒657-0035	神戸市灘区友田町3-6-15 KHK灘ビル	0570-061497 (ナビダイヤル)
姫路支店			
国民生活事業	〒670-0917	姫路市忍町200	0570-062292 (ナビダイヤル)
尼崎支店			
国民生活事業	〒660-0892	尼崎市東難波町4-18-1	0570-062547 (ナビダイヤル)
明石支店			
国民生活事業	〒673-0898	明石市樽屋町8-36	0570-062017 (ナビダイヤル)
豊岡支店			
国民生活事業	〒668-0032	豊岡市千代田町10-6	0570-065418 (ナビダイヤル)
奈良			
奈良支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒630-8115	奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービルディング	0570-069483 (ナビダイヤル) 0742-32-2270 0742-35-9910
和歌山			
和歌山支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒640-8158	和歌山市十二番丁58	0570-071039 (ナビダイヤル) 073-423-0644 073-431-9301
田辺支店			
国民生活事業	〒646-0028	田辺市高雄1-11-27	0570-071826 (ナビダイヤル)
鳥取			
鳥取支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒680-0833	鳥取市末広温泉町723 鳥取県JA会館	0570-073246 (ナビダイヤル) 0857-20-2151 0857-23-1641
米子支店			
国民生活事業	〒683-0823	米子市加茂町2-106 甲南アセット米子ビル	0570-074563 (ナビダイヤル)
島根			
松江支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒690-0887	松江市殿町111 松江センチュリービル	0570-075025 (ナビダイヤル) 0852-26-1133 0852-21-0110
浜田支店			
国民生活事業	〒697-0027	浜田市殿町82-7	0570-075878 (ナビダイヤル)
岡山			
岡山支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒700-0904	岡山市北区柳町1-1-27 太陽生命岡山柳町ビル	0570-076541 (ナビダイヤル) 086-232-3611 086-222-7666

	所在地		電話番号
倉敷支店			
国民生活事業	〒710-0824	倉敷市白楽町 249-5 倉敷商工会館	0570-077626 (ナビダイヤル)
津山支店			
国民生活事業	〒708-0022	津山市山下 18-1	0570-077483 (ナビダイヤル)
広島			
広島支店			
国民生活事業	〒730-0031	広島市中区紙屋町 1-2-22 広島トランヴェールビルディング	0570-077861 (ナビダイヤル)
農林水産事業			082-249-9152
中小企業事業			082-247-9151
呉支店			
国民生活事業	〒737-0045	呉市本通 4-7-1-201 呉商工会議所ビル	0570-080581 (ナビダイヤル)
尾道支店			
国民生活事業	〒722-0036	尾道市東御所町 1-20 JB本四高速尾道ビル	0570-079509 (ナビダイヤル)
福山支店			
国民生活事業	〒720-0814	福山市光南町 2-2-7	0570-079765 (ナビダイヤル)
山口			
山口支店			
国民生活事業	〒753-0077	山口市熊野町 1-10 ニューメディアプラザ山口	0570-082035 (ナビダイヤル)
農林水産事業			083-922-2140
下関支店			
国民生活事業	〒750-0016	下関市細江町 2-4-3	0570-082169 (ナビダイヤル)
中小企業事業			083-223-2251
岩国支店			
国民生活事業	〒740-0018	岩国市麻里布町 4-1-3 ARKビルⅡ	0570-082727 (ナビダイヤル)
徳山支店			
国民生活事業	〒745-0036	周南市本町 1-3 大同生命徳山ビル	0570-082201 (ナビダイヤル)
徳島			
徳島支店			
国民生活事業	〒770-0856	徳島市中洲町 1-58	0570-082897 (ナビダイヤル)
農林水産事業			088-656-6880
中小企業事業			088-625-7790
香川			
高松支店			
国民生活事業	〒760-0023	高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル	0570-085298 (ナビダイヤル)
農林水産事業			087-851-2880
中小企業事業			087-851-9141
愛媛			
松山支店			
国民生活事業	〒790-0003	松山市三番町 6-7-3	0570-085302 (ナビダイヤル)
農林水産事業			089-933-3371
中小企業事業			089-943-1231
宇和島支店			
国民生活事業	〒798-0060	宇和島市丸之内 1-3-24 商工会議所会館	0570-087364 (ナビダイヤル)
新居浜支店			
国民生活事業	〒792-8691	新居浜市繁本町 3-3	0570-086894 (ナビダイヤル)
高知			
高知支店			
国民生活事業	〒780-0834	高知市堺町 2-26 高知中央ビジネススクエア	0570-088529 (ナビダイヤル)
農林水産事業			088-825-1091
中小企業事業			088-875-0281
福岡			
福岡支店			
国民生活事業	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前 3-21-12	0570-089302 (ナビダイヤル)
農林水産事業			092-451-1780
中小企業事業			092-431-5296

	所在地		電話番号
福岡西支店			
国民生活事業	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴3-9-39 福岡舞鶴スクエア	0570-089806 (ナビダイヤル)
北九州支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10 大同生命北九州ビル	0570-091236 (ナビダイヤル) 093-531-9191
八幡支店			
国民生活事業	〒806-0021	北九州市八幡西区黒崎3-1-7 アースコート黒崎駅前BLDG.	0570-092501 (ナビダイヤル)
久留米支店			
国民生活事業	〒830-0032	久留米市東町38-1 大同生命久留米ビル	0570-092580 (ナビダイヤル)
佐賀			
佐賀支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒840-0816	佐賀市駅南本町4-21	0570-094616 (ナビダイヤル) 0952-27-4120 0952-24-7224
長崎			
長崎支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒850-0057	長崎市大黒町10-4	0570-094696 (ナビダイヤル) 095-824-6221 095-823-6191
佐世保支店			
国民生活事業	〒857-0043	佐世保市天満町2-21	0570-095507 (ナビダイヤル)
熊本			
熊本支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒860-0801	熊本市中央区安政町4-22	0570-097290 (ナビダイヤル) 096-353-3104 096-352-9155
八代支店			
国民生活事業	〒866-0857	八代市出町4-17	0570-098446 (ナビダイヤル)
大分			
大分支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒870-0034	大分市都町2-1-12	0570-095575 (ナビダイヤル) 097-532-8491 097-532-4106
別府支店			
国民生活事業	〒874-0924	別府市餅ヶ浜町9-1	0570-095765 (ナビダイヤル)
宮崎			
宮崎支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒880-0805	宮崎市橘通東3-6-30	0570-098502 (ナビダイヤル) 0985-29-6811 0985-24-4214
延岡支店			
国民生活事業	〒882-0053	延岡市幸町3-101 延岡駅西口街区ビル	0570-098531 (ナビダイヤル)
鹿児島			
鹿児島支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒892-0843	鹿児島市千日町1-1 センテラス天文館	0570-098842 (ナビダイヤル) 099-805-0511 099-223-2221
鹿屋支店			
国民生活事業	〒893-0009	鹿屋市大手町2-19	0570-098951 (ナビダイヤル)
川内支店			
国民生活事業	〒895-0027	薩摩川内市西向田町5-29 南国殖産川内ビル	0570-099616 (ナビダイヤル)

- (注) 1. 支店における事業は、国民生活事業、農林水産事業又は中小企業事業等の専門職員が常駐している事業名を記載しています。
2. 各事業の専門職員が常駐していない支店においても、定期的な出張の実施などにより、ご相談や情報提供を行っています。

海外駐在員事務所所在地一覧

	所在地	電話番号
上海 駐在員事務所	R. N. 1616, Shanghai International Trade Center, No. 2201, Yan An Xi Lu, Shanghai 200336 P. R. China (中国上海市長寧区延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 1616 室)	+86-21-6275-8908
バンコク 駐在員事務所	9th Floor, Park Ventures Ecoplex, 57 Wireless Road, Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330, Thailand	+66-2-252-5496
ホーチミン 駐在員事務所	Suite 1803-1805/ 18th Floor, Saigon Tower, 29 Le Duan Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam	+84-28-3535-8921

日本公庫の沿革

【国民生活事業】

年月	国民金融公庫に係る事項	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年 6月	国民金融公庫設立	
昭和42年 9月		環境衛生金融公庫設立
昭和42年 10月	環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの受託業務を開始	
昭和47年 7月		民間金融機関に対し業務の直接委託を開始
昭和57年 1月		直接貸付による業務開始
年月	国民生活金融公庫に係る事項	
平成 9年 9月	環境衛生金融公庫と国民金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定	
平成11年 5月	「国民生活金融公庫法」(国民金融公庫法の一部を改正する法律)が成立	
平成11年 10月	「国民生活金融公庫法」に基づき、国民金融公庫が国民生活金融公庫に改称 解散した環境衛生金融公庫の一切の権利及び義務を承継	
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(国民生活事業)	

【農林水産事業】

年月	事項
昭和28年 4月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始
昭和33年 9月	直接貸付による業務開始
平成14年 7月	農業法人投資育成会社への出資事業創設
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(農林水産事業)

【中小企業事業】

年月	中小企業金融公庫に係る事項	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年 8月	中小企業金融公庫設立	
9月	代理貸付による業務開始	
昭和30年 10月	直接貸付による業務開始	
昭和33年 7月		中小企業信用保険公庫設立(中小企業庁から中小企業信用保険事業及び信用保証協会に対する融資事業を承継)
昭和59年 10月		通商産業省から機械類信用保険事業を承継
平成10年 12月		破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始
		中小企業総合事業団に係る事項
平成11年 7月		中小企業総合事業団設立(中小企業信用保険公庫等の事業を承継)
平成15年 4月		機械類信用保険業務の機械保険経過業務への移行
平成16年 7月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大(証券化支援業務の開始、中小企業総合事業団の信用保険事業の承継)	
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継(中小企業事業)	

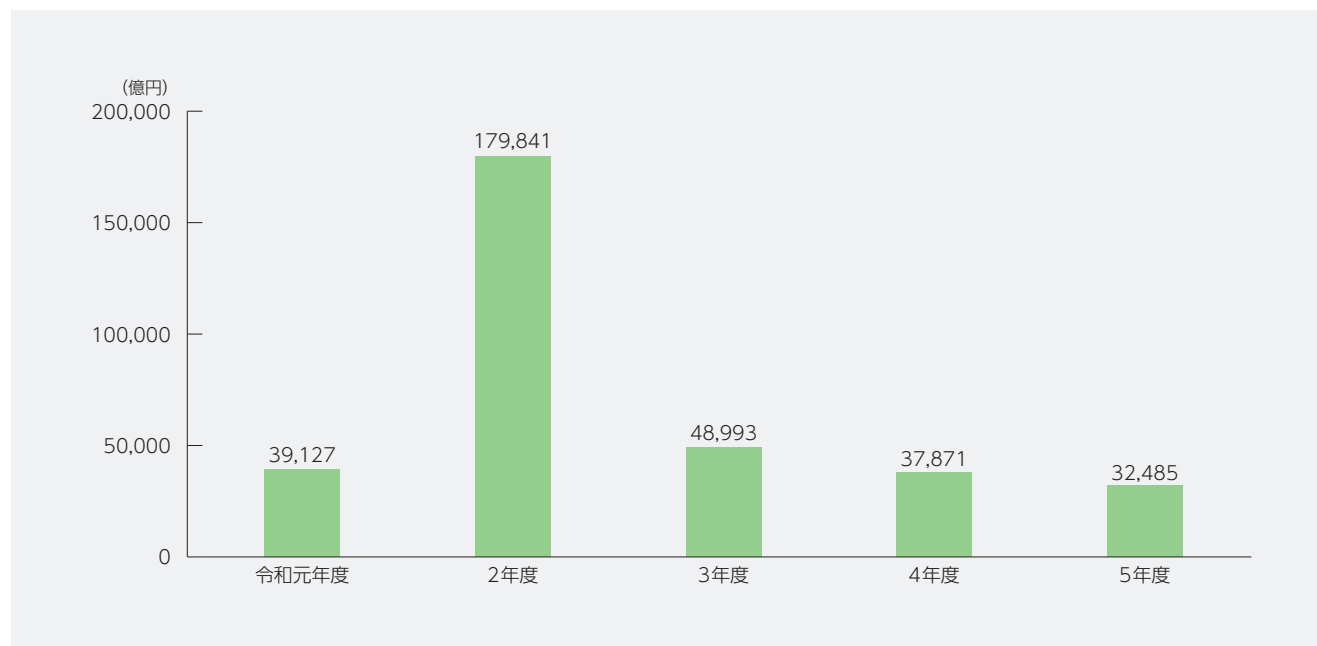
【株式会社日本政策金融公庫】

年月	事項
平成17年 12月	「行政改革の重要方針」が閣議決定
平成18年 5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立
6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年 5月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫(現 国民生活事業)、農林漁業金融公庫(現 農林水産事業)、中小企業金融公庫(現 中小企業事業)及び(旧)国際協力銀行(うち国際金融等業務)(現 株式会社国際協力銀行)の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、当公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 危機対応円滑化業務を創設
平成22年 4月	駐留軍再編促進金融業務に係る特別勘定(駐留軍再編促進金融勘定)を設置
8月	特定事業促進円滑化業務に係る特別勘定(特定事業促進円滑化業務勘定)を設置
平成23年 4月	「株式会社国際協力銀行法」が成立、平成24年4月1日に国際協力銀行が当公庫から分離することが決定
7月	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成24年 3月	「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」が成立、平成34(令和4)年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定
4月	国際協力銀行が分離 国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成26年 1月	事業再編促進円滑化業務を開始
令和 2年 8月	開発供給等促進円滑化業務を開始
令和 3年 8月	事業適応促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務及び導入促進円滑化業務を開始
令和 4年 3月	「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律」が成立、令和14年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定
令和 5年 1月	供給確保促進円滑化業務を開始

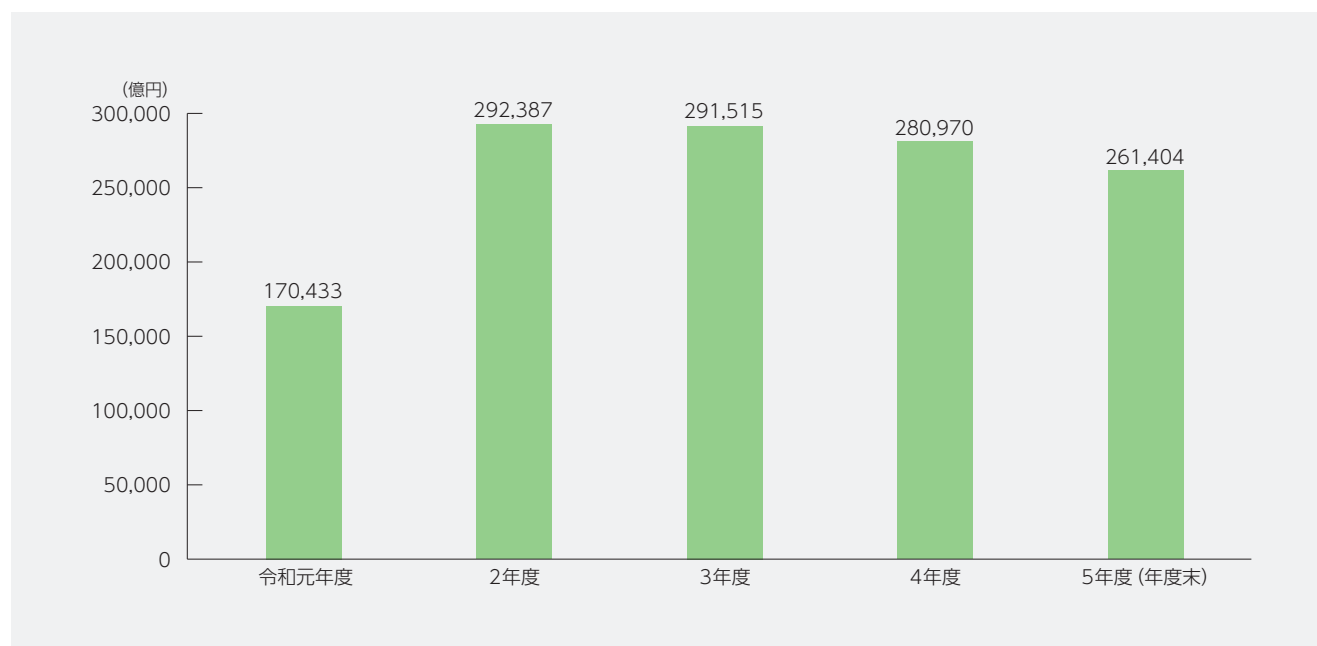
資料編

業務実績	78
財務の状況	91
参考情報	178
日本政策金融公庫法	185

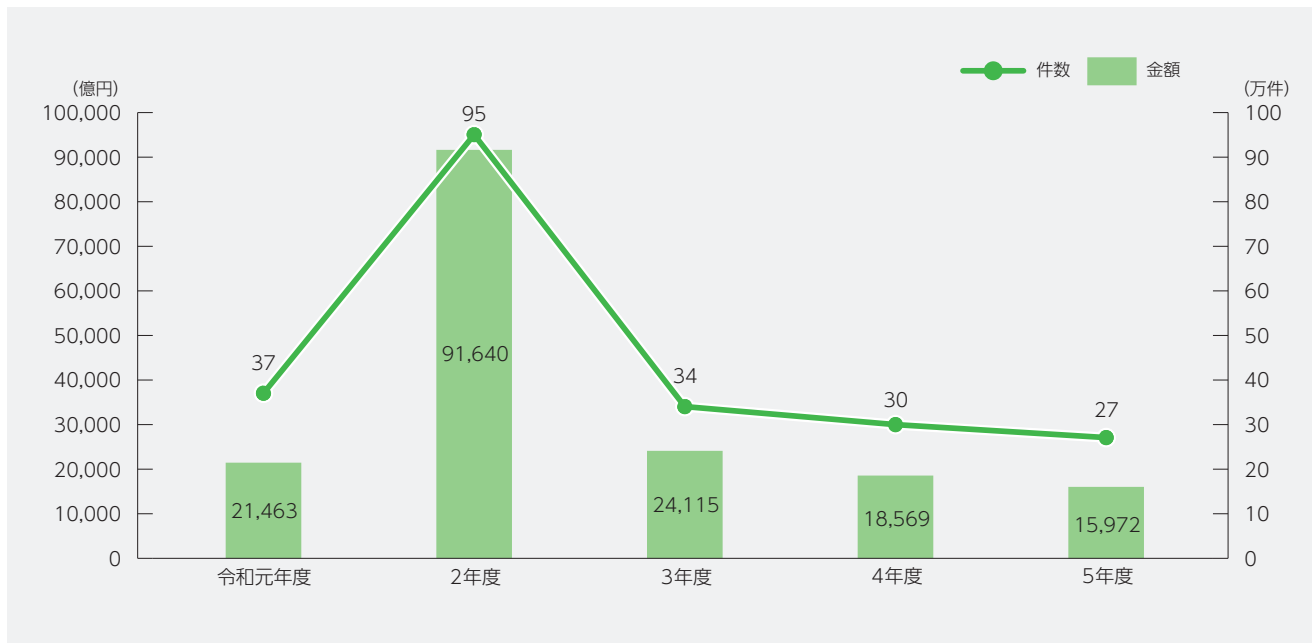
1 融資実績の推移



2 融資残高の推移

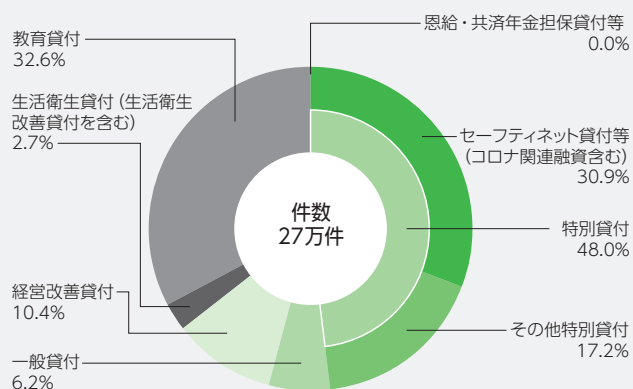


1 融資実績の推移

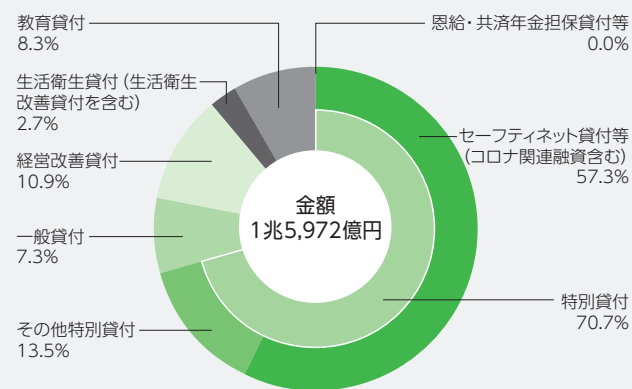


2 融資実績の内訳

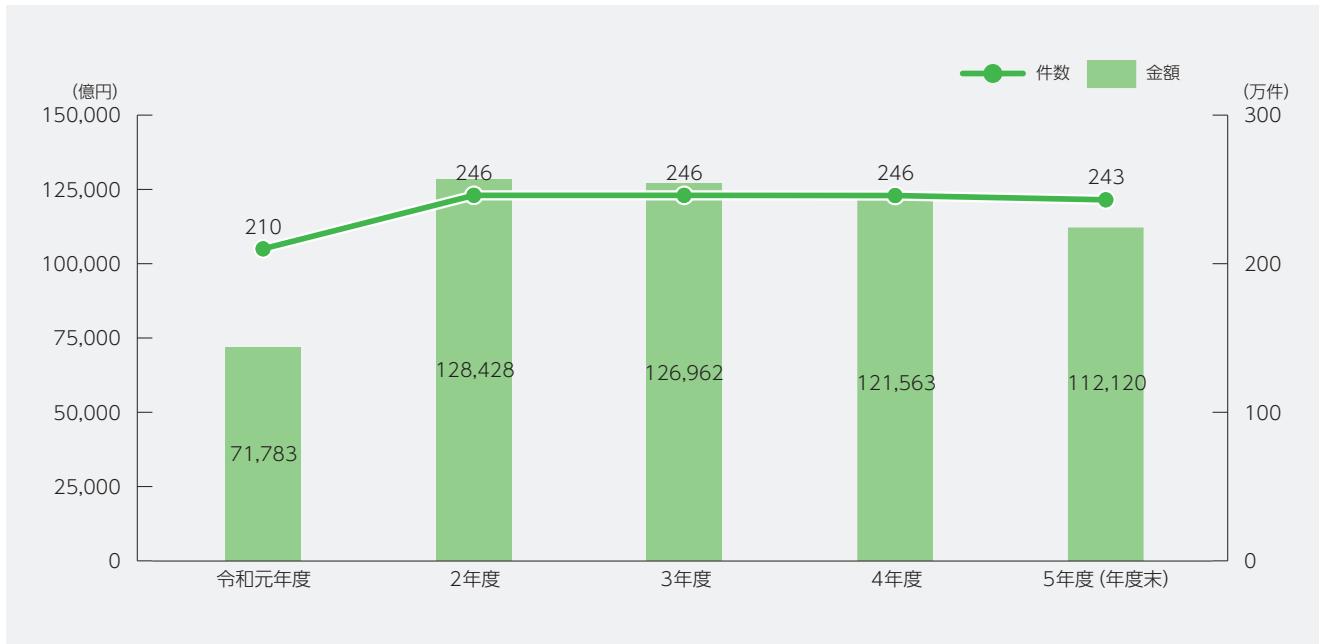
▼ 件数 (令和5年度)



▼ 金額 (令和5年度)



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳(事業資金)

(単位:億円、%)

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
製造業	5,742 (9.3)	10,430 (8.8)	10,234 (8.7)	9,779 (8.7)	8,887 (8.7)
卸売・小売業	12,936 (20.9)	23,627 (19.9)	23,203 (19.8)	22,200 (19.8)	20,337 (19.8)
飲食店、宿泊業	5,807 (9.4)	14,751 (12.4)	14,483 (12.3)	13,724 (12.3)	12,544 (12.2)
サービス業	15,254 (24.6)	31,068 (26.2)	30,983 (26.4)	29,714 (26.5)	27,438 (26.7)
建設業	9,111 (14.7)	18,701 (15.7)	18,801 (16.0)	18,111 (16.2)	16,677 (16.2)
その他	13,136 (21.2)	20,167 (17.0)	19,642 (16.7)	18,479 (16.5)	16,846 (16.4)
合計	61,988 (100.0)	118,746 (100.0)	117,348 (100.0)	112,010 (100.0)	102,733 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
 2. 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。
 3. ()内は、構成比です。

5 融資残高の業種別内訳（生活衛生貸付）

（単位：億円、％）

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
飲食店関係営業	1,780 (51.9)	2,330 (54.4)	2,227 (54.3)	2,117 (54.4)	2,002 (54.6)
美容業	731 (21.3)	899 (21.0)	888 (21.6)	854 (21.9)	810 (22.1)
旅館業	539 (15.7)	632 (14.8)	596 (14.5)	551 (14.2)	510 (13.9)
理容業	194 (5.7)	216 (5.0)	204 (5.0)	190 (4.9)	176 (4.8)
浴場業	80 (2.4)	76 (1.8)	69 (1.7)	64 (1.6)	60 (1.6)
クリーニング業	67 (2.0)	85 (2.0)	80 (1.9)	76 (2.0)	69 (1.9)
食肉販売業	24 (0.7)	29 (0.7)	28 (0.7)	26 (0.7)	25 (0.7)
興行場営業	5 (0.2)	7 (0.2)	6 (0.1)	6 (0.2)	6 (0.2)
その他	3 (0.1)	3 (0.1)	3 (0.1)	2 (0.1)	2 (0.1)
合計	3,428 (100.0)	4,280 (100.0)	4,104 (100.0)	3,891 (100.0)	3,665 (100.0)

（注）（ ）内は構成比です。

6 融資残高の用途別内訳

（単位：億円、％）

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
運転	38,918 (62.8)	100,716 (84.8)	100,734 (85.8)	96,326 (86.0)	87,679 (85.3)
設備	23,070 (37.2)	18,030 (15.2)	16,614 (14.2)	15,683 (14.0)	15,053 (14.7)
合計	61,988 (100.0)	118,746 (100.0)	117,348 (100.0)	112,010 (100.0)	102,733 (100.0)

（注）1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
2.（ ）内は、構成比です。

7 融資先数

（単位：先）

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
融資先数	881,026	1,177,346	1,197,384	1,197,327	1,170,623

（注）普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

8 1先あたりの平均融資残高

（単位：千円）

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
1先あたりの平均融資残高	7,036	10,085	9,800	9,355	8,775

（注）普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

9 教育貸付などの融資残高

（単位：億円）

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
教育貸付	9,736	9,639	9,585	9,540	9,382
恩給・共済年金担保貸付	58	42	28	12	4

10 融資金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
300万円以下	87,643 (34.2)	229,761 (26.6)	80,952 (32.2)	71,898 (34.7)	68,020 (36.1)
300万円超500万円以下	52,774 (20.6)	151,201 (17.5)	48,677 (19.3)	41,443 (20.0)	38,403 (20.4)
500万円超800万円以下	34,586 (13.5)	102,930 (11.9)	34,259 (13.6)	27,116 (13.1)	24,659 (13.1)
800万円超	80,994 (31.6)	379,998 (44.0)	87,856 (34.9)	66,696 (32.2)	57,103 (30.3)
合計	255,997 (100.0)	863,890 (100.0)	251,744 (100.0)	207,153 (100.0)	188,185 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。

2.()内は構成比です。

11 融資金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4人以下	166,749 (65.1)	564,073 (65.3)	185,748 (73.8)	151,568 (73.2)	134,821 (71.6)
5人～9人	51,647 (20.2)	167,596 (19.4)	39,944 (15.9)	33,512 (16.2)	31,539 (16.8)
10人～19人	23,108 (9.0)	80,433 (9.3)	16,783 (6.7)	14,018 (6.8)	13,760 (7.3)
20人以上	14,489 (5.7)	51,785 (6.0)	9,269 (3.7)	8,055 (3.9)	8,065 (4.3)
合計	255,993 (100.0)	863,887 (100.0)	251,744 (100.0)	207,153 (100.0)	188,185 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

2.()内は構成比です。

12 融資金の担保別内訳

(単位:件、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
無担保融資	223,441 (87.3)	857,271 (99.2)	247,087 (98.2)	203,107 (98.1)	183,512 (97.5)
不動産等担保融資	不動産(一部担保を含む)	32,522 (12.7)	6,602 (0.8)	4,640 (1.8)	4,033 (1.9)
	有価証券	4 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)
	信用保証協会	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	その他	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計	255,967 (100.0)	863,874 (100.0)	251,727 (100.0)	207,141 (100.0)	188,170 (100.0)

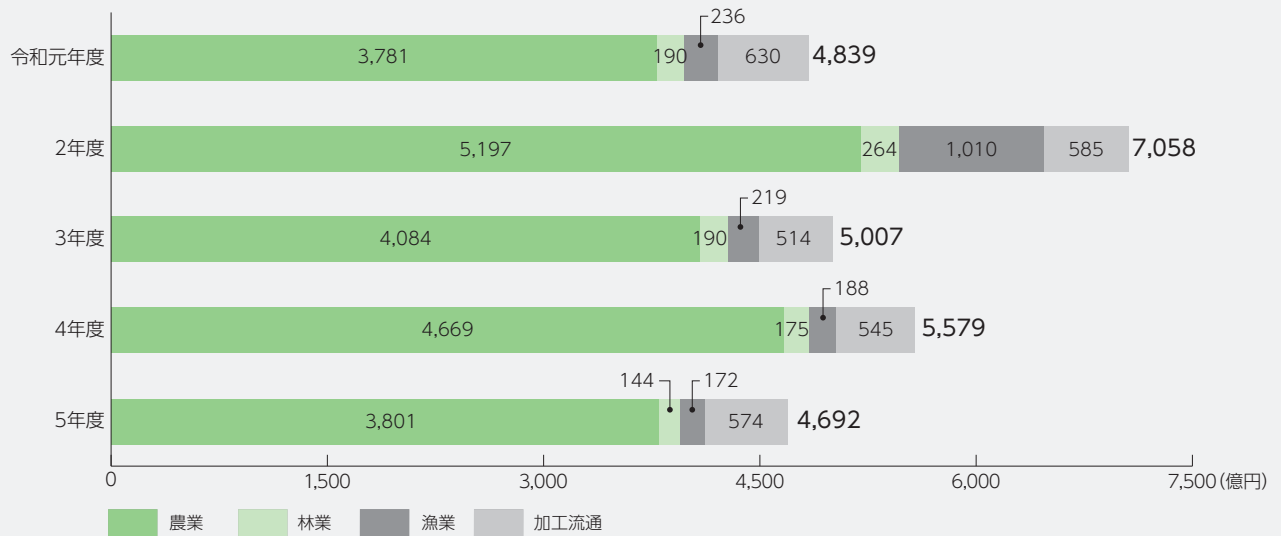
(注) 1. 普通貸付(直接扱)及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

2.()内は構成比です。

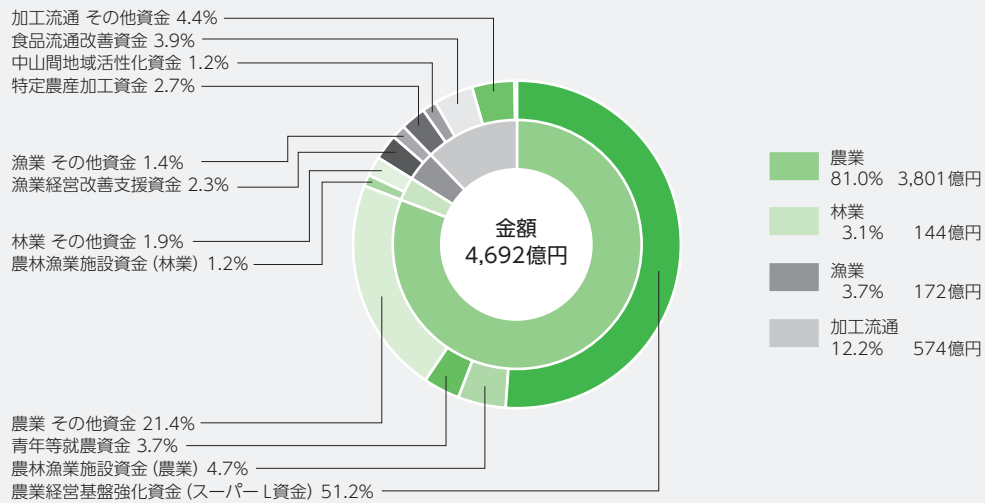
3. 一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」及び「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

農林水産事業

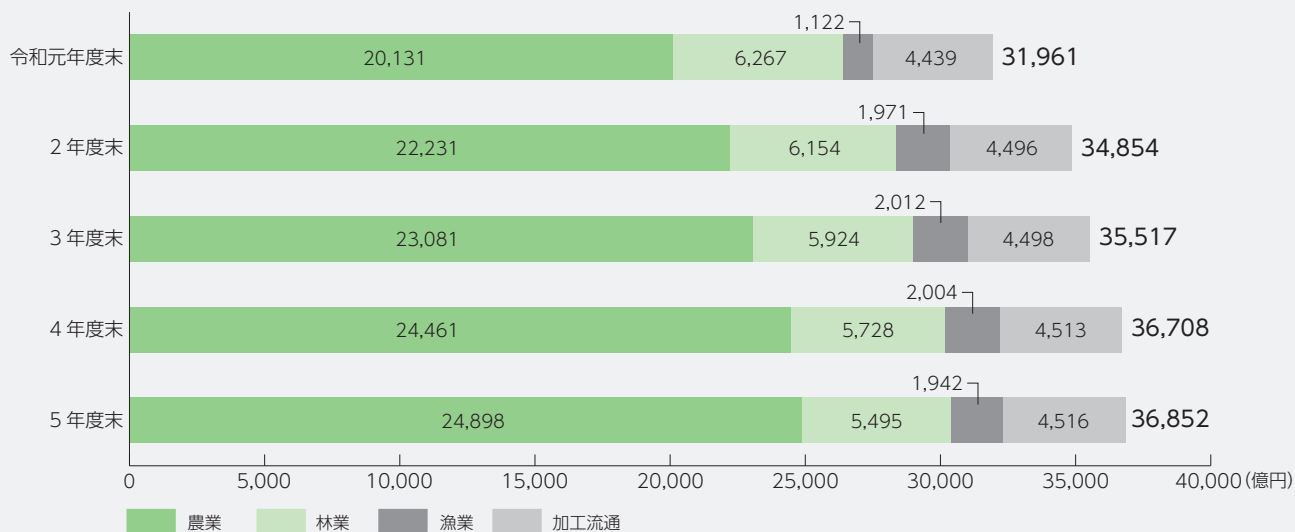
1 融資実績の推移



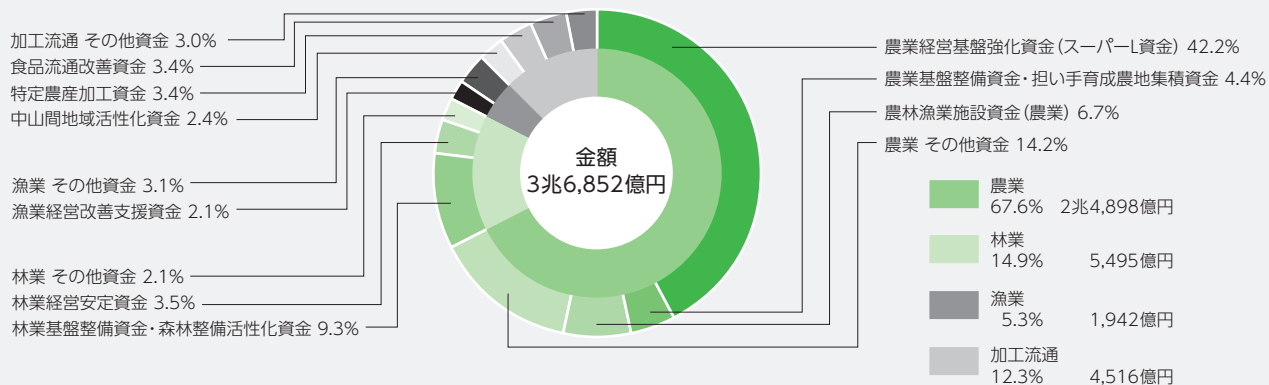
2 融資実績の内訳(令和5年度)



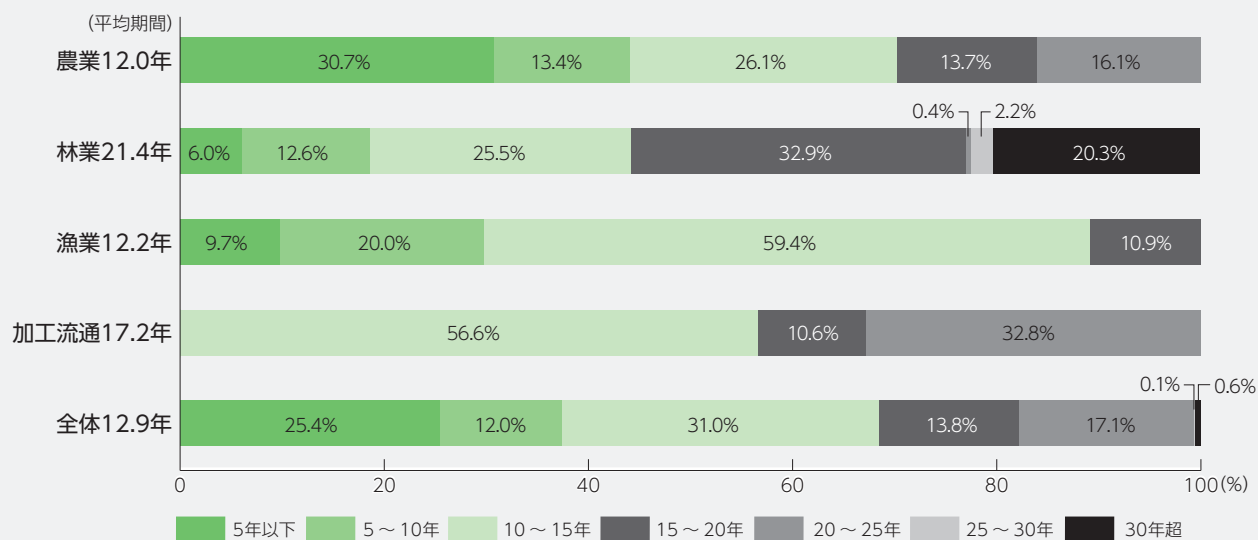
3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別・資金使途別内訳 (令和5年度末)

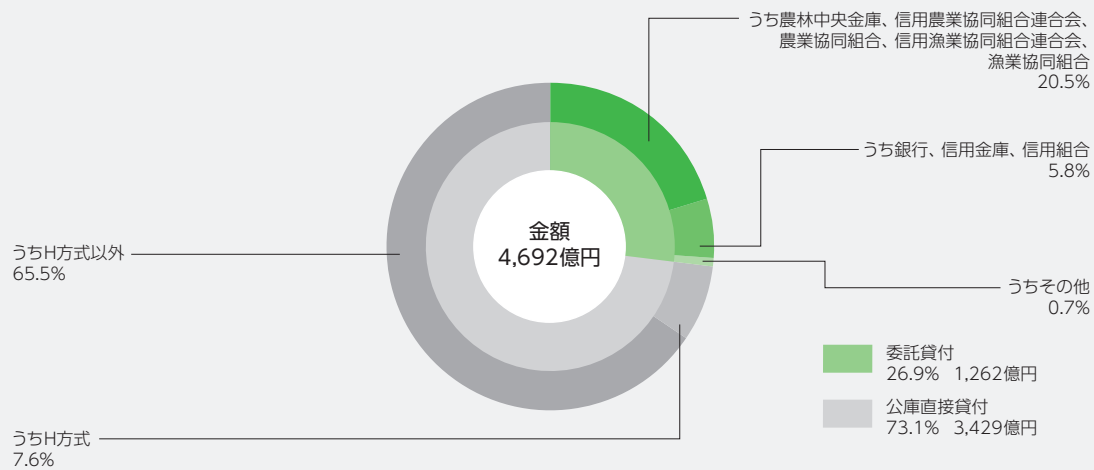


5 返済期間別の融資状況(令和5年度)



(注)融資金額により集計しています。

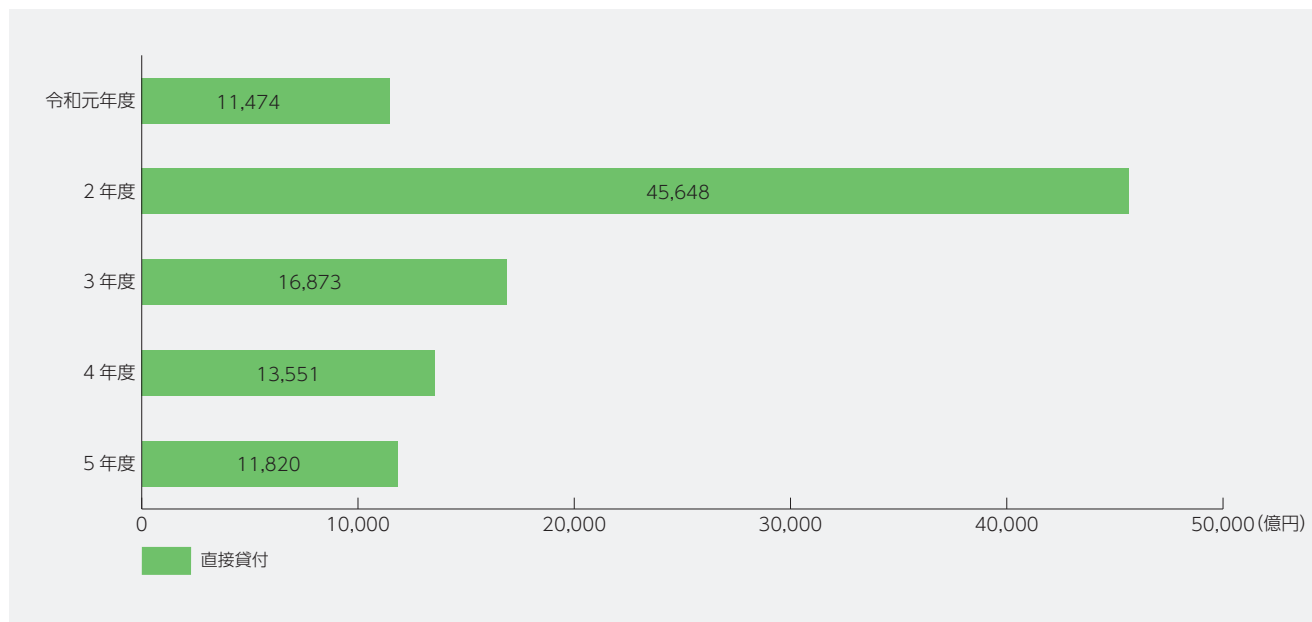
6 取扱金融機関別の融資状況(令和5年度)



(注)H方式とは、公庫直接貸付の事務の一部を農業協同組合や銀行、信用金庫などに委託する貸付方式です。

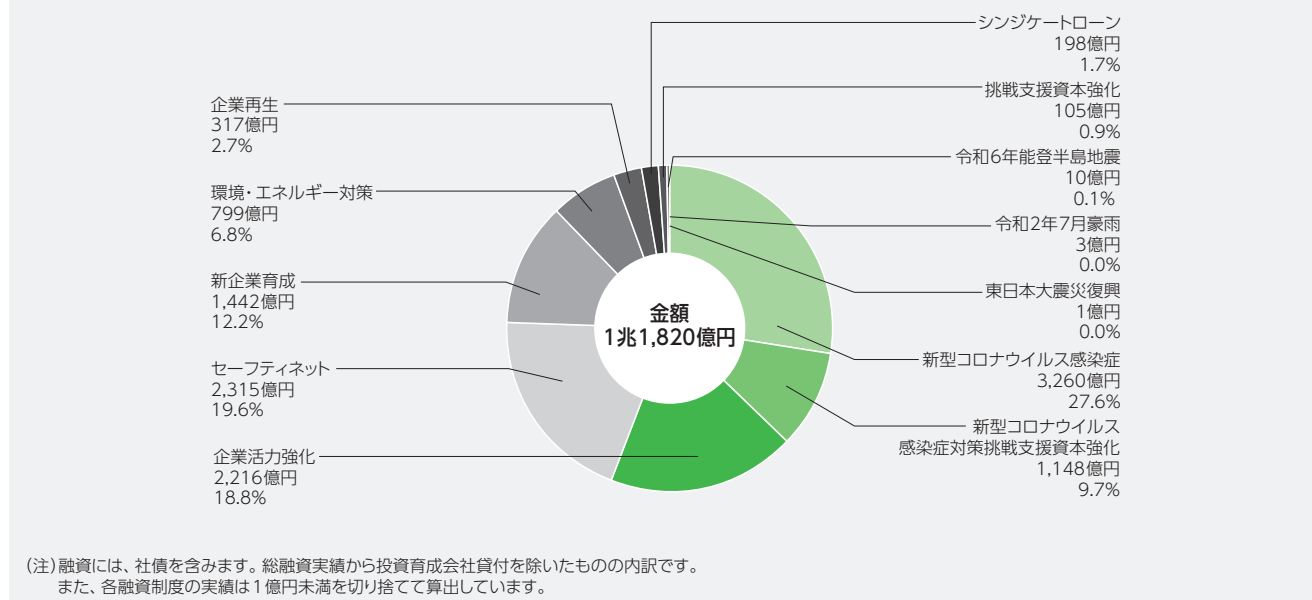
I. 融資業務

1 融資実績の推移

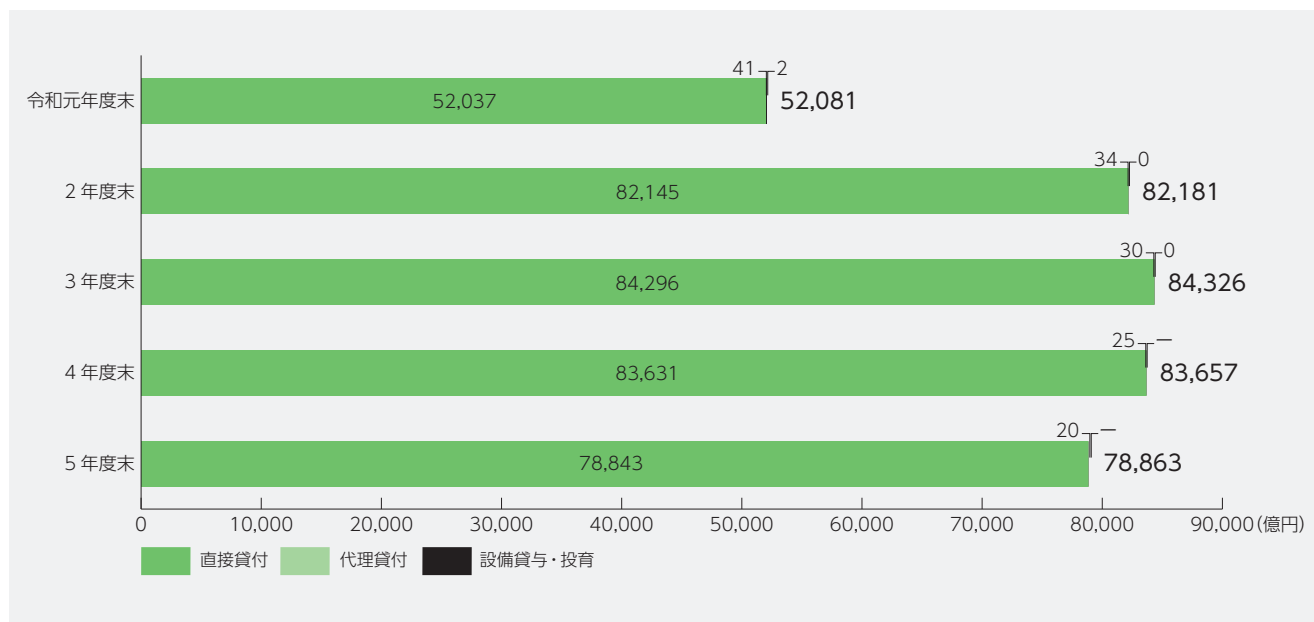


2 融資実績の内訳

▼ 金額 (令和5年度)



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳

(単位:億円、%)

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
製造業	23,874 (45.8)	32,201 (39.2)	32,311 (38.3)	32,222 (38.5)	30,493 (38.7)
建設業	2,494 (4.8)	5,164 (6.3)	5,344 (6.3)	5,271 (6.3)	4,883 (6.2)
物品販売業	7,871 (15.1)	14,137 (17.2)	14,501 (17.2)	14,364 (17.2)	13,244 (16.8)
運輸・情報通信業	5,499 (10.6)	8,506 (10.4)	8,887 (10.5)	9,031 (10.8)	8,846 (11.2)
サービス業	6,125 (11.8)	14,889 (18.1)	16,082 (19.1)	15,854 (19.0)	14,961 (19.0)
その他	6,211 (11.9)	7,281 (8.9)	7,198 (8.5)	6,912 (8.3)	6,434 (8.2)
合計	52,079 (100.0)	82,180 (100.0)	84,326 (100.0)	83,657 (100.0)	78,863 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

5 融資残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
運転	27,852 (53.5)	59,194 (72.0)	61,846 (73.3)	60,907 (72.8)	55,661 (70.6%)
設備	24,226 (46.5)	22,985 (28.0)	22,479 (26.7)	22,749 (27.2)	23,202 (29.4)
合計	52,079 (100.0)	82,180 (100.0)	84,326 (100.0)	83,657 (100.0)	78,863 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

6 融資先数

(単位:先)

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
融資先数	44,102	61,074	62,010	62,004	58,249

(注)直接貸付先数です。

7 1先あたりの平均融資残高

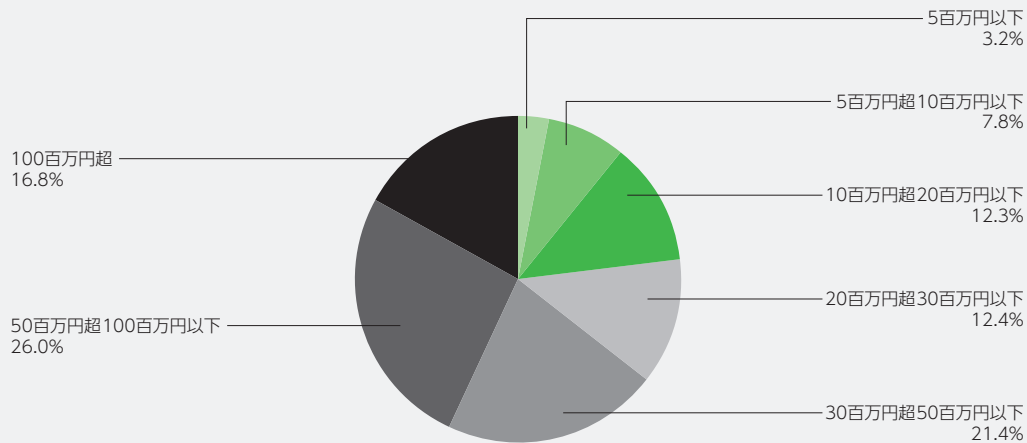
(単位:百万円)

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
1先あたりの平均融資残高	117	134	135	134	135

(注)直接貸付先数に係る平均融資残高です。

8 融資金額別の融資割合

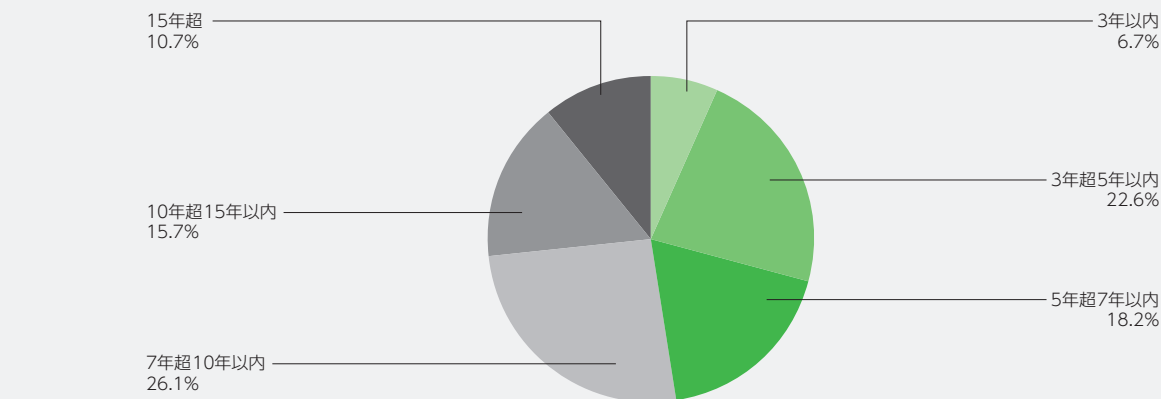
▼ 融資割合 (内訳) (令和5年度)



(注)件数構成比。融資には、社債を含みます。

9 融資期間別の融資割合

▼ 融資割合（内訳）（令和5年度）



（注）金額構成比。融資には、社債を含みます。

II. 信用保険業務

（単位：億円）

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保険引受額・貸付額					
中小企業信用保険	83,243	332,106	87,684	77,620	95,551
信用保証協会貸付	—	—	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	—	—	—	—	—
保険引受残高・貸付残高					
中小企業信用保険	212,448	424,161	420,923	406,713	366,276
信用保証協会貸付	—	—	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	0	0	0	0	0
機械類信用保険	—	—	—	—	—

（注）1.機械類信用保険は、平成15年度から新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）を行っています。
2.保険引受残高・貸付残高については令和6年3月31日時点のものです。

III. 証券化支援業務

（単位：億円）

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資金供給支援額					
買取型	332	170	343	410	454
保証型	—	—	—	—	—
資金供給支援残高					
買取型	783	659	716	848	1,029
保証型	—	—	—	—	—
資産担保証券等保有残高、保証債務残高					
買取型（資産担保証券等保有残高）	174	129	154	231	202
買取型（資産担保証券等保証債務残高）	149	178	216	232	225
保証型（貸付債権保証債務残高）	0	0	0	0	0
スタンドバイ・クレジット制度（保証債務残高）	47	50	49	49	54

（注）1.買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。
2.保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。
3.資産担保証券等保有残高は、証券化支援業務・買取型における資産担保証券・信託受益権のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。
4.スタンドバイ・クレジット制度は、経営強化法、地域資源活用促進法、農商工等連携促進法、農業競争力強化支援法、食品等流通法、輸出促進法及び地域未来投資促進法により、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号に掲げる業務とみなされる債務の保証業務です。
5.資産担保証券等保有残高、保証債務残高については令和6年3月31日時点のものです。

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成20年度 下期	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	—	350	35,494	2,912	157	—
貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052	5,292	854	—	350	35,494	2,912	157	—
CP取得	2,998	3,398	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
損害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8	23,645	5,931	1,707	—
貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775	5,473	892	10	8	23,645	5,931	1,707	—
CP取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利子補給	—	—	3	24	78	109	124	110	54	126	49	27	46	182	229	205

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が令和6年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。
2. 損害担保のうち、
貸付け等の実績は、指定金融機関が令和6年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和6年5月10日までに補償応諾した引受金額です。
出資(産活法関連)の実績は、公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。
3. 利子補給の実績は、指定金融機関が令和5年9月末までに行った貸付け等を対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務・事業再編促進円滑化業務・事業適応促進円滑化業務・ 開発供給等促進円滑化業務・事業基盤強化促進円滑化業務・導入促進円滑化業務・供給確保促進円滑化業務の実績

▼ ツーステップ・ローン

(単位: 億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定事業促進円滑化業務	200	13	78	106	29	11	10	5	—	—	—	—	—	—
事業再編促進円滑化業務	—	—	250	—	200	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—
事業適応促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発供給等促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業基盤強化促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85	13	—
導入促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
供給確保促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が令和6年3月末までに指定金融機関へ貸付実行した貸付金額です。
2. 各業務の開始日: 特定事業促進円滑化業務 平成22年8月16日、事業再編促進円滑化業務 平成26年1月20日、事業適応促進円滑化業務 令和3年8月2日、開発供給等促進円滑化業務 令和2年8月31日、事業基盤強化促進円滑化業務 令和3年8月24日、導入促進円滑化業務 令和3年8月24日、供給確保促進円滑化業務 令和5年1月13日
3. 事業再編促進円滑化業務開始前の実績は、平成26年1月20日付で「産業競争力強化法」の施行に伴い廃止された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)に基づき、平成23年7月1日に業務を開始した事業再構築等促進円滑化業務として貸付実行したものです。

▼ 利子補給

(単位: 百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業適応促進円滑化業務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	93

- (注) 利子補給の実績は、指定金融機関が令和5年11月末までに行った貸付けを対象に、公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(原則として各年12月1日から翌年5月31日までの期間を対象に7月31日までに、各年6月1日から11月30日までの期間を対象に翌年1月31日までに支給)。

株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条及び会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策金融公庫法第42条及び会社法第436条第2項第1号の規定により、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

第16期末(令和6年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	8,641,966	借入金	15,783,561
現金	18	借入金	15,783,561
預け金	8,641,947	社債	720,972
有価証券	45,565	寄託金	20,925
国債	21,153	保険契約準備金	1,482,971
社債	20,238	その他負債	26,412
株式	2,531	未払費用	4,386
その他の証券	1,642	契約負債	10,092
貸出金	25,661,159	前受収益	88
証書貸付	25,661,159	金融派生商品	649
その他資産	33,853	リース債務	4,315
前払費用	129	その他の負債	6,880
未収収益	17,106	賞与引当金	5,486
金融派生商品	727	役員賞与引当金	24
代理店貸	689	退職給付引当金	98,469
その他の資産	15,199	役員退職慰労引当金	60
有形固定資産	190,156	補償損失引当金	28,803
建物	47,925	支払承諾	28,015
土地	138,242	負債の部合計	18,195,705
リース資産	3,149	(純資産の部)	
建設仮勘定	287	資本金	11,768,477
その他の有形固定資産	551	資本剰余金	5,465,600
無形固定資産	36,276	経営改善資金特別準備金	181,500
ソフトウェア	26,424	資本準備金	5,284,100
リース資産	600	利益剰余金	△1,910,979
その他の無形固定資産	9,251	利益準備金	3,216
支払承諾見返	28,015	その他利益剰余金	△1,914,195
貸倒引当金	△1,118,075	繰越利益剰余金	△1,914,195
		株主資本合計	15,323,099
		その他有価証券評価差額金	112
		評価・換算差額等合計	112
		純資産の部合計	15,323,211
資産の部合計	33,518,917	負債及び純資産の部合計	33,518,917

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	749,380
資金運用収益	209,317
貸出金利息	207,052
有価証券利息配当金	233
預け金利息	2,030
その他の受入利息	0
役務取引等収益	3,618
損害担保補償料	3,416
その他の役務収益	202
保険引受収益	475,439
保険料	165,800
責任共有負担金収入	5,334
保険契約準備金戻入額	304,305
その他業務収益	205
金融派生商品収益	205
政府補給金収入	54,192
一般会計より受入	54,096
特別会計より受入	96
その他経常収益	6,606
償却債権取立益	1,005
株式等売却益	53
その他の経常収益	5,547
経常費用	831,626
資金調達費用	26,843
コールマネー利息	△0
借入金利息	23,711
社債利息	3,132
役務取引等費用	2,891
その他の役務費用	2,891
保険引受費用	318,231
保険金	384,977
回収金	△66,745
その他業務費用	23,260
外国為替売買損	893
社債発行費償却	66
利子補給金	22,300
営業経費	136,450
その他経常費用	323,949
貸倒引当金繰入額	274,896
補償損失引当金繰入額	13,191
貸出金償却	27,399
その他の経常費用	8,461
経常損失	82,246
特別利益	11
固定資産処分益	11
その他の特別利益	0
特別損失	78
固定資産処分損	38
減損損失	39
当期純損失	82,313

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		経営改善 資金特別 準備金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	11,696,178	181,500	5,309,054	5,490,554	3,227	△1,903,547	△1,900,319	15,286,413	84	84	15,286,497
当期変動額											
新株の発行	72,298		46,700	46,700				118,998			118,998
準備金取崩					△11	11	－	－			－
資本準備金 の取崩 (欠損填補)			△71,653	△71,653		71,653	71,653	－			－
当期純損失						△82,313	△82,313	△82,313			△82,313
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)									28	28	28
当期変動額 合計	72,298	－	△24,953	△24,953	△11	△10,647	△10,659	36,685	28	28	36,713
当期末残高	11,768,477	181,500	5,284,100	5,465,600	3,216	△1,914,195	△1,910,979	15,323,099	112	112	15,323,211

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上してお

り、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は393,361百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

危機対応円滑化業務勘定における損害担保取引

当公庫は、指定金融機関と損害担保契約を締結し損害担保補償料を徴収したうえで、指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、一定割合の補填を行う義務を負っています。損害担保取引に係る収益は、補償契約期間にわたって履行義務が充足するものと判断して収益を認識しております。

8 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 1,118,075百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 国民一般向け業務勘定

(イ)算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[6 引当金の計上基準][（1）貸倒引当金]に記載しております。

算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮して、必要な修正を加えております。具体的には、貸出金の大宗を返済状況や貸出条件緩和の有無、日常業務の中で把握した情報に基づき債務者区分を判定しております。このうち、新型コロナウイルス感染症関連の貸付について元金据置期間を設定し、返済期限が到来していない債務者の信用リスクの悪化が表面化せず債務者区分に反映されない可能性があることや、返済期限が到来したものの新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて返済猶予を実施した債務者等の信用リスクの悪化が適切に債務者区分に反映されない可能性があることから、将来発生すると予想される損失額を追加的に見積もっております。

(ロ)主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の経済活動に与える影響は弱まっているものの、経済情勢の変化もあり、債務者の信用リスクに与える影響については引き続き不透明です。そのため、一定程度の元金据置期間を設定し、返済期限が到来していない債務者については、短期的に信用リスクが潜在していると見込まれることから、過去に元金据置期間を設定し、返済期限が到来していなかった債務者と同程度の信用リスクの悪化が発生すると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。また、新型コロナウイルス感染症関連の貸付後に新たな融資で一本化を実施した債務者については、元金据置期間を延長した先など当該新たな融資の返済期限が到来していない債務者が含まれており、信用リスクの悪化が適切に債務者区分に反映されない可能性があることから、過去に新たな融資で一本化を実施した債務者と同程度の信用リスクの悪化が発生すると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。

さらに、複数回の返済猶予を繰り返していた貸付や新型コロナウイルス感染症関連の貸付を、新型コロナウイルス感染症の影響により返済猶予した債務者については、それ以外の返済猶予先に比べて据置期間が長期化するなど、返済が途絶する可能性が高いと考えられることから、債務者区分が一定程度低下すると仮定し、必要な修正を行っております。

上記に加えて、現時点で返済状況に特段の問題が生じていない債務者の信用リスクの悪化が顕在化し、当事業年度と同程度の返済遅延、貸出条件緩和、倒産、廃業等の発生が見込まれると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。

(ハ) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

(イ)算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」〔6 引当金の計上基準〕〔(1)貸倒引当金〕に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

(ロ) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。

債務者の将来見通しは、経済情勢の悪化による影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しており、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(ハ) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

(イ) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」〔6 引当金の計上基準〕〔(1)貸倒引当金〕に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

なお、実績率については、リスク特性を踏まえ、資本性劣後ローン債権とそれ以外の債権にグルーピングを行い、予想損失額の算定を行っております。また、資本性劣後ローン債権については、主として実質債務超過に相当する部分の回収が見込まれないものとして予想損失額を計上しております。

(ロ) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。

債務者の将来見通しは、経済情勢の悪化による影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しており、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(ハ) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 保険契約準備金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

保険契約準備金 1,482,971 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算出方法

保険契約準備金の算出方法は、「重要な会計方針」〔8 保険契約準備金の計上基準〕に記載しております。

算出にあたっては、保険契約準備金に関する諸規定に則り、毎事業年度3月末日及び9月末日を基準日として、制度区分及び保険種区分ごとにグルーピングのうえ、対前年度残高率や事故率など計算上の基礎率を決定し、将来の保険金の支払い見込額等のキャッシュ・フローの見積りに基づき保険契約準備金（責任準備金及び支払備金）を計算しております。

なお、基準日後の事業年度別に計算した将来収支の累積最大支出超過額が保険契約準備金の額を上回った場合には当該額を追加して計上しております。

□ 主要な仮定

将来の保険金の支払い見込額の見積りには、過去一定期間の実績を基とした事故率を仮定として使用しております。

その見積りに使用する事故率は、保険引受年度別、経過年度別に過去実績を用いて、直近10年平均としており、当事業年度末の保険引受に係る当面の信用保険引受リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

ハ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

中小企業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における保険契約準備金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 補償損失引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

補償損失引当金 28,803百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算出方法

補償損失引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[6 引当金の計上基準]「(2) 補償損失引当金」に記載しております。

具体的には、最終履行期限到来の有無等、指定金融機関からの報告に基づき、損害担保契約のグルーピングを実施したうえで、グループごとの予想損失率に基づき補償損失引当金を算出しております。

予想損失率の算出にあたっては、当事業年度の補償金支払状況を踏まえ、中小・中堅企業向け損害担保取引のうち最終履行期限到来前かつ貸出条件緩和をしていないグループについて、必要な修正を加えております。

□ 主要な仮定

損害担保契約に含まれる信用リスクに大きな変動がないことを前提に、過去の補償金支払実績率を基礎として予想損失率を算出しております。

ただし、当事業年度の補償金支払状況を踏まえると、中小・中堅企業向け損害担保取引のうち最終履行期限到来前かつ貸出条件緩和をしていないグループについては、当事業年度の補償金支払状況が今後も続くと仮定し、予想損失率について必要な修正を行っております。

ハ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

事業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における補償損失引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,530百万円

2. 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	32,697百万円
危険債権額	1,083,959百万円
要管理債権額	1,301,106百万円
3月以上延滞債権額	1,038百万円
貸出条件緩和債権額	1,300,067百万円
小計額	2,417,764百万円

正常債権額	23,288,306百万円
合計額	25,706,071百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は86,249百万円であります。

4. コミットメント期間付貸付契約は、顧客からの貸付実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る貸付未実行残高は9,399百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,293百万円あります。

なお、この契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当公庫が実行申込みを受けた貸付けの拒絶をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当公庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を社債720,972百万円の一般担保に供しております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 49,808百万円

7. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(37,386件)	1,552,804百万円
補償損失引当金	28,803百万円
差引額	1,524,001百万円

8. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

- 関係会社との取引による収益
その他経常取引に係る収益総額 0百万円
- 関係会社との取引による費用
その他の取引に係る費用総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	21,732,826,406,741	118,998,899,000	—	21,851,825,305,741

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 118,998,899,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保（指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの）、③利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を行っております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う認定事業者、事業再編を行う認定事業者等、事業適応を行う認定事業者、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行う認定事業者、事業基盤強化を行う認定事業者、特定船舶の導入を行う認定事業者及び特定重要物資等の安定供給確保の取組に関する事業を行う認定事業者に対して、主務大臣が指定する指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け等を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化するや与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受けやすいという特徴を有しているため、今

後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者等に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、⑥外国関係法人等に対する貸付け、⑦公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

(イ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ヘ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息等で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保して

いることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金及び社債は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再編促進業務、事業適応促進業務、開発供給等促進業務、事業基盤強化促進業務、導入促進業務及び供給確保促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性及び事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は100,101百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、96,288百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ロ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店等による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は17,173百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、15,676百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

八 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

当業務のうち融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築し、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

当業務のうち融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務のうち融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保証を付している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は95,237百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、89,451百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保有している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化の方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「その他資産」、「社債」及び「その他負債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は982百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、903百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」及び「社債」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しております。
また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）参照。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	8,641,966	8,614,200	△27,765
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,168	20,362	△805
その他有価証券	20,380	20,380	—
(3) 貸出金	25,661,159		
貸倒引当金 ^(※1)	△1,116,218		
	24,544,940	24,652,878	107,938
資産計	33,228,455	33,307,822	79,366
(1) 借入金	15,783,561	15,615,643	△167,917
(2) 社債	720,972	725,214	4,242
負債計	16,504,534	16,340,858	△163,675
デリバティブ取引 ^(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	78	78	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	78	78	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(※1)	2,531
組合出資金 ^(※2)	1,485

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	3,401,247	2,740,700	2,000,000	200,000	300,000	—
有価証券						
満期保有目的の債券	1	13	—	—	—	21,068
その他有価証券	1,243	18,983	41	—	—	—
貸出金 ^(※2)	3,918,604	6,833,741	5,139,123	3,816,345	3,187,869	2,468,400
合計	7,321,097	9,593,438	7,139,165	4,016,345	3,487,869	2,489,468

（※1）預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（※2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない297,074百万円は含めておりません。

（注3）借入金及び社債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(※)	3,385,250	4,637,855	3,111,686	1,900,006	1,720,447	1,028,315
社債	265,000	190,000	135,900	105,000	25,000	—
合計	3,650,250	4,827,855	3,247,586	2,005,006	1,745,447	1,028,315

（※）借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金は「1年以内」に含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品(令和6年3月31日)

(单位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
社債	－	－	20,223	20,223
その他	－	157	－	157
デリバティブ取引				
通貨関連	－	14	－	14
クレジット・デリバティブ	－	－	713	713
資産計	－	171	20,937	21,108
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	－	－	649	649
負債計	－	－	649	649

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和6年3月31日)

(单位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	－	8,614,200	－	8,614,200
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	20,347	－	－	20,347
社債	－	14	－	14
貸出金	－	3,271,376	21,381,502	24,652,878
資産計	20,347	11,885,591	21,381,502	33,287,441
借入金	－	15,602,346	13,297	15,615,643
社債	－	725,214	－	725,214
負債計	－	16,327,561	13,297	16,340,858

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 現金預け金

現金及び満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 有価証券

債券については、時価は市場価格によっており、レベル1の時価に分類しております。

ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定における社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

また、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定における社債（特定資産担保証券）については、市場価格がありません。これは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。裏付資産となる債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みになっておりません。そのため、外部格付に基きリスク修正を行ったキャッシュ・フローをリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金については、挑戦支援資本強化特別貸付等（資本性劣後ローン）及び創業後目標達成型金利を適用した証書貸付（創業後目標達成型金利）を除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割引引いて時価を算定しております。

資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性があります。決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

□ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金については、農林漁業経営資本強化資金及び新規分野等挑戦型資本金交付を適用した証書貸付を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスクリフトを行った元利金の合計額をリスクフリーレート（国債の指標レート）で割引いて時価を算定しております。

農林漁業経営資本強化資金及び新規分野等挑戦型資本性貸付を適用した証書貸付については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性があります。決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

八 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

固定金利が適用される貸出金については、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割引引いて時価を算定しております。

変動金利が適用される貸出金については、挑戦支援資本強化特別貸付等（資本性劣後ローン）及び創業後目標達成型金利を適用した証書貸付（創業後目標達成型金利）を除き、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価

は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性があります。また、決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び変動金利が適用される破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

- 二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定
該当事項はありません。

- ホ 危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金については、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りを基に算出した利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、国民一般向け業務勘定における一般会計借入金については、当該取引の特性から、要求に応じ直ちに支払うことを想定し、帳簿価額を時価とみなしております。

また、農林水産業者向け業務勘定における一般会計借入金については、無利息であり、一定の期間ごとに区分した当該一般会計借入金の元金について必要な修正を加えたうえ、リスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定における産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終元金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、償還を迎えた当該借入金の実績金利を勘案して利金を算出し、償還期間ごとに区分した当該借入金の元利金額に対応するリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(2) 社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引については、時価は取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

農林水産業者向け業務勘定におけるクレジット・デフォルト・スワップについては、決算日における信用格付に応じてリスク修正を行ったプレミアム及びクレジット・イベントの発生によって見込まれる補償金をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定におけるクレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照債務としており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みになっていないため、取引内容や発生したクレジット・イベント等に応じてリスク修正を行ったキャッシュ・フローをリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（令和6年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券			
社債	割引現在価値法	倒産確率	0.00%～0.15%
デリバティブ取引			
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	倒産確率	0.11%～100.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益（令和6年3月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当事業年度の損益又は 評価・換算差額等		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当事業年度の損益に 計上した額のうち 貸借対照表日において 保有する金融資産及び 金融負債の評価損益 ^(※1)
		損益に計上 ^(※1)	評価・換算 差額等に 計上 ^(※2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	23,200	—	△128	△2,847	—	—	20,223	—
デリバティブ取引								
クレジット・ デリバティブ ^(※3)	24	39	—	—	—	—	64	32

(※1) 損益計算書の「金融派生商品収益」に含まれております。

(※2) 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※3) 金融派生商品資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

リスク管理部にて時価の算定に関する目的及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。時価の算定にあたっては、資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率は、クレジット・イベントが発生し、契約金額又は補償金を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（令和6年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	21,153	20,347	△805
	社債	14	14	－
合計		21,168	20,362	△805

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（令和6年3月31日現在）

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式	2,530

3. その他有価証券（令和6年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	157	－	157
	社債	20,223	20,268	△44
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	198,780	198,780	－
	小計	219,003	219,048	△44
合計		219,160	219,048	112

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	1
組合出資金	1,485

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度ではありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	179,469百万円
勤務費用	6,555
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	△19,804
退職給付の支払額	△5,052
過去勤務費用の発生額	－
その他	－
退職給付債務の期末残高	<u>161,347</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	66,534百万円
期待運用収益	1,330
数理計算上の差異の発生額	4,874
事業主からの拠出額	3,065
退職給付の支払額	△3,284
その他	－
年金資産の期末残高	<u>72,521</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	72,095百万円
年金資産	<u>△72,521</u>
	△425
非積立型制度の退職給付債務	<u>89,251</u>

未積立退職給付債務	88,825
未認識数理計算上の差異	8,080
未認識過去勤務費用	1,563
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	98,469
退職給付引当金	98,469
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	98,469

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	6,555百万円
利息費用	179
期待運用収益	△1,330
数理計算上の差異の費用処理額	3,842
過去勤務費用の費用処理額	△1,050
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	8,196

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	27%
債券	62%
一般勘定	10%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	1.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.6%～6.8%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は387百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,530百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	2,522百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	64百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当公庫における顧客との契約から生じる収益は、危機対応円滑化業務勘定における損害担保取引に係る収益であります。損害担保取引に係る収益は、補償契約期間にわたって履行義務が充足するものと判断して収益を認識し、損益計算書上の「損害担保補償料」に全額計上しており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」[7. 収益及び費用の計上基準]に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び当事業年度の末日後の収益の金額を理解するための情報

- (1) 契約負債は、指定金融機関から契約時に一括して徴収した損害担保補償料のうち、当事業年度の末日において履行義務を充足していない残高を計上しております。当事業年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,346百万円であります。
- (2) 当事業年度の末日における残存の履行義務に配分した取引価格の総額は、10,092百万円であります。残存の履行義務について収益認識が見込まれる金額及び期間は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	当事業年度
1年以内	1,863
1年超	8,229
合計	10,092

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1, 2)	被所有 直接98.44%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	118,946	—	—
				政府補給金収入	10,210	—	—
				資金の受入 ^(注4)	750,700	借入金	15,647,882
				借入金の返済	3,484,541		
				借入金利息の支払	23,711	未払費用	2,920
				資金の預託 ^(注5)	11,334,700	預け金	7,690,900
				資金の払戻	11,474,800		
				社債への被保証 ^(注6)	435,079	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣) 0.02%
 農林水産省(農林水産大臣) 0.18%
 経済産業省(経済産業大臣) 1.35%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省 増資の引受 22百万円
 経済産業省 増資の引受 30百万円
 内閣府 政府補給金収入 19百万円
 厚生労働省 政府補給金収入 2,038百万円
 農林水産省 政府補給金収入 27,036百万円
 経済産業省 政府補給金収入 146百万円
 資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円
 中小企業庁 政府補給金収入 14,734百万円
 国土交通省 政府補給金収入 7百万円
 農林水産省 借入金の返済 1,764百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円70銭
 1株当たりの当期純損失金額 0円0銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第16期末(令和6年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	100,798	借入金	5,543,489
現金	13	借入金	5,543,489
預け金	100,785	社債	210,064
貸出金	10,937,774	その他負債	6,891
証書貸付	10,937,774	未払費用	1,221
その他資産	11,115	リース債務	2,738
前払費用	117	その他の負債	2,931
未収収益	7,092	賞与引当金	3,342
代理店貸	381	役員賞与引当金	8
その他の資産	3,523	退職給付引当金	59,248
有形固定資産	92,521	役員退職慰労引当金	20
建物	26,276	負債の部合計	5,823,065
土地	63,652	(純資産の部)	
リース資産	2,001	資本金	5,790,568
建設仮勘定	247	資本剰余金	181,500
その他の有形固定資産	343	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	18,930	利益剰余金	△1,047,494
ソフトウェア	13,329	その他利益剰余金	△1,047,494
リース資産	377	繰越利益剰余金	△1,047,494
その他の無形固定資産	5,223	株主資本合計	4,924,573
貸倒引当金	△413,501	純資産の部合計	4,924,573
資産の部合計	10,747,638	負債及び純資産の部合計	10,747,638

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	132,139
資金運用収益	116,758
貸出金利息	116,757
預け金利息	0
その他の受入利息	0
政府補給金収入	13,662
一般会計より受入	13,662
その他経常収益	1,719
償却債権取立益	582
その他の経常収益	1,136
経常費用	349,032
資金調達費用	2,879
コールマネー利息	△ 0
借入金利息	2,732
社債利息	146
役務取引等費用	587
その他の役務費用	587
その他業務費用	25
社債発行費償却	25
営業経費	82,146
その他経常費用	263,393
貸倒引当金繰入額	239,517
貸出金償却	23,740
その他の経常費用	135
経常損失	216,892
特別利益	11
固定資産処分益	11
特別損失	41
固定資産処分損	1
減損損失	39
当期純損失	216,922

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		経営改善資金 特別準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	5,785,273	181,500	181,500	△830,571	△830,571	5,136,201	5,136,201
当期変動額							
新株の発行	5,294					5,294	5,294
当期純損失				△216,922	△216,922	△216,922	△216,922
当期変動額合計	5,294	－	－	△216,922	△216,922	△211,627	△211,627
当期末残高	5,790,568	181,500	181,500	△1,047,494	△1,047,494	4,924,573	4,924,573

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

2 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は273,632百万円であります。

債権額から直接減額したもののについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰

属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 413,501百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「3 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮して、必要な修正を加えております。具体的には、貸出金の大宗を返済状況や貸出条件緩和の有無、日常業務の中で把握した情報に基づき債務者区分を判定しております。このうち、新型コロナウイルス感染症関連の貸付について元金据置期間を設定し、返済期限が到来していない債務者の信用リスクの悪化が表面化せず債務者区分に反映されない可能性があることや、返済期限が到来したものの新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて返済猶予を実施した債務者等の信用リスクの悪化が適切に債務者区分に反映されない可能性があることから、将来発生すると予想される損失額を追加的に見積もっております。

(2) 主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の経済活動に与える影響は弱まっているものの、経済情勢の変化もあり、債務者の信用リスクに与える影響については引き続き不透明です。そのため、一定程度の元金据置期間を設定し、返済期限が到来していない債務者については、短期的に信用リスクが潜在していると見込まれることから、過去に元金据置期間を設定し、返済期限が到来していなかった債務者と同程度の信用リスクの悪化が発生すると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。また、新型コロナウイルス感染症関連の貸付後に新たな融資で一本化を実施した債務者については、元金据置期間を延長した先など当該新たな融資の返済期限が到来していない債務者が含まれており、信用リスクの悪化が適切に債務者区分に反映されない可能性があることから、過去に新たな融資で一本化を実施した債務者と同程度の信用リスクの悪化が発生すると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。

さらに、複数回の返済猶予を繰り返していた貸付や新型コロナウイルス感染症関連の貸付を、新型コロナウイルス感染症の影響により返済猶予した債務者については、それ以外の返済猶予先に比べて据置期間が長期化するなど、返済が途絶する可能性が高いと考えられることから、債務者区分が一定程度低下すると仮定し、必要な修正を行っております。

上記に加えて、現時点で返済状況に特段の問題が生じていない債務者の信用リスクの悪化が顕在化し、当事業年度と同程度の返済遅延、貸出条件緩和、倒産、廃業等の発生が見込まれると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承認見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	20,664百万円
危険債権額	127,351百万円
要管理債権額	1,009,377百万円
3月以上延滞債権額	88百万円
貸出条件緩和債権額	1,009,288百万円
小計額	1,157,393百万円
正常債権額	9,787,553百万円
合計額	10,944,947百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は725百万円であります。

3. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、当業務勘定の発行する社債は210,064百万円）の一般担保に供しております。

4. 有形固定資産の減価償却累計額 28,266百万円

5. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,966,773,299,000	5,294,899,000	—	5,972,068,198,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 5,294,899,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

- 当業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。
- 当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。
- イ 信用リスク
- 当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。
- 当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増えたり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。
- ロ 市場リスク
- 当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。
- 金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。
- ハ 流動性リスク
- 当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- 当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。
- なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。
- 当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。
- イ 信用リスクの管理
- 当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。
- 具体的な管理方法は次のとおりであります。
- (i) 個別与信管理
- 当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性及びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。
- また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。
- (ii) 自己査定
- 当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。
- (iii) 信用リスク計量化
- 当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。
- また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。
- ロ 市場リスクの管理
- 当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。
- なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。
- 当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。
- その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は100,101百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、96,288百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。
- また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	100,798	100,798	—
(2)貸出金	10,937,774		
貸倒引当金 ^(*)	△413,231		
	10,524,542	10,612,635	88,092
資産計	10,625,340	10,713,433	88,092
(1)借入金	5,543,489	5,502,151	△41,337
(2)社債	210,064	208,251	△1,812
負債計	5,753,553	5,710,402	△43,150

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	100,785	—	—	—	—	—
貸出金 ^(*)	1,685,507	3,163,012	2,536,264	1,700,661	1,215,012	489,376
合計	1,786,292	3,163,012	2,536,264	1,700,661	1,215,012	489,376

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない147,939百万円は含めておりません。

(注2) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	1,687,736	1,842,361	1,159,744	318,688	335,345	199,615
社債	65,000	75,000	20,000	50,000	—	—
合計	1,752,736	1,917,361	1,179,744	368,688	335,345	199,615

(*)借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金は「1年以内」に含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	—	100,798	—	100,798
貸出金	—	—	10,612,635	10,612,635
資産計	—	100,798	10,612,635	10,713,433
借入金	—	5,502,151	—	5,502,151
社債	—	208,251	—	208,251
負債計	—	5,710,402	—	5,710,402

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 現金預け金

現金及び満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 貸出金

貸出金については、挑戦支援資本強化特別貸付等(資本性劣後ローン)及び創業後目標達成型金利を適用した証書貸付(創業後目標達成型金利)を除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性があります。決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、一般会計借入金については、当該取引の特性から、要求に応じ直ちに支払うことを想定し、帳簿価額を時価とみなしております。

(2) 社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度ですが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	110,528百万円
勤務費用	3,969
利息費用	110
数理計算上の差異の発生額	△11,976
退職給付の支払額	△3,106
過去勤務費用の発生額	—
その他	2
退職給付債務の期末残高	<u>99,527</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	41,202百万円
期待運用収益	824
数理計算上の差異の発生額	3,139
事業主からの拠出額	1,865
退職給付の支払額	△2,039
その他	1
年金資産の期末残高	<u>44,993</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	44,728百万円
年金資産	<u>△44,993</u>
	△264
非積立型制度の退職給付債務	<u>54,798</u>
未積立退職給付債務	54,534
未認識数理計算上の差異	3,560
未認識過去勤務費用	<u>1,153</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>59,248</u>
退職給付引当金	59,248
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>59,248</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	3,969百万円
利息費用	110
期待運用収益	△824
数理計算上の差異の費用処理額	2,664
過去勤務費用の費用処理額	△756
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>5,162</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	27%
債券	62%
一般勘定	10%
現金及び預金	<u>1%</u>
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	1.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.6%～5.7%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は235百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接99.91%	政策金融行政	増資の引受 (注3)	5,272	—	—
				政府補給金収入	10,141	—	—
				資金の受入 (注4)	209,200	借入金	5,412,189
				借入金の返済	1,741,849		
				借入金利息の支払	2,732	未払費用	673
				社債への被保証 (注5)	200,064	—	—

- (注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。
厚生労働省(厚生労働大臣) 0.09%
2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。
厚生労働省 増資の引受 22百万円
政府補給金収入 2,038百万円
中小企業庁 政府補給金収入 1,481百万円
3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円82銭
1株当たりの当期純損失金額	0円3銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第16期末(令和6年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	129,139	借入金	3,079,588
現金	0	借入金	3,079,588
預け金	129,138	社債	174,992
有価証券	4,015	寄託金	20,925
株式	2,530	その他負債	3,966
その他の証券	1,485	未払費用	2,444
貸出金	3,610,367	金融派生商品	74
証書貸付	3,610,367	リース債務	456
その他資産	6,622	その他の負債	990
前払費用	4	賞与引当金	662
未収収益	5,980	役員賞与引当金	8
金融派生商品	1	退職給付引当金	11,922
代理店貸	308	役員退職慰労引当金	16
その他の資産	327	負債の部合計	3,292,083
有形固定資産	33,178	(純資産の部)	
建物	7,828	資本金	457,735
土地	24,922	利益剰余金	801
リース資産	329	利益準備金	2,642
建設仮勘定	27	その他利益剰余金	△1,840
その他の有形固定資産	69	繰越利益剰余金	△1,840
無形固定資産	5,844	株主資本合計	458,537
ソフトウェア	4,293		
リース資産	67		
その他の無形固定資産	1,484		
貸倒引当金	△38,546	純資産の部合計	458,537
資産の部合計	3,750,620	負債及び純資産の部合計	3,750,620

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	48,952
資金運用収益	21,265
貸出金利息	21,258
預け金利息	6
その他の受入利息	0
その他業務収益	12
金融派生商品収益	12
政府補給金収入	26,990
一般会計より受入	26,988
特別会計より受入	2
その他経常収益	683
償却債権取立益	332
その他の経常収益	350
経常費用	50,773
資金調達費用	15,907
借入金利息	13,394
社債利息	2,513
役務取引等費用	2,036
その他の役務費用	2,036
その他業務費用	28
社債発行費償却	28
営業経費	17,721
その他経常費用	15,079
貸倒引当金繰入額	14,178
貸出金償却	124
その他の経常費用	776
経常損失	1,821
特別損失	19
固定資産処分損	19
当期純損失	1,840

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越 利益剰余金			
当期首残高	453,671	2,642	－	2,642	456,313	456,313
当期変動額						
新株の発行	4,064				4,064	4,064
当期純損失			△1,840	△1,840	△1,840	△1,840
当期変動額合計	4,064	－	△1,840	△1,840	2,223	2,223
当期末残高	457,735	2,642	△1,840	801	458,537	458,537

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,562

百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 38,546百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[5 引当金の計上基準]「(1)貸倒引当金」に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。

債務者の将来見通しは、経済情勢の悪化による影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しており、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,530百万円

2. 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,537百万円
危険債権額	129,250百万円
要管理債権額	132,890百万円
3月以上延滞債権額	950百万円
貸出条件緩和債権額	131,940百万円
小計額	265,678百万円
正常債権額	3,350,698百万円
合計額	3,616,377百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は54,407百万円であります。

4. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、当業務勘定の発行する社債は174,992百万円）の一般担保に供しております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 6,956百万円

6. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

2. 関係会社との取引による費用

その他の取引に係る費用総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	453,671,700,000	4,064,000,000	—	457,735,700,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 4,064,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

- 当業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。
- 当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。
- イ 信用リスク
- 当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。
- このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。
- しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。
- ロ 市場リスク
- 当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。
- 金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。
- ハ 流動性リスク
- 当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- 当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。
- なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。
- 当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。
- イ 信用リスクの管理
- 当業務では、(i) 個別与信管理、(ii) 信用格付、(iii) 自己査定及び(iv) 信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。
- (i) 個別与信管理
- 当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。
- また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。
- (ii) 信用格付
- 当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。
- 信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。
- (iii) 自己査定
- 当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店等による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。
- (iv) 信用リスク計量化
- 当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。
- ロ 市場リスクの管理
- 当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。
- なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。
- 当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。
- その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は17,173百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、15,676百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注1)参照）。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	129,139	129,139	－
(2)貸出金	3,610,367		
貸倒引当金 ^(※1)	△38,538		
	3,571,828	3,605,100	33,271
資産計	3,700,967	3,734,239	33,271
(1)借入金	3,079,588	3,053,983	△25,604
(2)社債	174,992	181,881	6,888
負債計	3,254,581	3,235,865	△18,716
デリバティブ取引 ^(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(73)	(73)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(73)	(73)	－

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(※1)	2,530
組合出資金 ^(※2)	1,485

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和3年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	129,138	－	－	－	－	－
貸出金 ^(※2)	428,338	723,306	567,136	465,751	507,894	791,340
合計	557,476	723,306	567,136	465,751	507,894	791,340

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない126,600百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	432,827	737,928	578,794	431,853	432,579	465,605
社債	20,000	40,000	35,000	55,000	25,000	－
合計	452,827	777,928	613,794	486,853	457,579	465,605

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	－	－	1	1
資産計	－	－	1	1
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	－	－	74	74
負債計	－	－	74	74

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	—	129,139	—	129,139
貸出金	—	—	3,605,100	3,605,100
資産計	—	129,139	3,605,100	3,734,239
借入金	—	3,049,794	4,189	3,053,983
社債	—	181,881	—	181,881
負債計	—	3,231,675	4,189	3,235,865

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 現金預け金

現金及び満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 貸出金

貸出金については、農林漁業経営資本強化資金及び新規分野等挑戦型資本性貸付を適用した証書貸付を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

農林漁業経営資本強化資金及び新規分野等挑戦型資本性貸付を適用した証書貸付については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性があります。決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、一般会計借入金については、無利息であり、一定の期間ごとに区分した当該一般会計借入金の元金について必要な修正を加えたうえ、リスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(2) 社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

クレジット・デフォルト・スワップについては、決算日における信用格付に応じてリスク修正を行ったプレミアム及びクレジット・イベントの発生によって見込まれる補償金をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(令和6年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
デリバティブ取引			
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	倒産確率	0.70%–100.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当事業年度の損益又は 評価・換算差額等		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当事業年度の損益に 計上した額のうち 貸借対照表日において 保有する金融資産及び 金融負債の評価損益 ^(※1)
		損益に計上 ^(※1)	評価・換算 差額等に 計上					
デリバティブ取引								
クレジット・ デリバティブ ^(※2)	△48	△25	—	—	—	—	△73	△33

(※1) 損益計算書の「金融派生商品収益」に含まれております。

(※2) 金融派生商品資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

リスク管理部にて時価の算定に関する目的及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。時価の算定にあたっては、資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率は、クレジット・イベントが発生し、補償金を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

貸借対照表の「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(令和6年3月31日現在)

(注)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式	2,530

2. その他有価証券(令和6年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	57,780	57,780	—

(注)上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
組合出資金	1,485

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,217百万円
勤務費用	788
利息費用	21
数理計算上の差異の発生額	△2,252
退職給付の支払額	△685
過去勤務費用の発生額	—
その他	10
退職給付債務の期末残高	19,100

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	7,695百万円
期待運用収益	153
数理計算上の差異の発生額	580
事業主からの拠出額	362
退職給付の支払額	△367
その他	△0
年金資産の期末残高	8,424

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	8,374百万円
年金資産	△8,424
	△49
非積立型制度の退職給付債務	10,725
未積立退職給付債務	10,676
未認識数理計算上の差異	1,047
未認識過去勤務費用	198
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,922
退職給付引当金	11,922
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,922

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	788百万円
利息費用	21
期待運用収益	△153
数理計算上の差異の費用処理額	402
過去勤務費用の費用処理額	△132
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	926

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	27%
債券	62%
一般勘定	10%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	1.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.7%～6.8%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は46百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,530百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	2,522百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	64百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接91.47%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	4,064	—	—
				資金の受入 ^(注4)	460,000	借入金	3,075,209
				借入金の返済	414,533		
				借入金利息の支払	13,394	未払費用	1,748

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣) 8.53%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 政府補給金収入 26,990百万円

借入金の返済 1,764百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	60,000 ^(注1、2)	—	—

(注) 1. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項の規定により当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。

なお、同法附則第46条の2第2項の規定により株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1円0銭
1株当たりの当期純損失金額	0円0銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第16期末(令和6年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	379,499	借入金	3,883,718
現金	4	借入金	3,883,718
預け金	379,495	社債	236,700
有価証券	172	その他負債	3,437
社債	14	未払費用	562
株式	1	前受収益	88
その他の証券	157	リース債務	967
貸出金	7,756,251	その他の負債	1,818
証書貸付	7,756,251	賞与引当金	1,272
その他資産	4,607	役員賞与引当金	7
前払費用	7	退職給付引当金	22,813
未収収益	3,563	役員退職慰労引当金	17
金融派生商品	14	支払承諾	28,015
その他の資産	1,022	負債の部合計	4,175,982
有形固定資産	47,361	(純資産の部)	
建物	10,813	資本金	4,047,643
土地	35,699	利益剰余金	△665,774
リース資産	707	その他利益剰余金	△665,774
建設仮勘定	12	繰越利益剰余金	△665,774
その他の有形固定資産	129	株主資本合計	3,381,868
無形固定資産	8,127	その他有価証券評価差額金	157
ソフトウェア	5,621	評価・換算差額等合計	157
リース資産	133		
その他の無形固定資産	2,372		
支払承諾見返	28,015		
貸倒引当金	△666,027	純資産の部合計	3,382,025
資産の部合計	7,558,008	負債及び純資産の部合計	7,558,008

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	79,348
資金運用収益	65,217
貸出金利息	65,216
有価証券利息配当金	0
預け金利息	0
その他の受入利息	0
役務取引等収益	202
その他の役務収益	202
政府補給金収入	13,184
一般会計より受入	13,184
特別会計より受入	0
その他経常収益	743
償却債権取立益	90
株式等売却益	53
その他の経常収益	599
経常費用	63,244
資金調達費用	4,249
借入金利息	3,765
社債利息	483
役務取引等費用	55
その他の役務費用	55
その他業務費用	905
外国為替売買損	893
社債発行費償却	11
営業経費	31,281
その他経常費用	26,752
貸倒引当金繰入額	21,200
貸出金償却	3,534
その他の経常費用	2,017
経常利益	16,103
特別利益	0
その他の特別利益	0
特別損失	17
固定資産処分損	17
当期純利益	16,085

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越 利益剰余金					
当期首残高	3,986,313	△681,860	△681,860	3,304,452	－	－	3,304,452
当期変動額							
新株の発行	61,330			61,330			61,330
当期純利益		16,085	16,085	16,085			16,085
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					157	157	157
当期変動額合計	61,330	16,085	16,085	77,415	157	157	77,572
当期末残高	4,047,643	△665,774	△665,774	3,381,868	157	157	3,382,025

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき

損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は99,166百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 666,027百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[6 引当金の計上基準][「(1)貸倒引当金」]に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

なお、実績率については、リスク特性を踏まえ、資本性劣後ローン債権とそれ以外の債権にグルーピングを行い、予想損失額の算定を行っております。また、資本性劣後ローン債権については、主として実質債務超過に相当する部分の回収が見込まれないものとして予想損失額を計上しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通しであります。

債務者の将来見通しは、経済情勢の悪化による影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合

理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しており、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,495百万円
危険債権額	827,357百万円
要管理債権額	158,838百万円
3月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	158,838百万円
小計額	994,691百万円
正常債権額	6,793,163百万円
合計額	7,787,855百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は31,116百万円であります。

- コミットメント期間付貸付契約は、顧客からの貸付実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る貸付未実行残高は9,399百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,293百万円あります。

なお、この契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当公庫が実行申込みを受けた貸付けの拒絶をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当公庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、当業務勘定の発行する社債は236,700百万円）の一般担保に供しております。

- 有形固定資産の減価償却累計額 11,170百万円

- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,986,313,000,000	61,330,000,000	－	4,047,643,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 61,330,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者等に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、⑥外国関係法人等に対する貸付け、⑦公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定は債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

当業務のうち融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築し、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

当業務のうち融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務のうち融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保証を付している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

□ 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は95,237百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、89,451百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注1)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	379,499	379,499	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	14	14	—
その他有価証券	157	157	—
(3) 貸出金	7,756,251		
貸倒引当金 ^(※1)	△664,448		
	7,091,803	7,163,766	71,963
資産計	7,471,474	7,543,438	71,963
(1) 借入金	3,883,718	3,838,704	△45,013
(2) 社債	236,700	236,005	△694
負債計	4,120,418	4,074,709	△45,708
デリバティブ取引 ^(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	14	14	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	14	14	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(※)	1

(※) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(※1)	379,495	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	1	13	—	—	—	—
貸出金 ^(※2)	1,204,342	1,917,575	1,390,200	1,168,721	1,130,530	922,346
合計	1,583,838	1,917,589	1,390,200	1,168,721	1,130,530	922,346

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない22,534百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	744,270	1,027,719	727,626	668,254	618,091	97,758
社債	100,000	66,700	70,000	—	—	—
合計	844,270	1,094,419	797,626	668,254	618,091	97,758

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 その他有価証券 その他	—	157	—	157
デリバティブ取引 通貨関連	—	14	—	14
資産計	—	171	—	171

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	—	379,499	—	379,499
有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	14	—	14
貸出金	—	—	7,163,766	7,163,766
資産計	—	379,514	7,163,766	7,543,281
借入金	—	3,829,596	9,107	3,838,704
社債	—	236,005	—	236,005
負債計	—	4,065,601	9,107	4,074,709

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 現金預け金

現金及び満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 有価証券

社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

固定金利が適用される貸出金については、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

変動金利が適用される貸出金については、挑戦支援資本強化特別貸付等(資本性劣後ローン)及び創業後目標達成型金利を適用した証書貸付(創業後目標達成型金利)を除き、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性があります、決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び変動金利が適用される破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

負債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終元金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、償還を迎えた当該借入金の実績金利を勘案して利金を算出し、償還期間ごとに区分した当該借入金の元利金額に対応するリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(2) 社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引については、時価は取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(令和6年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	14	14	－

2. その他有価証券(令和6年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	157	－	157

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	1

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度ですが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	39,799百万円
勤務費用	1,537
利息費用	39
数理計算上の差異の発生額	△4,674
退職給付の支払額	△1,038
過去勤務費用の発生額	－
その他	△44
退職給付債務の期末残高	<u>35,619</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	14,547百万円
期待運用収益	290
数理計算上の差異の発生額	911
事業主からの拠出額	721
退職給付の支払額	△730
その他	△9
年金資産の期末残高	<u>15,731</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	15,639百万円
年金資産	△15,731
	△92
非積立型制度の退職給付債務	19,979
未積立退職給付債務	19,887
未認識数理計算上の差異	2,751
未認識過去勤務費用	174
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	22,813
退職給付引当金	22,813
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	22,813

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,537百万円
利息費用	39
期待運用収益	△290
数理計算上の差異の費用処理額	677
過去勤務費用の費用処理額	△134
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	1,829

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	27%
債券	62%
一般勘定	10%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	1.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.6%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は90百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接96.20%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	61,300	—	—
				資金の受入 ^(注4)	81,500		
				借入金の返済	780,800	借入金	3,883,718
				借入金利息の支払	3,765	未払費用	373
				社債への被保証 ^(注5)	155,000	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

経済産業省(経済産業大臣) 3.80%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 増資の引受 30百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円

中小企業庁 政府補給金収入 13,184百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円83銭

1株当たりの当期純利益金額 0円0銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第16期末(令和6年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,795	社債	19,200
預け金	2,795	その他負債	590
有価証券	41,377	未払費用	1
国債	21,153	金融派生商品	574
社債	20,223	その他の負債	14
その他資産	730	賞与引当金	2
前払費用	0	役員賞与引当金	0
未収収益	6	退職給付引当金	38
金融派生商品	712	役員退職慰労引当金	0
その他の資産	11	負債の部合計	19,832
前払年金費用	2	(純資産の部)	
		資本金	24,476
		利益剰余金	642
		利益準備金	574
		その他利益剰余金	68
		繰越利益剰余金	68
		株主資本合計	25,118
		その他有価証券評価差額金	△44
		評価・換算差額等合計	△44
		純資産の部合計	25,073
資産の部合計	44,905	負債及び純資産の部合計	44,905

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	582
資金運用収益	233
有価証券利息配当金	233
預け金利息	0
その他業務収益	192
金融派生商品収益	192
その他経常収益	156
その他の経常収益	156
経常費用	514
資金調達費用	44
社債利息	44
役務取引等費用	211
その他の役務費用	211
その他業務費用	0
社債発行費償却	0
営業経費	101
その他経常費用	155
その他の経常費用	155
経常利益	68
当期純利益	68

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越 利益剰余金					
当期首残高	24,476	585	△ 11	574	25,050	84	84	25,134
当期変動額								
準備金取崩		△ 11	11	－	－			－
当期純利益			68	68	68			68
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)						△ 128	△ 128	△ 128
当期変動額合計	－	△ 11	79	68	68	△ 128	△ 128	△ 60
当期末残高	24,476	574	68	642	25,118	△ 44	△ 44	25,073

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、予想損失率等に基づき算出した予想損失額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
----------	--

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は19,200百万円)の一般担保に供しております。
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	24,476,000,000	—	—	24,476,000,000

(金融商品関係)

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。
政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。
当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。
また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されていません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。
当業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。
当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。
 - 信用リスク
当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。
 - 市場リスク
当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。
金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。
 - 流動性リスク
当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。
なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。
当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。
 - 信用リスクの管理
当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD(Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。
証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保有している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。
 - 市場リスクの管理
当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。
なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用していません。
当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「その他資産」、「社債」及び「その他負債」であります。
その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は982百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、903百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	2,795	2,795	—
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	21,153	20,347	△805
その他有価証券	20,223	20,223	—
資産計	44,172	43,366	△805
社債	19,200	19,097	△102
負債計	19,200	19,097	△102
デリバティブ取引 ^(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	137	137	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	137	137	—

(*)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	2,795	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	21,068
その他有価証券	1,243	18,983	41	—	—	—
合計	4,038	18,983	41	—	—	21,068

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注2) 社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
社債	—	8,300	10,900	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
社債	—	—	20,223	20,223
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	—	—	712	712
資産計	—	—	20,936	20,936
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	—	—	574	574
負債計	—	—	574	574

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	—	2,795	—	2,795
有価証券 満期保有目的の債券 国債	20,347	—	—	20,347
資産計	20,347	2,795	—	23,143
社債	—	19,097	—	19,097
負債計	—	19,097	—	19,097

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 現金預け金

現金及び満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 有価証券

債券については、時価は市場価格によっており、レベル1の時価に分類しております。

ただし、社債(特定資産担保証券)については、市場価格がありません。これは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。裏付資産となる債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みになっておりません。そのため、外部格付に基づきリスク修正を行ったキャッシュ・フローをリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

負 債

社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

クレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照債務としており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みになっていないため、取引内容や発生したクレジット・イベント等に応じてリスク修正を行ったキャッシュ・フローをリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(令和6年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券			
社債	割引現在価値法	倒産確率	0.00%~0.15%
デリバティブ取引			
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	倒産確率	0.11%~7.69%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当事業年度の損益又は 評価・換算差額等		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末残高	当事業年度の損益に 計上した額のうち 貸借対照表日において 保有する金融資産及び 金融負債の評価損益 ^(※1)
		損益に計上 ^(※1)	評価・換算 差額等に 計上 ^(※2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	23,200	—	△128	△2,847	—	—	20,223	—
デリバティブ取引								
クレジット・ デリバティブ ^(※3)	72	65	—	—	—	—	137	65

(※1) 損益計算書の「金融派生商品収益」に含まれております。

(※2) 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※3) 金融派生商品資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

リスク管理部にて時価の算定に関する目的及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。時価の算定にあたっては、資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率は、クレジット・イベントが発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(令和6年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	21,153	20,347	△805

2. その他有価証券(令和6年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	社債	20,223	20,268	△44

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	54百万円
勤務費用	4
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	—
過去勤務費用の発生額	—
その他	△2
退職給付債務の期末残高	40

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△1
事業主からの拠出額	1
退職給付の支払額	—
その他	△0
年金資産の期末残高	11

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	11百万円
年金資産	△11
	△0
非積立型制度の退職給付債務	29
未積立退職給付債務	28
未認識数理計算上の差異	7
未認識過去勤務費用	△0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36
退職給付引当金	38
前払年金費用	△2
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	36

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	2
過去勤務費用の費用処理額	0
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	6

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	27%
債券	62%
一般勘定	10%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	1.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	2.7%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1円2銭
1株当たりの当期純利益金額	0円0銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第16期末(令和6年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	6,891,614	保険契約準備金	1,482,971
預け金	6,891,614	その他負債	1,940
その他資産	11,306	未払費用	28
前払費用	0	リース債務	145
未収収益	319	その他の負債	1,766
その他の資産	10,987	賞与引当金	194
有形固定資産	17,089	役員賞与引当金	1
建物	3,007	退職給付引当金	4,300
土地	13,968	役員退職慰労引当金	5
リース資産	105	負債の部合計	1,489,414
その他の有形固定資産	8	(純資産の部)	
無形固定資産	3,213	資本剰余金	5,284,100
ソフトウェア	3,030	資本準備金	5,284,100
リース資産	21	利益剰余金	149,709
その他の無形固定資産	161	その他利益剰余金	149,709
		繰越利益剰余金	149,709
		株主資本合計	5,433,810
		純資産の部合計	5,433,810
資産の部合計	6,923,224	負債及び純資産の部合計	6,923,224

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	477,596
資金運用収益	1,953
預け金利息	1,953
保険引受収益	475,439
保険料	165,800
責任共有負担金収入	5,334
保険契約準備金戻入額	304,305
その他経常収益	202
その他の経常収益	202
経常費用	327,886
保険引受費用	318,231
保険金	384,977
回収金	△66,745
営業経費	5,266
その他経常費用	4,389
その他の経常費用	4,389
経常利益	149,709
特別損失	0
固定資産処分損	0
当期純利益	149,709

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本					純資産 合計
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
	資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越 利益剰余金			
当期首残高	5,309,054	5,309,054	△71,653	△71,653	5,237,400	5,237,400
当期変動額						
新株の発行	46,700	46,700			46,700	46,700
資本準備金の取崩 (欠損填補)	△71,653	△71,653	71,653	71,653	－	－
当期純利益			149,709	149,709	149,709	149,709
当期変動額合計	△24,953	△24,953	221,363	221,363	196,409	196,409
当期末残高	5,284,100	5,284,100	149,709	149,709	5,433,810	5,433,810

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）第9条第1項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、保険契約準備金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

保険契約準備金 1,482,971百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

保険契約準備金の算出方法は、「重要な会計方針」[4 保険契約準備金の計上基準]に記載しております。

算出にあたっては、保険契約準備金に関する諸規定に則り、毎事業年度3月末日及び9月末日を基準日として、制度区分及び保険種区分ごとにグルーピングのうえ、対前年度残高率や事故率など計算上の基礎率を決定し、将来の保険金の支払い見込額等のキャッシュ・フローの見積りに基づき保険契約準備金（責任準備金及び支払備金）を計算しております。

なお、基準日後の事業年度別に計算した将来収支の累積最大支出超過額が保険契約準備金の額を上回った場合には当該額を追加して計上しております。

(2) 主要な仮定

将来の保険金の支払い見込額の見積りには、過去一定期間の実績を基とした事故率を仮定として使用しております。

その見積りに使用する事故率は、保険引受年度別、経過年度別に過去実績を用いて、直近10年平均としており、当事業年度末の保険引受に係る当面の信用保険引受リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

中小企業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における保険契約準備金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。
なお、当業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 3,409百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

その他の経常費用には、保険料の返還金4,361百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	9,855,147,407,741	46,700,000,000	—	9,901,847,407,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 46,700,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

イ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

ロ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	6,891,614	6,863,801	△27,812

(注)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	1,650,914	2,740,700	2,000,000	200,000	300,000	—

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	—	6,863,801	—	6,863,801

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

現金預け金

現金及び満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(令和6年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	69,000	69,000	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	7,626百万円
勤務費用	243
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	△847
退職給付の支払額	△221
過去勤務費用の発生額	—
その他	34
退職給付債務の期末残高	6,842

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	3,027百万円
期待運用収益	60
数理計算上の差異の発生額	249
事業主からの拠出額	107
退職給付の支払額	△146
その他	9
年金資産の期末残高	3,308

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,288百万円
年金資産	△3,308
	△19
非積立型制度の退職給付債務	3,553
未積立退職給付債務	3,534
未認識数理計算上の差異	732
未認識過去勤務費用	34
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,300
退職給付引当金	4,300
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,300

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	243百万円
利息費用	7
期待運用収益	△60
数理計算上の差異の費用処理額	82
過去勤務費用の費用処理額	△25
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	247

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	27%
債券	62%
一般勘定	10%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	1.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.6%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は13百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	46,700	—	—
				資金の預託 ^(注2)	9,094,700	預け金	6,730,900
				資金の払戻	9,194,800		

(注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円54銭
1株当たりの当期純利益金額	0円1銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第16期末(令和6年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,137,919	借入金	3,195,672
預け金	1,137,919	借入金	3,195,672
貸出金	3,275,672	社債	80,015
証書貸付	3,275,672	その他負債	10,222
その他資産	113	未払費用	95
前払費用	0	契約負債	10,092
未収収益	113	リース債務	4
その他の資産	0	その他の負債	30
有形固定資産	3	賞与引当金	6
リース資産	3	役員賞与引当金	0
無形固定資産	55	退職給付引当金	107
ソフトウェア	48	役員退職慰労引当金	0
リース資産	0	補償損失引当金	28,803
その他の無形固定資産	5	負債の部合計	3,314,828
前払年金費用	10	(純資産の部)	
		資本金	1,447,648
		利益剰余金	△ 348,703
		その他利益剰余金	△ 348,703
		繰越利益剰余金	△ 348,703
		株主資本合計	1,098,944
		純資産の部合計	1,098,944
資産の部合計	4,413,773	負債及び純資産の部合計	4,413,773

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	10,883
資金運用収益	3,798
貸出金利息	3,729
預け金利息	69
役務取引等収益	3,416
損害担保補償料	3,416
政府補給金収入	181
一般会計より受入	181
その他経常収益	3,485
その他の経常収益	3,485
経常費用	40,260
資金調達費用	3,672
借入金利息	3,728
社債利息	△56
その他業務費用	22,207
社債発行費償却	1
利子補給金	22,206
営業経費	202
その他経常費用	14,178
補償損失引当金繰入額	13,191
その他の経常費用	986
経常損失	29,377
当期純損失	29,377

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越 利益剰余金			
当期首残高	1,446,038	△319,325	△319,325	1,126,712	1,126,712
当期変動額					
新株の発行	1,610			1,610	1,610
当期純損失		△29,377	△29,377	△29,377	△29,377
当期変動額合計	1,610	△29,377	△29,377	△27,767	△27,767
当期末残高	1,447,648	△348,703	△348,703	1,098,944	1,098,944

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

損害担保取引

当業務勘定は、指定金融機関と損害担保契約を締結し損害担保補償料を徴収したうえで、指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、一定割合の補填を行う義務を負っています。損害担保取引に係る収益は、補償契約期間にわたって履行義務が充足するものと判断して収益を認識しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、補償損失引当金であります。

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

補償損失引当金 28,803百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

補償損失引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[4 引当金の計上基準][（2）補償損失引当金]に記載しております。

具体的には、最終履行期限到来の有無等、指定金融機関からの報告に基づき、損害担保契約のグルーピングを実施したうえで、グループごとの予想損失率に基づき補償損失引当金を算出しております。

予想損失率の算出にあたっては、当事業年度の補償金支払状況を踏まえ、中小・中堅企業向け損害担保取引のうち最終履行期限到来前かつ貸出条件緩和をしていないグループについて、必要な修正を加えております。

(2) 主要な仮定

損害担保契約に含まれる信用リスクに大きな変動がないことを前提に、過去の補償金支払実績率を基礎として予想損失率を算出しております。

ただし、当事業年度の補償金支払状況を踏まえると、中小・中堅企業向け損害担保取引のうち最終履行期限到来前かつ貸出条件緩和をしていないグループについては、当事業年度の補償金支払状況が今後も続くと仮定し、予想損失率について必要な修正を行っております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

事業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における補償損失引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	－百万円
要管理債権額	－百万円
3月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
小計額	－百万円
正常債権額	3,275,766百万円
合計額	3,275,766百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、当業務勘定の発行する社債は80,015百万円)の一般担保に供しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 3百万円

4. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(37,386件)	1,552,804百万円
補償損失引当金	28,803百万円
差引額	1,524,001百万円

5. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,446,038,000,000	1,610,000,000	－	1,447,648,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 1,610,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの)、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利等で回収しております。②損害担保、③利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息等で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金及び社債は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」及び「社債」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	1,137,919	1,137,966	46
(2)貸出金	3,275,672	3,191,107	△84,564
資産計	4,413,591	4,329,073	△84,517
(1)借入金	3,195,672	3,140,187	△55,484
(2)社債	80,015	79,979	△36
負債計	3,275,687	3,220,166	△55,520

(注1)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金(*)	1,137,919	—	—	—	—	—
貸出金	586,251	999,991	616,008	478,979	331,916	262,527
合計	1,724,170	999,991	616,008	478,979	331,916	262,527

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注2)借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	506,251	999,991	616,008	478,979	331,916	262,527
社債	80,000	—	—	—	—	—
合計	586,251	999,991	616,008	478,979	331,916	262,527

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	—	1,137,966	—	1,137,966
貸出金	—	3,191,107	—	3,191,107
資産計	—	4,329,073	—	4,329,073
借入金	—	3,140,187	—	3,140,187
社債	—	79,979	—	79,979
負債計	—	3,220,166	—	3,220,166

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 現金預け金

現金及び満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 貸出金

貸出金については、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りを基に算出した利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(令和6年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	72,000	72,000	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度ですが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	157百万円
勤務費用	8
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	△23
退職給付の支払額	—
過去勤務費用の発生額	—
その他	△0
退職給付債務の期末残高	142

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	32百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△3
事業主からの拠出額	4
退職給付の支払額	—
その他	△0
年金資産の期末残高	34

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	33百万円
年金資産	△34
	△0
非積立型制度の退職給付債務	108
未積立退職給付債務	108
未認識数理計算上の差異	△12
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	97
退職給付引当金	107
前払年金費用	△10
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	97

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	8百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	8
過去勤務費用の費用処理額	△1
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	14

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	27%
債券	62%
一般勘定	10%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	1.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	1.6%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当業務勘定における顧客との契約から生じる収益は、損害担保取引に係る収益であります。損害担保取引に係る収益は、補償契約期間にわたって履行義務が充足するものと判断して収益を認識し、損益計算書上の「損害担保補償料」に全額計上しており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」[5 収益及び費用の計上基準]に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び当事業年度の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債は、指定金融機関から契約時に一括して徴収した損害担保補償料のうち、当事業年度の末日において履行義務を充足していない残高を計上しております。当事業年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,346百万円であります。

(2) 当事業年度の末日における残存の履行義務に配分した取引価格の総額は、10,092百万円であります。残存の履行義務について収益認識が見込まれる金額及び期間は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	当事業年度
1年以内	1,863
1年超	8,229
合計	10,092

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接 90.14%	政策金融行政	増資の引受 (注3)	1,610	—	—
				政府補給金収入	68	—	—
				借入金の返済	533,193	借入金	3,195,672
				借入金利息の支払	3,728	未払費用	94
				資金の預託 (注4)	2,240,000	預け金	960,000
				資金の払戻	2,280,000		
				社債への被保証 (注5)	80,015	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣) 0.09%

経済産業省(経済産業大臣) 9.78%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 政府補給金収入 45百万円

中小企業庁 政府補給金収入 68百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円75銭

1株当たりの当期純損失金額 0円2銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第16期末(令和6年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	200	借入金	81,094
預け金	200	借入金	81,094
貸出金	81,094	その他負債	35
証書貸付	81,094	未払費用	31
その他資産	31	リース債務	2
前払費用	0	その他の負債	0
未収収益	31	賞与引当金	4
その他の資産	0	役員賞与引当金	0
有形固定資産	1	退職給付引当金	55
リース資産	1	役員退職慰労引当金	0
無形固定資産	103	負債の部合計	81,189
ソフトウェア	100	(純資産の部)	
リース資産	0	資本金	407
その他の無形固定資産	3	利益剰余金	△160
前払年金費用	5	その他利益剰余金	△160
		繰越利益剰余金	△160
		株主資本合計	246
		純資産の部合計	246
資産の部合計	81,436	負債及び純資産の部合計	81,436

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	263
資金運用収益	90
貸出金利息	90
預け金利息	0
政府補給金収入	173
一般会計より受入	79
特別会計より受入	93
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	298
資金調達費用	90
借入金利息	90
その他業務費用	93
利子補給金	93
営業経費	114
経常損失	35
当期純損失	35

第16期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越 利益剰余金			
当期首残高	407	△ 124	△ 124	282	282
当期変動額					
当期純損失		△ 35	△ 35	△ 35	△ 35
当期変動額合計	－	△ 35	△ 35	△ 35	△ 35
当期末残高	407	△ 160	△ 160	246	246

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については0としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理
----------	--

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	一百万円
危険債権額	一百万円
要管理債権額	一百万円
3月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	一百万円
小計額	一百万円
正常債権額	81,125百万円
合計額	81,125百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。

なお、当業務勘定においては社債は発行しておりません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 2百万円

4. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余金があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	407,000,000	—	—	407,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う認定事業者、事業再編を行う認定事業者等、事業適応を行う認定事業者、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行う認定事業者、事業基盤強化を行う認定事業者、特定船舶の導入を行う認定事業者及び特定重要物資等の安定供給確保の取組に関する事業を行う認定事業者に対して、主務大臣が指定する指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け等を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再編促進業務、事業適応促進業務、開発供給等促進業務、事業基盤強化促進業務、導入促進業務及び供給確保促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	200	200	—
(2)貸出金	81,094	80,268	△825
資産計	81,294	80,468	△825
借入金	81,094	80,616	△477
負債計	81,094	80,616	△477

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	200	—	—	—	—	—
貸出金	14,166	29,856	29,514	2,232	2,516	2,810
合計	14,366	29,856	29,514	2,232	2,516	2,810

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注2) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	14,166	29,856	29,514	2,232	2,516	2,810

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	—	200	—	200
貸出金	—	80,268	—	80,268
資産計	—	80,468	—	80,468
借入金	—	80,616	—	80,616
負債計	—	80,616	—	80,616

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 現金預け金

現金及び満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 貸出金

貸出金については、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りを基に算出した利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	84百万円
勤務費用	4
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	△14
退職給付の支払額	—
過去勤務費用の発生額	—
その他	△0
退職給付債務の期末残高	75

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	△1
事業主からの拠出額	2
退職給付の支払額	—
その他	△0
年金資産の期末残高	18

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18百万円
年金資産	△18
	△0
非積立型制度の退職給付債務	56
未積立退職給付債務	56
未認識数理計算上の差異	△6
未認識過去勤務費用	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	50
退職給付引当金	55
前払年金費用	△5
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	50

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	4
過去勤務費用の費用処理額	△0
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	8

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	27%
債券	62%
一般勘定	10%
現金及び預金	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率	1.1%
②長期期待運用収益率	2.0%
③予想昇給率	2.7%～5.9%

3. 確定拠出制度

当業務勘定の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注)	被所有 直接100%	政策金融行政	借入金の返済	14,166	借入金	81,094
				借入金利息の支払	90	未払費用	31

(注)財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

内閣府	政府補給金収入	19百万円
経済産業省	政府補給金収入	146百万円
国土交通省	政府補給金収入	7百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円60銭
1株当たりの当期純損失金額	0円8銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

リスク管理債権

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)」に基づきリスク管理債権を算出しています。

リスク管理債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
リスク管理債権比率	10.57%	7.35%	12.77%	10.82%
リスク管理債権残高	1,157,393	265,678	994,691	2,417,764
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	20,664	3,537	8,495	32,697
危険債権	127,351	129,250	827,357	1,083,959
3月以上延滞債権	88	950	—	1,038
貸出条件緩和債権	1,009,288	131,940	158,838	1,300,067
正常債権	9,787,553	3,350,698	6,793,163	19,931,415
総債権残高	10,944,947	3,616,377	7,787,900	22,349,224

(リスク管理債権)

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く)
- 3月以上延滞債権
元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当するものを除く)
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記に該当するものを除く)

日本政策金融公庫の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

- ①役員報酬の支給水準の設定についての考え方
国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。
- ②令和5年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)
特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。
- ③役員報酬基準の内容及び令和5年度における改定内容
代表取締役総裁 役員報酬は、下表のとおり、本俸、特別調整手当、特別手当から構成されている。
改定については、国家公務員に準じて次のとおり実施。
・本俸の引上げ(+2,000円または+3,000円)
・特別手当の引上げ(+0.10ヵ月)

報酬の種類	支給基準等	
ア 本俸	本俸月額(単位:千円)	
		本俸月額
	総裁	1,178
	副総裁	1,126
	専務取締役	1,077
	常務取締役	928
	取締役	867
	社外取締役	779
	常勤監査役	803
	非常勤監査役	682
イ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.200	
ウ 特別手当	【(本俸月額+特別調整手当月額)+(本俸月額×0.25)+{(本俸月額+特別調整手当月額)×0.2}】×支給割合 ^(*) (*)支給割合:年3.40ヵ月	

代表取締役副総裁	同上
代表取締役専務取締役	同上
専務取締役	同上
常務取締役	同上
取締役	同上
常勤監査役	同上

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和5年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
代表取締役総裁	23,732	14,112	6,798	2,822(特別調整手当)			*
A代表取締役副総裁	6,770	3,032	3,131	606(特別調整手当)		令和5年6月21日	※
B代表取締役副総裁	21,539	12,953	5,995	2,591(特別調整手当)			※
A代表取締役専務取締役	6,530	2,900	3,050	580(特別調整手当)		令和5年6月21日	◇
B代表取締役専務取締役	15,205	10,000	3,204	2,000(特別調整手当)	令和5年6月21日		◇
C代表取締役専務取締役	21,813	12,900	6,333	2,580(特別調整手当)			◇
D代表取締役専務取締役	21,813	12,900	6,333	2,580(特別調整手当)			◇
専務取締役	21,813	12,900	6,333	2,580(特別調整手当)			◇
A常務取締役	18,549	11,112	5,214	2,222(特別調整手当)			※
B常務取締役	5,505	2,498	2,508	500(特別調整手当)		令和5年6月21日	※
C常務取締役	18,261	10,947	5,124	2,189(特別調整手当)			※
D常務取締役	18,796	11,112	5,461	2,222(特別調整手当)			◇
E常務取締役	18,373	10,947	5,236	2,189(特別調整手当)			※
F常務取締役	18,796	11,112	5,461	2,222(特別調整手当)			※
A取締役	17,560	10,380	5,104	2,076(特別調整手当)			◇
B取締役	17,099	10,380	4,643	2,076(特別調整手当)			◇
C取締役	12,240	8,047	2,583	1,609(特別調整手当)	令和5年6月21日		※
D取締役	17,329	10,380	4,873	2,076(特別調整手当)			※
E取締役	12,240	8,047	2,583	1,609(特別調整手当)	令和5年6月21日		※
F取締役(非常勤)	9,348	9,348	0	0(特別調整手当)			
G取締役(非常勤)	9,348	9,348	0	0(特別調整手当)			
A監査役	16,177	9,620	4,633	1,924(特別調整手当)			

B監査役	4,829	2,163	2,234	433(特別調整手当)		令和5年6月21日	※
C監査役	13,178	9,293	2,393	1,491(特別調整手当)			※
D監査役(非常勤)	8,184	8,184	0	0(特別調整手当)			
E監査役(非常勤)	8,184	8,184	0	0(特別調整手当)			
F監査役(非常勤)	6,343	6,343	0	0(特別調整手当)	令和5年6月21日		※

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。
注2:本表の「前職」欄の「※」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「※※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。
注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

代表取締役総裁	役員報酬は以下の基本的な考え方に基づき、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としていることから、適正な水準と判断している。 ①各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。 ②公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保し得る水準とし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。 ③公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め、適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。
代表取締役副総裁	同上
代表取締役専務取締役	同上
専務取締役	同上
常務取締役	同上
取締役	同上
常勤監査役	同上

【主務大臣の検証結果】

役員報酬は上述の基本的な考え方に基づき、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としていることから、適正な水準と判断している。

4 役員の退職手当の支給状況(令和5年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)(千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
代表取締役総裁	該当者なし	年	月			
代表取締役副総裁	17,305	7 ^年	1 ^月	令和5年6月21日	1.9	※
代表取締役専務取締役	該当者なし	年	月			
専務取締役	該当者なし	年	月			
常務取締役	14,606	7 ^年	1 ^月	令和5年6月21日	1.8	※
取締役	該当者なし	年	月			
監査役	5,890	4 ^年	1 ^月	令和5年6月21日	—	※

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「※」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「※※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
代表取締役副総裁	内部規定の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会において業績勘案率を決定しており、適正な水準と判断している。
常務取締役	内部規定の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会において業績勘案率を決定しており、適正な水準と判断している。
監査役	内部規定の定めに従い、取締役に準じて決定しており、適正な水準と判断している。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしており、今後も継続していく方針である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

①職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ人件費の管理を行う。

社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。

②職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させている。

注:「グレード給」とは、管理職に支給する職員給与のうち成績に応じて変動する部分である。

③給与制度の内容及び令和5年度における主な改定内容

給与内容は、本俸、グレード給及び諸手当(扶養手当、勤務地手当、通勤手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職特別勤務手当及び特別手当)としている。

改定については、国家公務員に準じて次のとおり実施。

・本俸月額引上げ(+1.076%)

・特別手当の引上げ(+0.1ヵ月)

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	令和5年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	4,346	40.3	7,175	5,226	138	1,949
事務・技術	4,346	40.3	7,175	5,226	138	1,949
自動車運転手	—	—	—	—	—	—
在外職員	5	41.7	16,710	14,801	0	1,909
事務・技術	5	41.7	16,710	14,801	0	1,909
任期付職員	29	58.4	4,600	3,825	176	775
事務・技術	29	58.4	4,600	3,825	176	775
再任用職員	145	63.3	4,186	3,494	164	692
事務・技術	141	63.2	4,205	3,510	167	695
自動車運転手	4	65.3	3,531	2,949	62	582

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注3:研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注4:常勤職員及び再任用職員のうち、自動車運転手とは、自動車運転の専任者をいう。

注5:常勤職員のうち、「自動車運転手」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」欄以外は記載しないこととし、常勤職員の全体の人員、平均年齢及び令和5年度の年間給与額(平均)にも含めていない。

①職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	令和5年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1,746	50.3	12,578	8,774	125	3,804
指定職相当職員	55	58.1	16,645	11,295	151	5,350
事務・技術	1,691	50.0	12,446	8,692	124	3,754
在外職員	—	—	—	—	—	—
事務・技術	—	—	—	—	—	—

注1:常勤職員については、在外職員を除く。

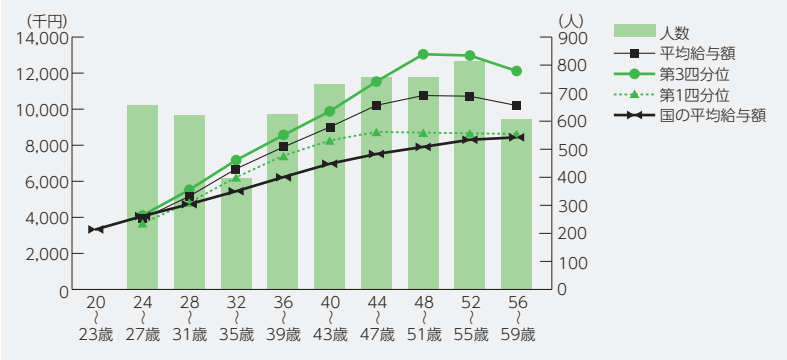
注2:常勤職員のうち、指定職相当職員とは、特に重要な業務を所掌する部長級をいう。

注3:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注4:研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注5:年俸制適用者の在外職員のうち、「事務・技術」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」欄以外は記載しないこととし、在外職員の全体の人員、平均年齢及び令和5年度の年間給与額(平均)にも含めていない。

②年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
注2:任期付職員を含む。以下、④において同じ。

③職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	年間給与額	
			平均(千円)	最高～最低(千円)
管理職(部長級)	380	54.3	14,515	16,877～12,693
管理職(課長級)	1,311	48.8	11,687	14,862～8,348
非管理職	4,375	40.4	7,019	16,065～2,882

④賞与(令和5年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	100%	100%	100%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	0%	0%	0%
	最高～最低	0%	0%	0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	0%	0%	0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	100%	100%	100%
	最高～最低	100%	100%	100%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 125.8 ・年齢・地域勘案 126.6 ・年齢・学歴勘案 122.8 ・年齢・地域・学歴勘案 124.9
国に比べて給与水準が高くなっている理由	1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、企業財務に精通した人材が必要であるのに加えて、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 具体的には、以下のような能力や専門性を有する人材の確保が必要である。 ・帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関のみでは適切な対応が十分できない小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」 ・農林水産業者に対して民間金融機関のみでは適切な対応が十分できない長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性 ・中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力 2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152ヵ所に支店を有しているため、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。 3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「124.9」となり、勘案前の「125.8」から「0.9」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。

国に比べて給与水準が高くなっている理由	①民間金融機関との比較例																								
	<table><tr><th></th><th>年間平均給与(千円)</th><th>平均年齢(歳)</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>8,632</td><td>43.1</td></tr><tr><td>A(都市銀行)</td><td>8,428</td><td>39.4</td></tr><tr><td>B(都市銀行)</td><td>7,932</td><td>39.5</td></tr><tr><td>C(都市銀行)</td><td>7,846</td><td>39.4</td></tr><tr><td>D(地方銀行等)</td><td>8,696</td><td>43.8</td></tr><tr><td>E(地方銀行等)</td><td>7,798</td><td>42.8</td></tr><tr><td>F(地方銀行等)</td><td>7,533</td><td>38.9</td></tr></table>		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)	当公庫	8,632	43.1	A(都市銀行)	8,428	39.4	B(都市銀行)	7,932	39.5	C(都市銀行)	7,846	39.4	D(地方銀行等)	8,696	43.8	E(地方銀行等)	7,798	42.8	F(地方銀行等)	7,533	38.9
		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)																						
	当公庫	8,632	43.1																						
	A(都市銀行)	8,428	39.4																						
	B(都市銀行)	7,932	39.5																						
	C(都市銀行)	7,846	39.4																						
	D(地方銀行等)	8,696	43.8																						
	E(地方銀行等)	7,798	42.8																						
	F(地方銀行等)	7,533	38.9																						
注1:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの																									
注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(令和5年3月期)出所																									
②学歴別の人員構成																									
<table><tr><th></th><th>大学卒</th><th>短大卒</th><th>高校卒</th><th>中学卒</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>92.1%</td><td>7.6%</td><td>0.3%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>国家公務員行政職(一)</td><td>62.9%</td><td>12.5%</td><td>24.6%</td><td>0.0%</td></tr></table>		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	92.1%	7.6%	0.3%	0.0%	国家公務員行政職(一)	62.9%	12.5%	24.6%	0.0%										
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒																					
当公庫	92.1%	7.6%	0.3%	0.0%																					
国家公務員行政職(一)	62.9%	12.5%	24.6%	0.0%																					
注1:大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業業者を含む。																									
注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの																									
注3:国家公務員のデータは、令和5年国家公務員給与等実態調査出所																									
③地域別の人員構成																									
<table><tr><th></th><th>1～5級地</th><th>その他</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>61.6%</td><td>38.4%</td></tr><tr><td>国家公務員行政職(一)</td><td>58.5%</td><td>41.5%</td></tr></table>		1～5級地	その他	当公庫	61.6%	38.4%	国家公務員行政職(一)	58.5%	41.5%																
	1～5級地	その他																							
当公庫	61.6%	38.4%																							
国家公務員行政職(一)	58.5%	41.5%																							
	注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。																								
	注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの																								
	注3:国家公務員のデータは、令和5年国家公務員給与等実態調査出所																								
給与水準の妥当性の検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 4.5%】 (国からの財政支出額 52,408,127千円、支出予算の総額 1,160,545,754千円:令和5年度予算)																								
	【累積欠損額:貸借対照表上の繰越利益剰余金は△1,903,547百万円(これにより株主資本合計は15,286,413百万円)(令和4年度決算)】																								
	【管理職の割合27.9%(常勤職員数6,066名中1,691名)】																								
	【大卒以上の高学歴者の割合92.1%(常勤職員数6,066名中5,588名)】																								
	【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 14.1%】 (支出総額443,268,457千円、給与・報酬等支給総額62,286,766千円:令和4年度決算)																								
	(法人の検証結果) 給与水準については、上記の高くなっている理由欄にも記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行している。収益性のみならず、政策金融機関としての特性も十分に考慮しながら、政策金融を的確に実施し適切に管理している。																								
	(主務大臣の検証結果) 日本公庫においては、業務を遂行するに際して、中小零細企業・農林事業者向けの融資、債権管理、回収、リスク管理等に関する高い職務能力が必要であることから、高度な専門性を有する人材確保のため、同種の民間金融機関の給与水準等を踏まえる必要性がある。 また、日本公庫が、全国に支店網を展開し、かつ、職員の転居を伴う広範囲で頻繁な転勤を要求する勤務環境を形成していることも踏まえる必要性がある。																								
	従って、こうした理由から日本公庫の給与水準が国に比べて高くなっているものと認められる。																								
	一方で、給与水準は国家公務員を上回っていることから、今後も給与水準の引き下げの努力が引き続き求められる。																								
	講ずる措置	【講ずる措置】 令和6年度も民間金融機関等の給与処遇及び人事院勧告の内容等も勘案しつつ、平成23年度に導入した現行の人事給与制度を適正に運用することで、人件費の増加を抑制し、国民の理解が得られる水準とするよう取り組む。また、平成26年4月に総合職と処遇差を設け、転勤範囲を限定した新たな職種である「地域総合職」を導入。既存の総合職職員からの職種転換や新卒採用による「地域総合職」の増加に伴い、人件費の増加が抑制される見込み。加えて、平成25年に大幅に削減を実施した管理職総数について、引き続き適正に管理・運用していくことで、人件費の増加抑制が見込まれる。																							
【改善策】 上述の通り、現行の人事給与制度の適正な運用、「地域総合職」職員の増加、管理職総数の適正な管理・運用といった措置を通じて人件費の増加を抑制していく。																									

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

- 22歳(大卒初任給)
月額205,300円 年間給与3,079,000円
- 35歳(本部上席課長代理)
月額462,520円 年間給与7,631,000円
- 50歳(本部課長)
月額721,900円 年間給与12,559,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)(令和5年度)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させており、今後も継続していく方針である。

Ⅲ 総人件費について

(単位:千円、%)

区分	令和4年度	令和5年度	比較増減	
給与、報酬等支給総額(A)	62,286,766	63,645,546	1,358,780	(2.2%)
退職手当支給額(B)	4,216,877	1,772,456	△ 2,444,421	(△ 58.0%)
非常勤役員等給与(C)	4,270,011	4,222,965	△ 47,046	(△ 1.1%)
福利厚生費(D)	11,681,001	11,908,373	227,372	(1.9%)
最広義人件費(A+B+C+D)	82,454,655	81,549,340	△ 905,315	(△ 1.1%)

注:各項目で端数処理を行っているため、各項目((A)~(D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1 対前年比状況

令和5年度においては、「給与、報酬等支給総額」が前年度比+2.2%、「最広義人件費」が前年度比△1.1%となった。これは、人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に関する取扱いに準じて国家公務員と同様のベースアップ及び賞与支給月数の増加を実施した一方で、定年年齢の引上げに伴い定年退職者数が減少したことが主な要因となっている。

2 人件費削減の基本方針

株式会社日本政策金融公庫については、「経済危機対策」(平成21年4月10日閣議決定)を受けて、経済危機対応業務に支障を来たすことがないよう業務を着実に実現する必要があるため、経済危機対策が時限的な措置であることを踏まえ、経済危機対応業務が終了する平成25年度末までに、当初設定した総人件費改革の削減目標(人員数5.0%減)を実現することとしていた。平成25年度までに目標を達成済。

3 役員退職手当の引下げ

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、役員退職手当については平成30年1月1日以降、国家公務員の引下げ幅(△3.39%)と同じとなる支給水準の引下げを実施した。

また、職員については、就業規則の変更等を要したことから、所要の手続を経て平成30年4月1日以降、国家公務員の引下げ幅と同水準となる引下げを実施した。

Ⅳ その他

職員の令和6年度の定年年齢は61歳。国家公務員と同様に、令和5年度から2年に1歳ずつ、令和13年度に65歳となるまで段階的に引き上げる。60歳以降は原則管理職以上には区分せず、60歳前の職務経験に応じた5区分の本俸(シングルレート、60歳前の7割程度の水準)を適用。

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。
 - 二 別表第二に掲げる業務を行うこと。
 - 三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。
 - 四 削除
 - 五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。
 - 二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。)に限る。)に委託することができる。

(事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算の作成及び提出)

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

(予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 削除

七 危機対応円滑化業務

(決算報告書の作成及び提出)

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

(国庫納付金)

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

第四十九条 公庫がその業務(信用保険等業務を除く。第五項において同じ。)を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

5 公庫は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

- 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
- 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の二の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣
- 四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事

項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 削除

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（協議）

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一（第十一条関係）

一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（第三号から第七号までに掲げる資金を除く。）
二	教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。）を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金（教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。）
三	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備（車両を含む。以下この表において同じ。）の設置又は整備（当該施設又は設備の設置又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。）に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であって、当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
七	理容師又は美容師を養成する事業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）又は美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
八	農林漁業者	農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。） イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金 ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金（果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。） ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの（以下「指定永年性植物」という。）の植栽又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。） ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。） ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの チ 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの リ 造林に必要な資金 ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金 ヲ 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ワ 林業経営の改善のためにする森林（森林とその土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金 タ 漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの レ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ソ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナ イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。）であって主務大臣の指定するもの
九	農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの（以下「付設集団売場」という。）を含む。）を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場（付設集団売場を含む。）の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十一	指定地域（地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。）内において生産される農林畜水産物（以下「指定地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化（以下「新商品の研究開発等」という。）が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十二	食品(飲食物品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。)若しくは飼料の製造、加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を提出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。.)又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。.)に必要なものであって、主務大臣の指定するもの(前三号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十三	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置する者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。)
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二(第十一条関係) (略)

令和6年7月発行

発行：株式会社日本政策金融公庫 広報部

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

TEL 03-3270-0631

ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>

